

昭島市公共施設等総合管理計画

平成29年3月
昭島市

はじめに

我が国が保有するインフラ施設を含めた公共施設の多くが高度成長期に整備され、一斉に更新時期を迎えるなど老朽化への対応が大きな課題となっています。また、平成24（2012）年に発生した中央自動車道笹子トンネルの崩落事故に端を発し、安全性に対する危機感が高まっています。

政府は、平成25（2013）年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25（2013）年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。これを受け、平成26（2014）年4月には、国から地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされました。

本市が保有する公共施設等についても国と同様に老朽化への対応は大きな課題であります。国の動向を背景とし、本市においても、新地方公会計制度の導入と併せ、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくことといたしました。

本計画は、計画期間を20年とし、本市の保有する公共施設等の状況や維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み、長期的な財政シミュレーション、人口動向など、所要の分析や検討をその内容とし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

今後は、一定時期に本計画の見直しも行いつつ、公共施設の安全性の確保と、住民の福祉を増進するための利用に供する公共施設として、サービスの維持・向上を図り、併せて、更新等費用の平準化と負担の軽減を図ることで、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、公共施設の適正な維持・管理に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

最後に、公共施設等総合管理計画策定にあたり、ご尽力いただきました公共施設等総合管理計画策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、ワークショップにご参加をいただいた皆様、パブリックコメントにご意見をいただいた皆様、また、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

市長 臼井伸介

目次

公共施設等総合管理計画について	1
第1章 昭島市の概要	3
1 市の概況	3
2 公共施設等の状況	4
3 人口動向（本市全体の人口推計）	10
4 各地区別の人口動向	11
5 財政の現況と課題	17
第2章 計画策定にあたっての市民参加	38
1 市民アンケート結果	38
2 市民ワークショップについて	51
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	55
1 現状や課題に関する基本認識	55
2 課題を踏まえた公共施設の保有量について	57
3 公共施設等の管理に関する基本的な方針	60
4 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針	62
5 計画期間について	65
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	66
1 市民文化系施設	68
2 学校教育系施設	70
3 行政系施設	72
4 社会教育系施設	74
5 産業系施設	76
6 子育て支援施設	77
7 保健・福祉施設	79
8 スポーツ・レクリエーション系施設	80
9 供給処理施設	82
10 公営住宅	83
11 公園内施設	84
12 その他	86
13 上水道事業	88
14 下水道事業	89

15	道路.....	90
16	橋りょう.....	91
17	公園.....	92
18	第4章のまとめ.....	93
第5章	フォローアップの実施方針.....	95
1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について.....	95
2	公共施設等総合管理計画の改訂について.....	97
3	市民や市議会との連携について.....	97
	附属資料.....	99
1	昭島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会.....	100
2	昭島市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会.....	103
3	施設分布.....	106
4	市民アンケート結果（全設問）.....	108
5	昭島市公共施設等総合管理計画（素案）に関する説明会.....	119
6	昭島市公共施設等総合管理計画（素案）に係る意見募集（パブリックコメント）.....	120

【公共施設等総合管理計画の記載にあたっての前提】

① 端数処理について

本計画で取り扱う数値は、金額、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

② 調査時点について

本計画に掲載する実績値は、平成27（2015）年3月31日時点の基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、その旨を記載しています。

③ %（パーセント）表記について

実績値を「%（パーセント）」表記する場合、小数点以下二位を四捨五入しています。そのため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

公共施設等総合管理計画について

(1) 公共施設等総合管理計画の策定の背景

我が国においては、高度経済成長や人口増を受けて建設された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

こうした中、平成 25(2013)年 6 月、国の日本再興戦略においては、「インフラ長寿命化基本計画」の策定が盛り込まれ、強靱なインフラシステムの構築や総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を図るべきものとされています。

こうしたことから、平成 26(2014)年 4 月、国から地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がされています。

本市が保有する多くの施設においても老朽化が進んでおり、これまで耐震化をはじめ計画的な維持管理に努めてきましたが、今後、公共施設の老朽化による更新等には多額の費用が見込まれ、厳しい財政状況が続く中で、公共施設の老朽化への対応は、極めて重要な課題となっています。

公共施設等については、近年にも各種公共施設の整備が進められ、新市庁舎をはじめ、清掃センター、環境コミュニケーションセンター、拝島駅南口駅前広場等の大規模な建設事業に着手してきました。今後も引き続き、立川基地跡地昭島地区の整備や東中神駅周辺整備を進め、また、(仮称)教育福祉総合センターの新設等も予定しています。

これまでも「第五次昭島市総合基本計画」や「中期財政計画」、「昭島市中期行財政運営計画」に基づき、職員数の削減等の行政改革に取り組み、安定した財政運営に努めてきました。しかしながら、今後も進行することが見込まれる生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化等による利用状況の変化、さらには多くの公共施設が大規模な改修や建替えの時期を迎える中で、改修費等の増大は避けられない状況にあり、本市の公共施設を取り巻く環境には多くの課題が山積しています。

このような現状を踏まえ、これからの公共施設等のあり方を考える公共施設マネジメントに取り組むこととし、市が所有する公共施設等の全体像と各用途別施設の現状分析を行い、今後の公共施設等の適切な維持管理に努めるため「昭島市公共施設等総合管理計画」を策定し、その取組を推進することとしました。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

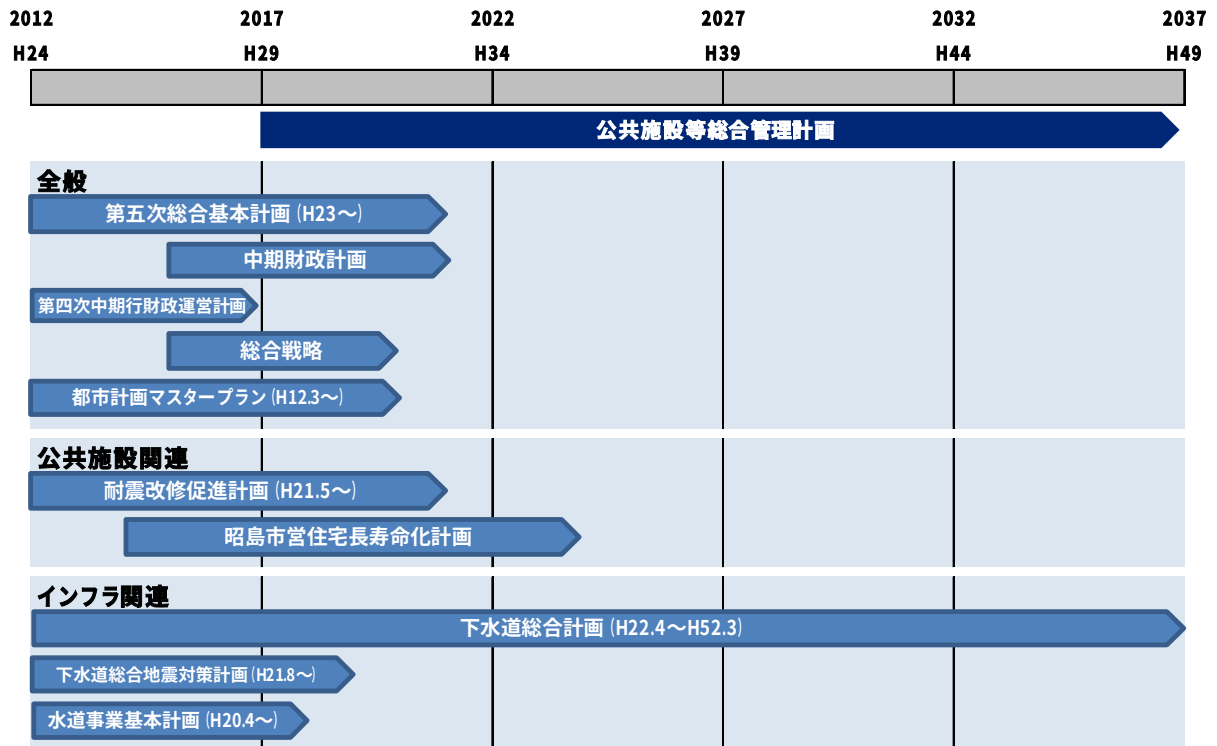
公共施設等総合管理計画は、今後も財政状況の好転が見込まれず、厳しい行財政環境が続く中、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を効果的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減化と平準化を図るとともに、将来のまちづくりの実現に寄与することを目的とした計画です。

今後、公共施設等の総合的なマネジメントを進めて行くための基準となります。

(3) 計画期間

平成 29(2017)年度から平成 48(2036)年度までの 20 年間とします。

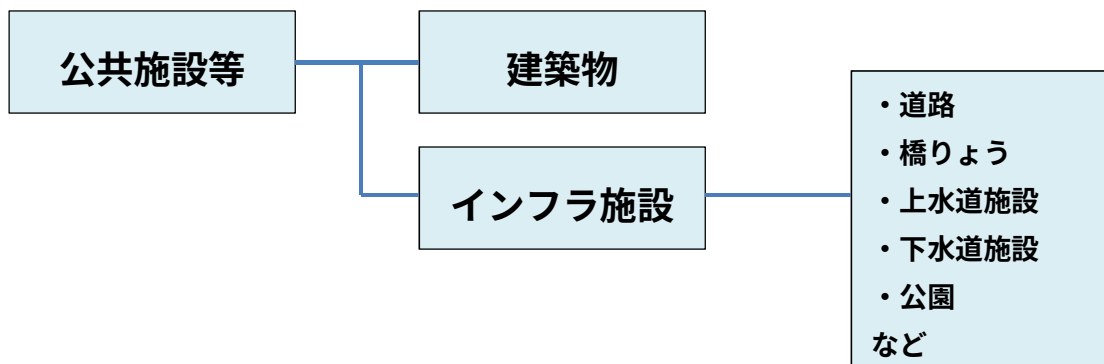
図 0-1 公共施設等総合管理計画と他の計画の関係



(4) 対象とする公共施設等の範囲

本市は、市役所等の庁舎、義務教育を提供するための小・中学校、市民会館・公民館、図書館、総合スポーツセンター等の多くの市民の皆さまに利用される社会教育施設やスポーツ施設といった多岐にわたる施設を保有しています。また、道路、橋りょう、上・下水道施設等のインフラも保有しています。

公共施設等総合管理計画における対象は、本市が保有する全ての建築物及びインフラ施設とします。



第1章 昭島市の概要

1 市の概況

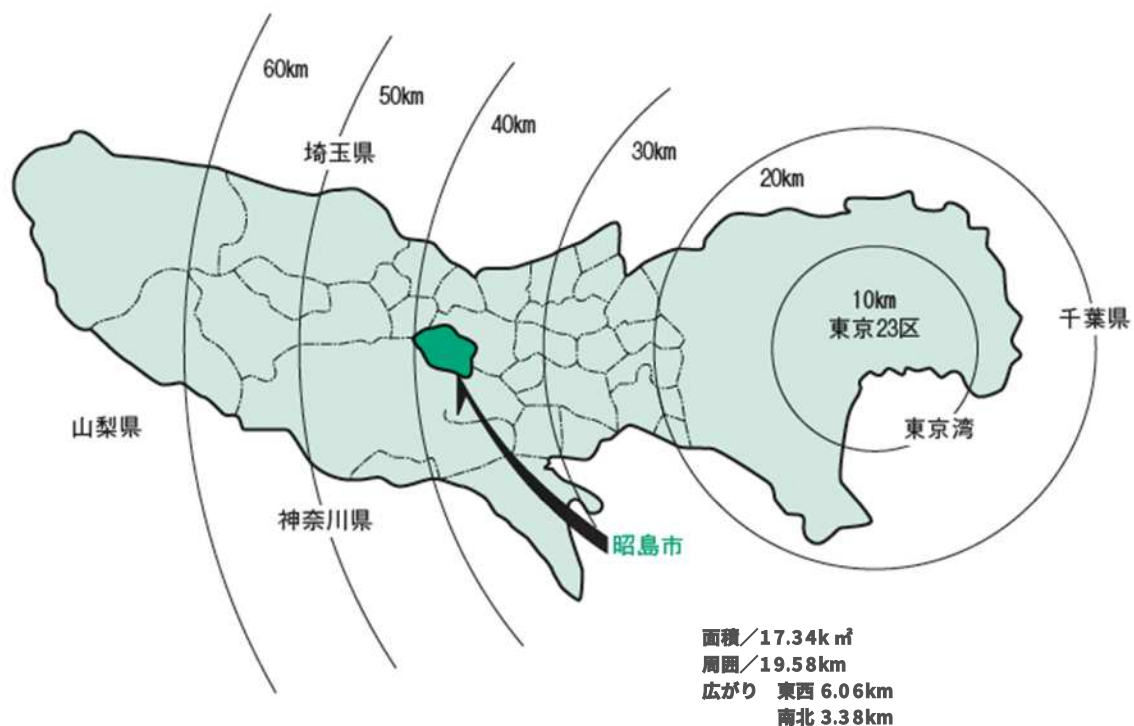
昭島市は、都心から西に約35キロメートル、東京都のほぼ中央に位置し、東・北は立川市、西は福生市、南は八王子市・日野市に接しています。面積は17.34平方キロメートル、人口は約113,000人を数え、多摩地区の中核的な都市として順調な発展を続けています。昭和29(1954)年5月1日、北多摩郡昭和町と拝島村が合併し、東京都で7番目の市として誕生しました。「昭島市」という市名は、この二つの自治体名を合わせて命名されました。

本市は、多摩川や玉川上水、市内に点在する湧水や樹林地等、都心の近郊に位置しながら、比較的豊かな自然に恵まれ、豊富な地下水は古くから市民の生活を潤し、かけがえのない市民共有の財産となっています。また、交通網にも恵まれ、都心へ1時間ほどの通勤圏にあり、さらに、同程度の時間で奥多摩の自然にふれることもできます。商業施設や文化施設へのアクセスにも恵まれ、暮らしやすい良好な環境にあります。

平成に入ってから、新市庁舎や清掃センター等の建設をはじめとした各種公共施設の整備が進められ、平成13(2001)年度には保健福祉センター（あいぽっく）、平成15(2003)年度には児童センター（ぱれっと）を開設しました。その後、平成21(2009)年度には、長年の懸案であった拝島駅自由通路の整備が完了し、平成22(2010)年度には環境コミュニケーションセンターを開設しました。

また、立川基地跡地昭島地区の整備や中神駅周辺整備も順調に進捗し、（仮称）教育福祉総合センターの建設も予定しており、都市基盤の整備にも目途がたち、新しいまちの姿が徐々に見えてきています。今後も、市民の皆さまが安心して快適に暮らせるよう、さらに住みやすいまちづくりに向けて施策を推進していきます。

図1-1-1 本市の位置



2 公共施設等の状況

(1) 公共施設の概況

表 1-2-1 公共施設の一覧

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	2	2,135.48
	文化施設	1	7,835.81
学校教育系施設	学校	21	128,753.50
	その他教育施設	1	1,846.00
行政系施設	庁舎等	2	18,802.41
	消防施設	4	346.30
	その他行政系施設	9	1,235.63
社会教育系施設	市立会館	9	5,797.36
	図書館	4	1,775.64
産業系施設	産業系施設	1	2,243.33
子育て支援施設	幼保・こども園	4	1,389.21
	幼児・児童施設	20	4,087.48
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	70.93
	障害福祉施設	1	493.26
	保健施設	1	6,106.83
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	10,367.12
	レクリエーション施設	1	140.28
供給処理施設	供給処理施設	5	13,691.73
公営住宅	公営住宅	1	1,310.07
公園内施設	公園内施設	56	1,318.78
その他	その他	18	9,871.80
合計		167	219,618.95

※対象施設一覧の大分類・中分類は、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

※複合施設¹の場合は、それぞれの分類ごとに施設数を計上しています。

※上・下水道施設は、インフラとして分類するため、上記から除いています。

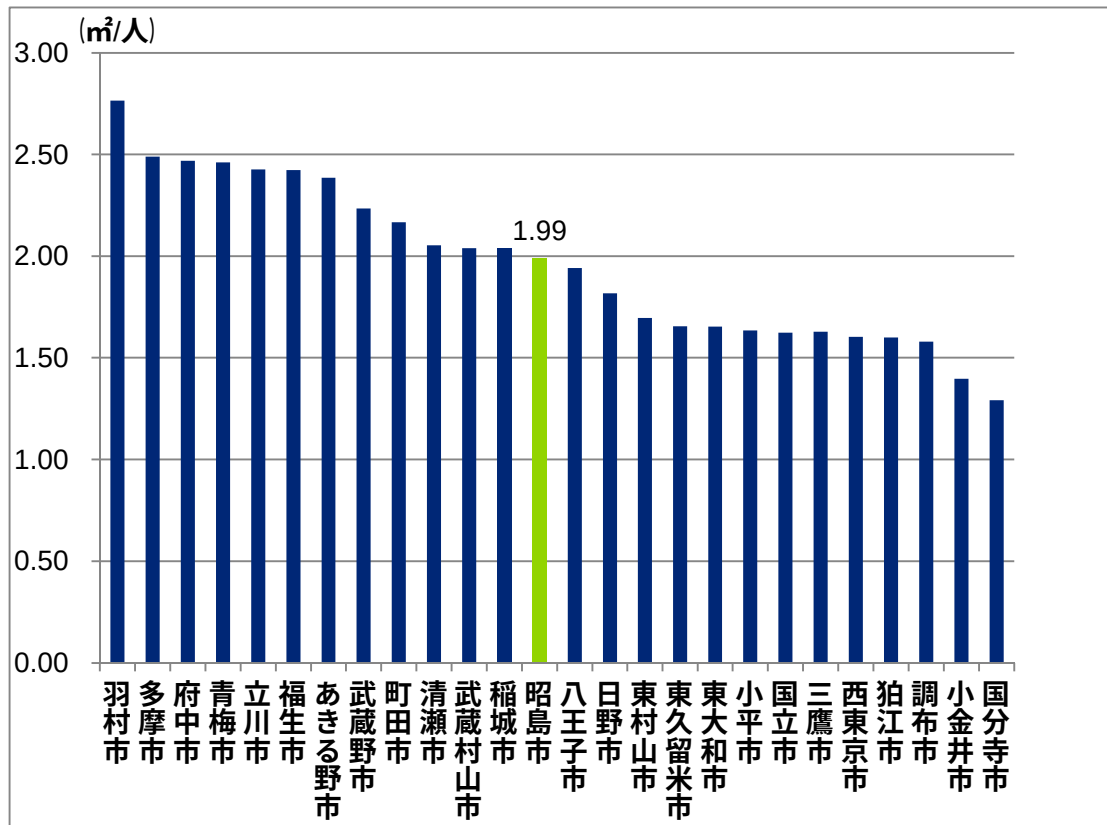
平成 27(2015)年 3 月 31 日時点で、本市が保有する公共施設（上・下水道施設を除く。）は 167 施設あり、総延床面積は 219,618.95 ㎡となっています。

これらの施設について、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類（大分類・中分類）や本市の公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しています。

¹ 複合施設とは、複数の施設（機能）が集まっている建物のことです。

(2) 公共施設（行政財産²）の都内自治体比較

図 1-2-2 市民一人当たりの延床面積の都内自治体比較【多摩 26 市について】



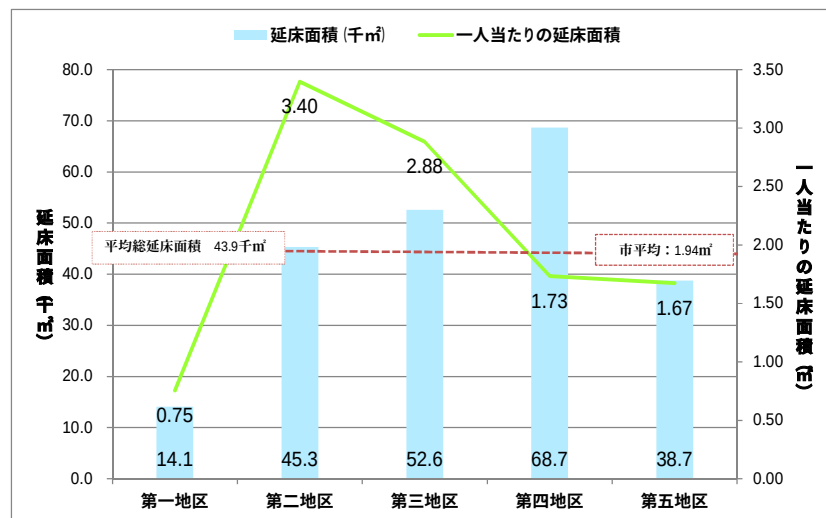
※延床面積については平成 26(2014)年度市町村公共施設状況調査結果、人口については平成 27(2015)年国勢調査人口を基に作成しています。

本市の公共施設（行政財産）の延床面積は 221,879 m²、人口は 111,539 人となっています。市民 1 人当たりの延床面積は 1.99 m²で、多摩 26 市の平均である 1.96 m²をやや上回っている状況です。また、多摩 26 市の中で大きい方から順位付けすると 13 番目の水準となっています。

² 行政財産とは、公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産のことです。

(3) 公共施設の地区別の状況

図 1-2-3 平成 26(2014)年度地区別の総延床面積と住民一人当たりの総延床面積



※市外に有している施設については含めていません。

地区別総延床面積でみると、人口の 35.0%を占める第四地区が約 69,000 ㎡ (31.3%)、人口の 16.1%を占める第三地区が約 53,000 ㎡ (24.0%)、人口の 11.8%を占める第二地区が約 45,000 ㎡ (20.7%)と平均総延床面積 (約 44,000 ㎡) を超えており、第一地区、第五地区の各地区は平均を下回っています。

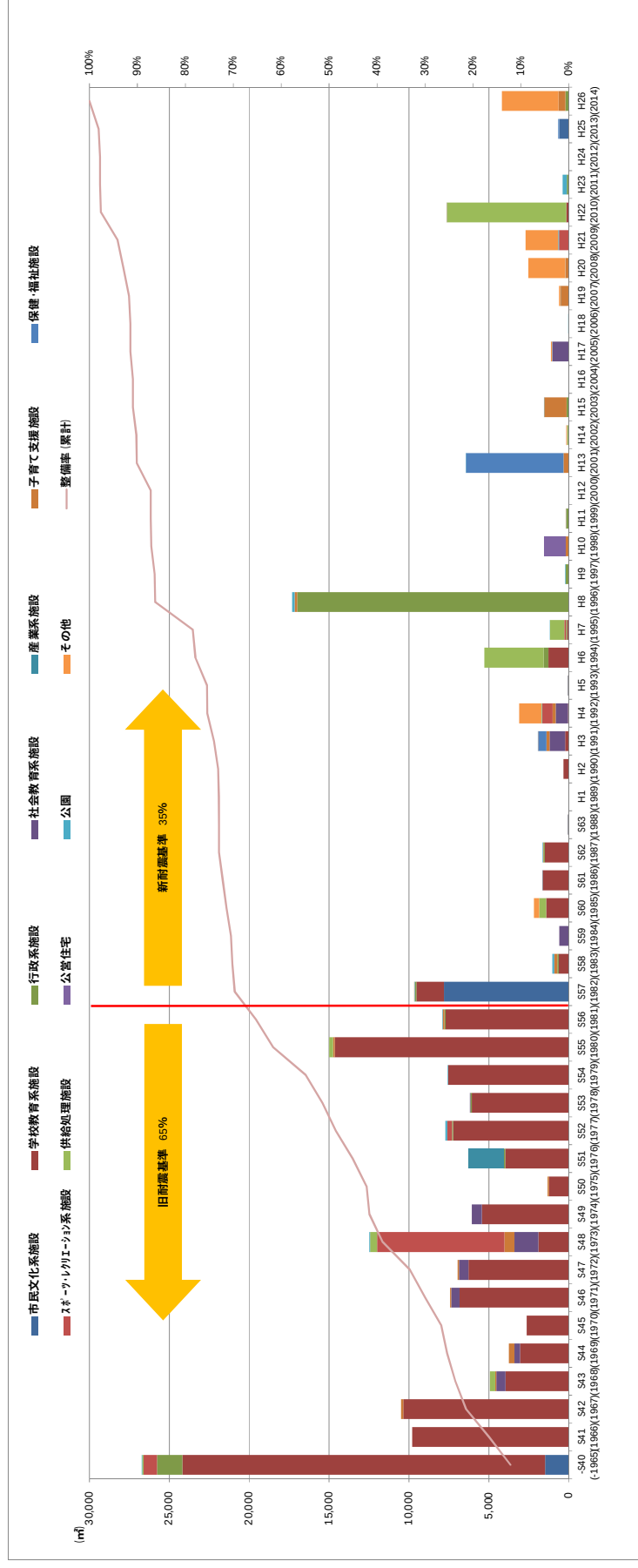
一方、住民一人当たりの総延床面積では、人口の少ない第二地区で 3.40 ㎡と最も高く、第一地区の 0.75 ㎡と 4.5 倍の差があり地区差は大きくなっています。

1. 第一地区	大神町、築地町、中神町、福島町、宮沢町、武蔵野二丁目～三丁目、もくせいの杜一丁目～三丁目
2. 第二地区	大神町、田中町、つつじが丘一丁目～三丁目、拝島町、美堀町一丁目～五丁目
3. 第三地区	東町一丁目～五丁目、郷地町一丁目～三丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目 1 番～6 番、玉川町三丁目、玉川町四丁目 1 番～11 番、玉川町五丁目 1 番～9 番、福島町一丁目～三丁目
4. 第四地区	朝日町一丁目～朝日町五丁目、大神町一丁目～四丁目、昭和町一丁目～五丁目、上川原町一丁目～三丁目、田中町一丁目～四丁目、玉川町二丁目 7 番～9 番、玉川町四丁目 12 番～13 番、玉川町五丁目 10 番～22 番、中神町一丁目～三丁目、松原町一丁目、宮沢町一丁目～三丁目
5. 第五地区	松原町二丁目～五丁目、拝島町一丁目～五丁目、緑町一丁目～五丁目

※第一地区の大神町、築地町、中神町、福島町、宮沢町と第二地区の大神町、田中町、拝島町は住居表示未実施地区となります。

(4) 公共施設の年度別の設置状況

図 1-2-4 大分類別の建設年度別総延床面積の推移



(5) インフラの状況

① 上水道施設（配水場）

施設名	延床面積 (㎡)
西部配水場	775.69
中央配水場	1,188.42
東部配水場	1,930.69
合計	3,894.80

② 上水道（管路）

種別	延長 (m)
導水管	9,875.0
送水管	2,291.6
配水管	256,014.4
合計	268,181.0

③ 下水道施設（ポンプ場）

施設名	延床面積 (㎡)
郷地ポンプ場	445.62
合計	445.62

④ 下水道（管路）

種別	延長 (m)
コンクリート管	253,457.1
塩ビ管	63,069.9
その他	1,609.8
合計	318,136.8

⑤ 道路（市が所有し、管理するもの）

種別	総延長 (km)	面積 (k ㎡)
一般道路	225.8	1.30
自転車歩行者道	3.0	0.02
合計	228.8	1.32

⑥ 歩道橋

種別	箇所数 (箇所)
歩道橋	5
合計	5

⑦ 橋りょう

種別	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (k m ²)
RC 橋	41	193.5	1.25
鋼橋	1	42.1	0.24
合計	42	235.6	1.49

橋りょう長さ	本数 (本)	実延長 (m)	面積 (k m ²)
15m 未満	39	163.5	1.04
15m 以上	3	72.1	0.46
合計	42	235.6	1.50

⑧ 公園

種別	箇所数 (箇所)	敷地面積 (m ²)
都市公園	37	455,090.93
児童遊園	49	32,758.34
その他の公園 (広場)	2	14,014.51
合計	88	501,863.78

※都市公園の土地所有者の内訳は、国が 319,596.99 m²、都が 16,111.66 m²、市が 110,673.28 m² 及び民間が 8,709.00 m²です。

※児童遊園の土地所有者の内訳は、国が 2,327.59 m²、都が 1,515.20 m²、市が 16,250.51 m²及び民間が 12,665.04 m²です。

※その他の公園 (広場) の土地所有者の内訳は、都が 12,636.51 m²及び民間が 1,378.00 m²です。

3 人口動向（本市全体の人口推計）

平成 28 年 2 月に策定した総合戦略における本市の将来人口展望においては、平成 27（2015）年の 113,086 人から 45 年後の平成 72（2060）年には、18,843 人（16.7%）減少した 94,243 人と見込んでいます。

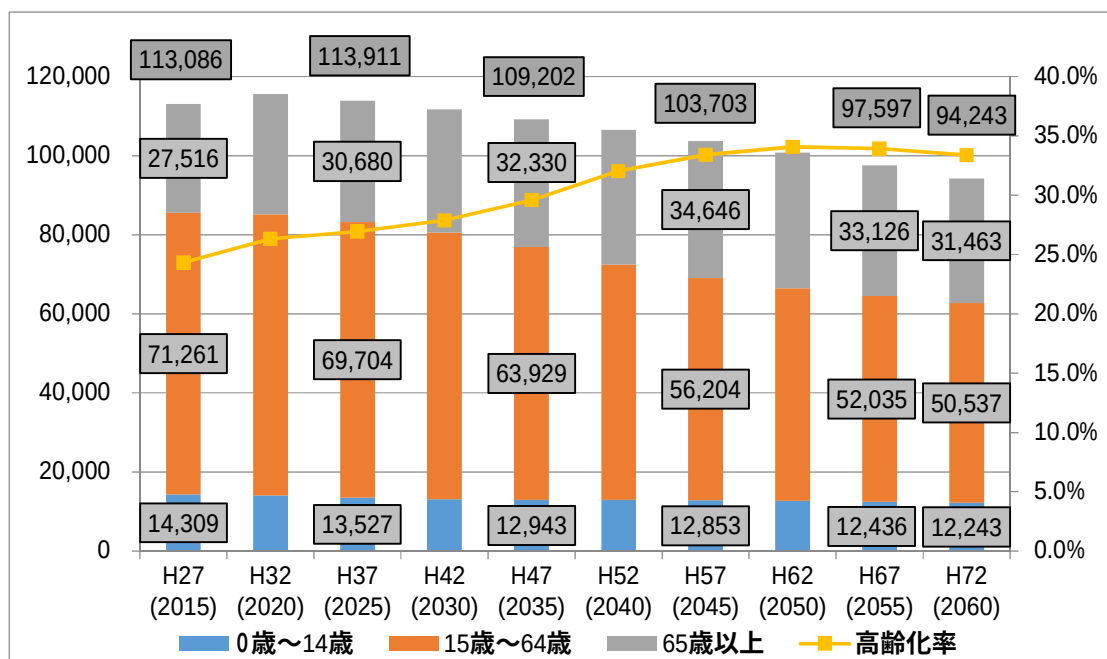
また、年齢区分別の人口をみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 27（2015）年の 14,309 人（12.7%）から平成 72（2060）年には、12,243 人（13.0%）に減少すると見込んでいます。

生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 27（2015）年の 71,261 人（63.0%）から平成 72（2060）年には、50,537 人（53.6%）に減少すると見込んでいます。

老年人口（65 歳以上）は、平成 27（2015）年の 27,516 人（24.3%）から平成 72（2060）年には、31,463 人（33.4%）に増加すると見込んでいます。

このような将来の人口動向が想定される中で、人口減少に伴う公共施設等の整理統合及び少子高齢化に伴う市民ニーズに即した公共施設等の見直しが急務となっています。

図 1-3 本市全体の人口推移



【昭島市総合戦略における推計の概要】

- (1) 合計特殊出生率 平成 27（2015）年～平成 72（2060）年の設定
 - ・平成 22（2010）年の 1.34（実績）から 5 年間で約 0.05 増加させ、平成 67（2055）年には 1.8 となると仮定
 - (2) 基準人口の設定
 - ・平成 22（2010）年の基準人口を国勢調査人口から住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）に変更
 - (3) 開発人口の設定
 - ・立川基地跡地昭島地区開発事業による人口 3,200 人増を平成 32（2020）年に見込み、その男女別年齢別構成は平成 26（2014）年 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口構成より按分
- ※移動率と生残率は国の推計値（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を用いる。

4 各地区別の人口動向

本市の将来人口推計について、以下の第一地区から第五地区に分類し、各地区別の将来人口推計を行っています。

1. 第一地区	大神町、築地町、中神町、福島町、宮沢町、武蔵野二丁目～三丁目、もくせいの杜一丁目～三丁目
2. 第二地区	大神町、田中町、つつじが丘一丁目～三丁目、拝島町、美堀町一丁目～五丁目
3. 第三地区	東町一丁目～五丁目、郷地町一丁目～三丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目1番～6番、玉川町三丁目、玉川町四丁目1番～11番、玉川町五丁目1番～9番、福島町一丁目～三丁目
4. 第四地区	朝日町一丁目～朝日町五丁目、大神町一丁目～四丁目、昭和町一丁目～五丁目、上川原町一丁目～三丁目、田中町一丁目～四丁目、玉川町二丁目7番～9番、玉川町四丁目12番～13番、玉川町五丁目10番～22番、中神町一丁目～三丁目、松原町一丁目、宮沢町一丁目～三丁目
5. 第五地区	松原町二丁目～五丁目、拝島町一丁目～五丁目、緑町一丁目～五丁目



① 第一地区の人口推計

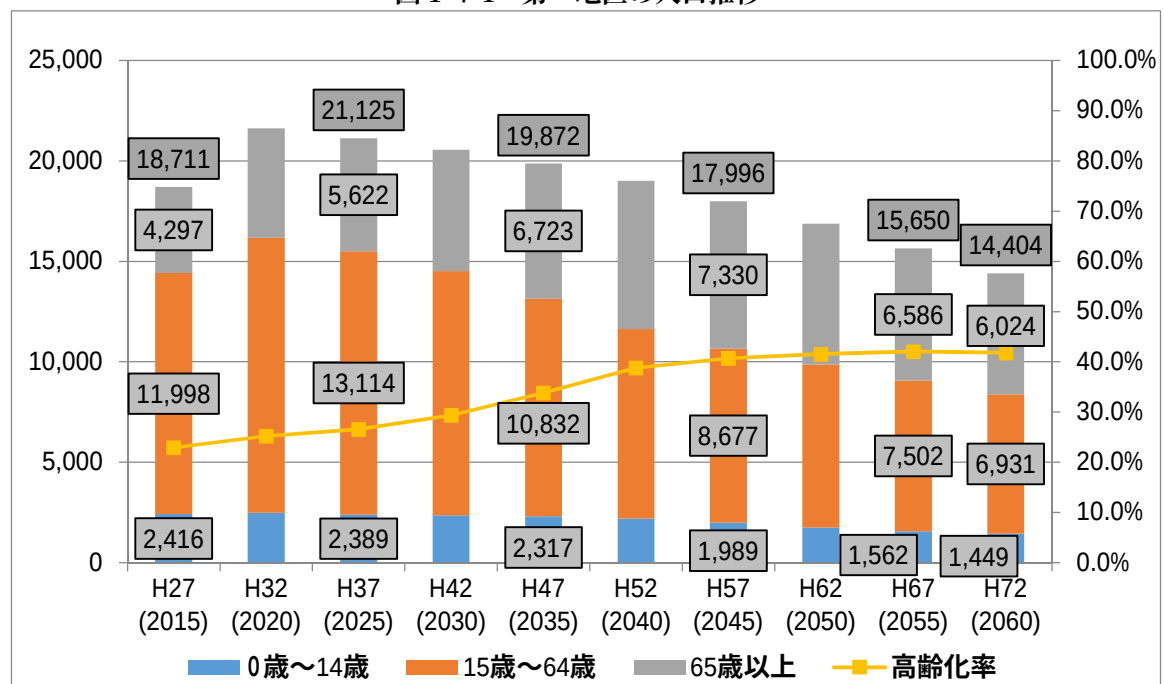
第一地区の将来推計人口は平成 27 (2015) 年の 18,711 人から、45 年後の平成 72 (2060) 年には、4,307 人 (23.0%) 減少した 14,404 人と見込んでいます。

また、年齢区分別の人口をみると、年少人口 (0～14 歳) は、平成 27 (2015) 年の 2,416 人 (12.9%) から平成 72 (2060) 年には、1,449 人 (10.1%) に減少すると見込んでいます。

生産年齢人口 (15～64 歳) は、平成 27 (2015) 年の 11,998 人 (64.1%) から平成 72 (2060) 年には、6,931 人 (48.1%) に減少すると見込んでいます。

老年人口 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年の 4,297 人 (23.0%) から平成 72 (2060) 年には、6,024 人 (41.8%) に増加すると見込んでいます。

図 1-4-1 第一地区の人口推移



② 第二地区の人口推計

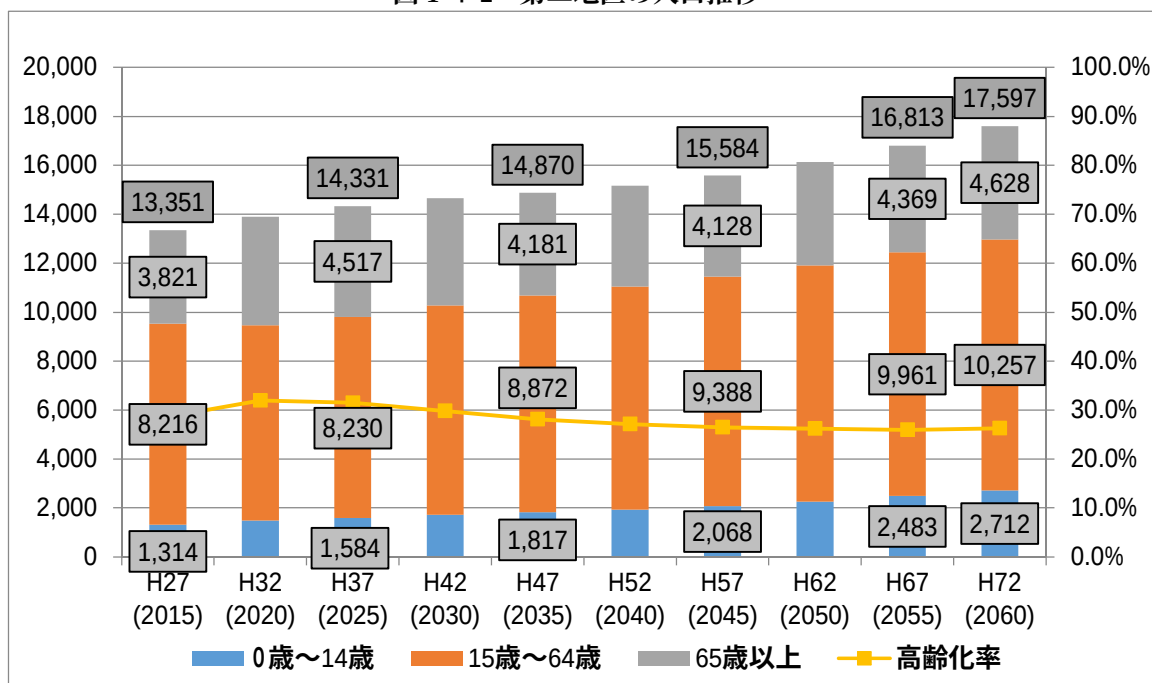
第二地区の将来推計人口は平成 27 (2015) 年の 13,351 人から、45 年後の平成 72 (2060) 年には、4,246 人 (31.8%) 増加した 17,597 人と見込んでいます。

また、年齢区分別の人口をみると、年少人口 (0～14 歳) は、平成 27 (2015) 年の 1,314 人 (9.8%) から平成 72 (2060) 年には、2,712 人 (15.4%) に増加すると見込んでいます。

生産年齢人口 (15～64 歳) は、平成 27 (2015) 年の 8,216 人 (61.5%) から平成 72 (2060) 年には、10,257 人 (58.3%) に増加すると見込んでいます。

老年人口 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年の 3,821 人 (28.6%) から平成 72 (2060) 年には、4,628 人 (26.3%) に増加すると見込んでいます。

図 1-4-2 第二地区の人口推移



※第二地区では、基準年度における女性の移動率が他の地区より高いため、女性の占める割合が増加傾向となっています。結果として、出産による年少人口の増加が見られ、高齢化率の低下の要因となっています。

③ 第三地区の人口推計

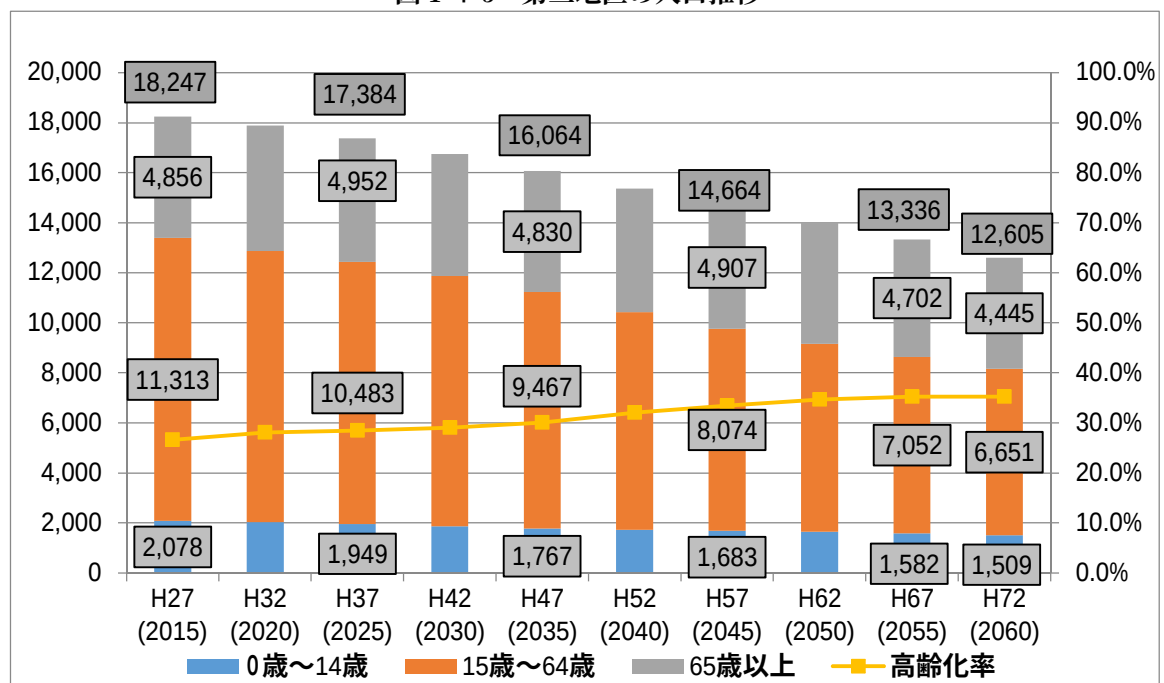
第三地区の将来推計人口は平成 27 (2015) 年の 18,247 人から、45 年後の平成 72 (2060) 年には、5,642 人 (30.9%) 減少した 12,605 人と見込んでいます。

また、年齢区分別の人口をみると、年少人口 (0～14 歳) は、平成 27 (2015) 年の 2,078 人 (11.4%) から平成 72 (2060) 年には、1,509 人 (12.0%) に減少すると見込んでいます。

生産年齢人口 (15～64 歳) は、平成 27 (2015) 年の 11,313 人 (62.0%) から平成 72 (2060) 年には、6,651 人 (52.8%) に減少すると見込んでいます。

老年人口 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年の 4,856 人 (26.6%) から平成 72 (2060) 年には、4,445 人 (35.3%) に減少すると見込んでいます。

図 1-4-3 第三地区の人口推移



④ 第四地区の人口推計

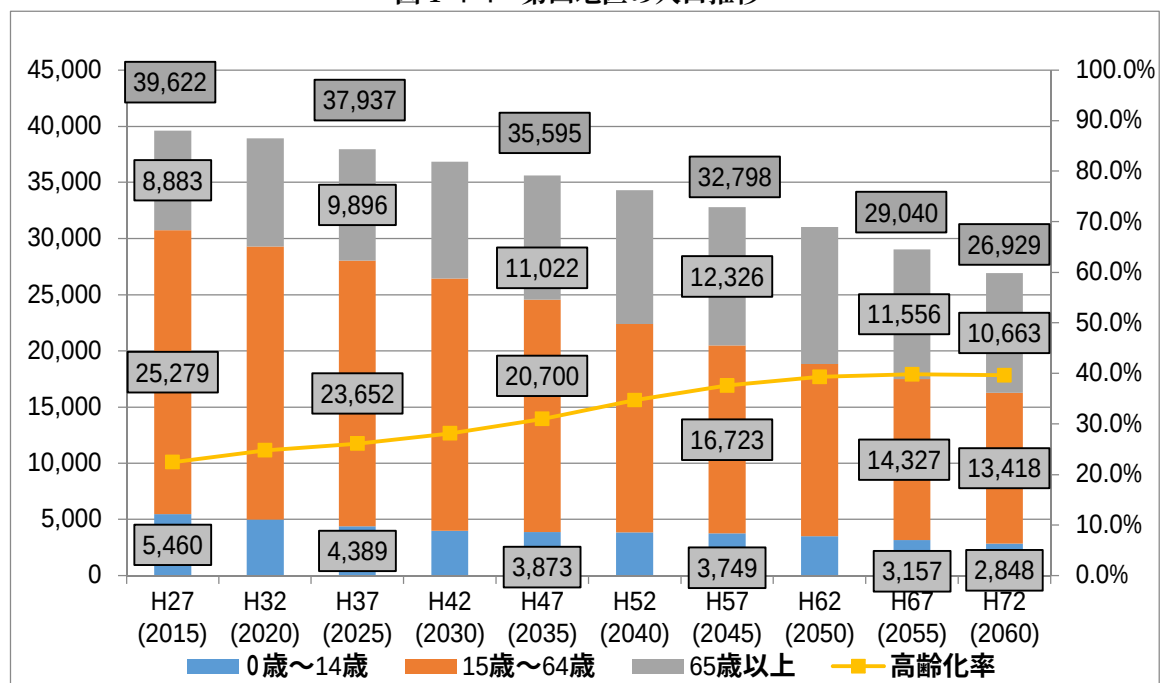
第四地区の将来推計人口は平成 27（2015）年の 39,622 人から、45 年後の平成 72（2060）年には 12,693 人（32.0%）減少した 26,929 人と見込んでいます。

また、年齢区分別の人口をみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 27（2015）年の 5,460 人（13.8%）から平成 72（2060）年には、2,848 人（10.6%）に減少すると見込んでいます。

生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 27（2015）年の 25,279 人（63.8%）から平成 72（2060）年には、13,418 人（49.8%）に減少すると見込んでいます。

老年人口（65 歳以上）は、平成 27（2015）年の 8,883 人（22.4%）から平成 72（2060）年には、10,663 人（39.6%）に増加すると見込んでいます。

図 1-4-4 第四地区の人口推移



⑤ 第五地区の人口推計

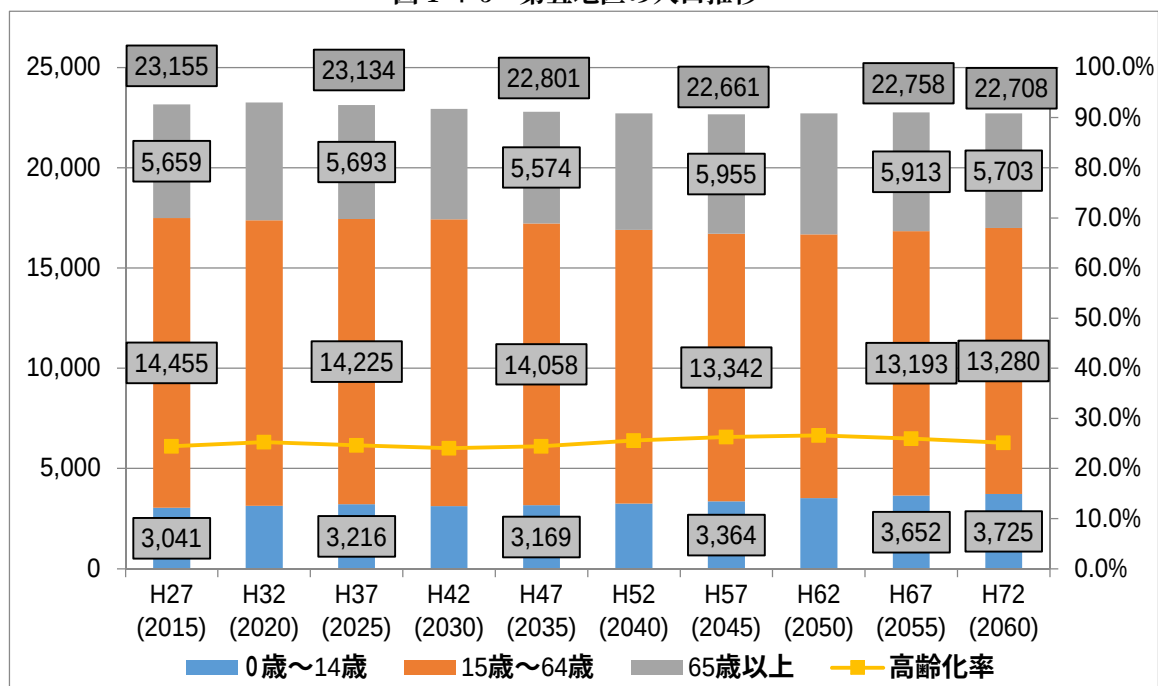
第五地区の将来推計人口は平成 27 (2015) 年の 23,155 人から、45 年後の平成 72 (2060) 年には、447 人 (1.9%) 減少した 22,708 人と見込んでいます。

また、年齢区分別の人口をみると、年少人口 (0～14 歳) は、平成 27 (2015) 年の 3,041 人 (13.1%) から平成 72 (2060) 年には、3,725 人 (16.4%) に増加すると見込んでいます。

生産年齢人口 (15～64 歳) は、平成 27 (2015) 年の 14,455 人 (62.4%) から平成 72 (2060) 年には、13,280 人 (58.5%) に減少すると見込んでいます。

老年人口 (65 歳以上) は、平成 27 (2015) 年の 5,659 人 (24.4%) から平成 72 (2060) 年には、5,703 人 (25.1%) に増加すると見込んでいます。

図 1-4-5 第五地区の人口推移

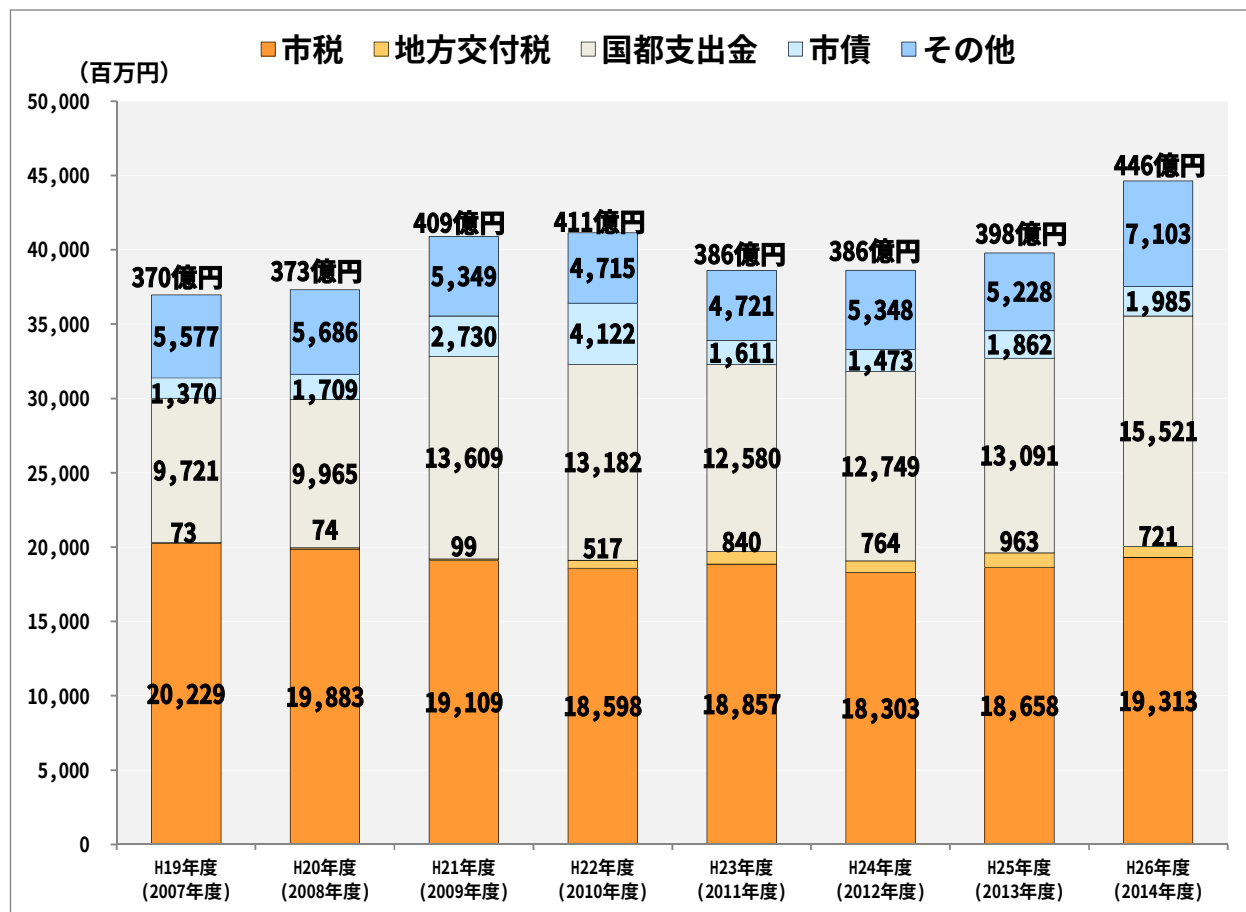


※第五地区では、基準年度における女性の移動率が他の地区より高いため、女性の占める割合が増加傾向となっています。結果として、出産による年少人口の増加が見られ、高齢化率の増加はあまり見られません。

5 財政の現況と課題

(1) 歳入の状況

図 1-5-1 普通会計歳入の推移



本市の平成 26(2014)年度の普通会計の歳入は 446 億円です。その内訳は、市税が 193 億円と最も多く、約 4 割を占め、次いで国・都支出金が 155 億円、市債の 20 億円となっています。

歳入の推移をみると、平成 23(2011)年度及び 24(2012)年度には 386 億円まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成 26(2014)年度には 446 億円となっています。

国・都支出金については、平成 19(2007)年度には 97 億円でしたが、補助対象となる扶助費の増加に加え立川基地跡地昭島地区整備費負担金の収入があったことなどにより、その後増加傾向にあり、平成 26(2014)年度には 155 億円と平成 19(2007)年度の 1.6 倍近くになっています。

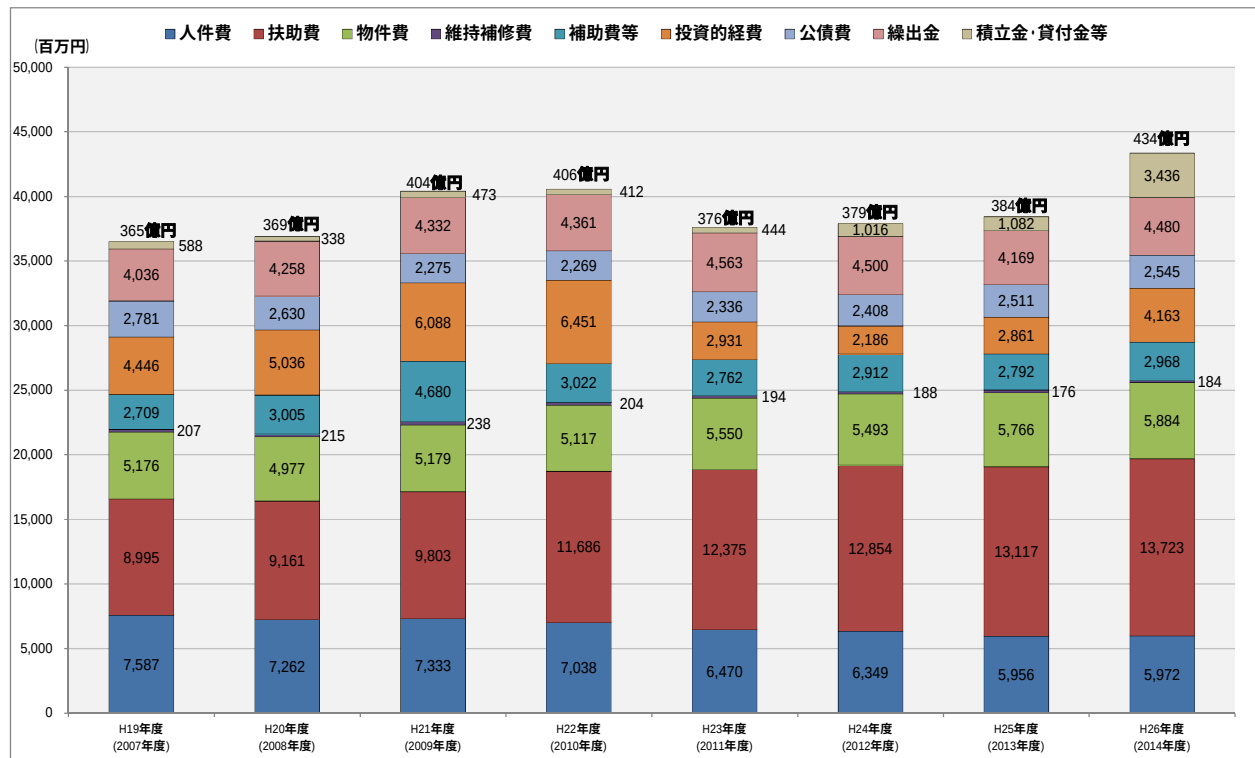
市税については、平成 19(2007)年度には 202 億円でしたが、リーマンショック以降は減少傾向にありました。平成 25(2013)年度以降は増加傾向にあるものの、依然として 200 億円を下回っており、平成 26(2014)年度は 193 億円となっています。

今後、人口減少に伴う市税の減少が見込まれることを踏まえ、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営が求められます。

³ 普通会計とは、決算統計上の会計で、総務省で定める基準により決算数値を整理したもので、各地方公共団体間の相互比較や時系列比較が可能となるよう、全国统一に用いられる会計です。

(2) 歳出の状況

図 1-5-2 普通会計歳出（性質別）の推移



本市の平成 26(2014)年度の普通会計の歳出は 434 億円です。平成 19(2007)年度の 365 億円と比較すると約 20%増加しています。

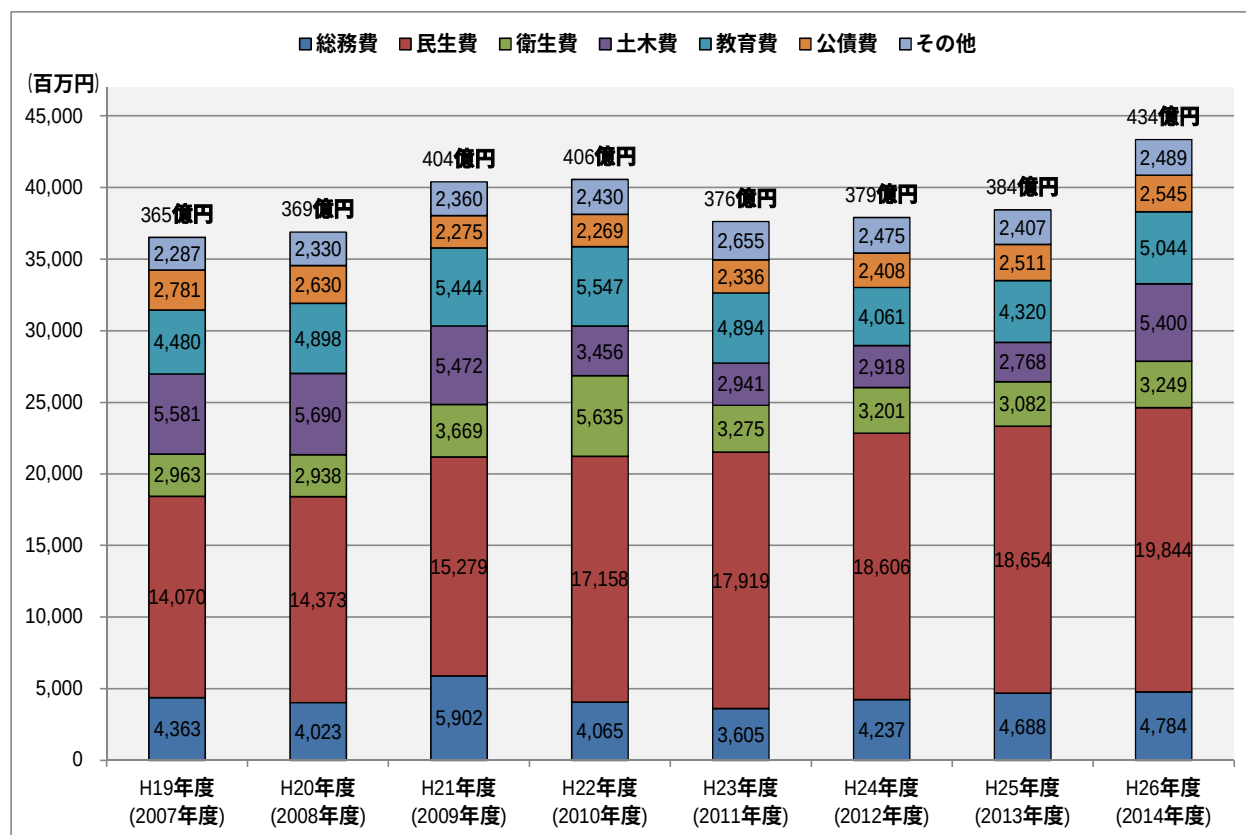
平成 26(2014)年度の歳出の内訳は、扶助費が 137 億円で最も多く、約 3 割を占めており、次いで人件費が 60 億円、物件費が 59 億円となっています。

歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は人員削減等の影響により減少しているものの、扶助費⁵は国の施策や景気の動向による生活保護費や障害者自立支援給付費等の増大により、年々増加傾向にあります。扶助費は、平成 19(2007)年度には 90 億円でしたが、平成 26(2014)年度には 137 億円と約 1.5 倍に増加しています。

⁴ 性質別の歳出とは、歳出を経費の性質別に分けたもので、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費、積立金、繰出金などがあります。

⁵ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対して行う支援に要する経費のことです。

図 1-5-3 普通会計歳出（目的別⁶）の推移



本市の歳出を目的別に見ると、平成 26(2014)年度に最も大きな割合を占めているのが、民生費⁷で 198 億円と全体の 46%を占めています。次に、土木費⁸が 54 億円（12%）、教育費⁹が 50 億円（12%）と続きます。

民生費は、平成 19(2007)年度には 141 億円の支出でしたが、平成 26(2014)年度には 198 億円と 57 億円（40%）増加しています。同じ期間の、歳出全体の増加額は 69 億円であり、そのうち民生費が増加分の約 8 割を占めていることが分かります。性質別歳出の状況でも述べましたが、扶助費の増加が大きな要因となっています。

⁶ 目的別の歳出とは、歳出を行政の目的別に分けたもので、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費等があります。

⁷ 民生費とは、障害者や高齢者に対する社会福祉、児童福祉、生活保護等の経費のことです。

⁸ 土木費とは、道路の新設・維持管理、市街地・公園整備等の経費のことです。

⁹ 教育費とは、学校教育、社会教育、市民会館・公民館活動、スポーツ振興等の経費のことです。

(3) 新地方公会計モデル（総務省方式改訂モデル）における決算と財政指標の状況

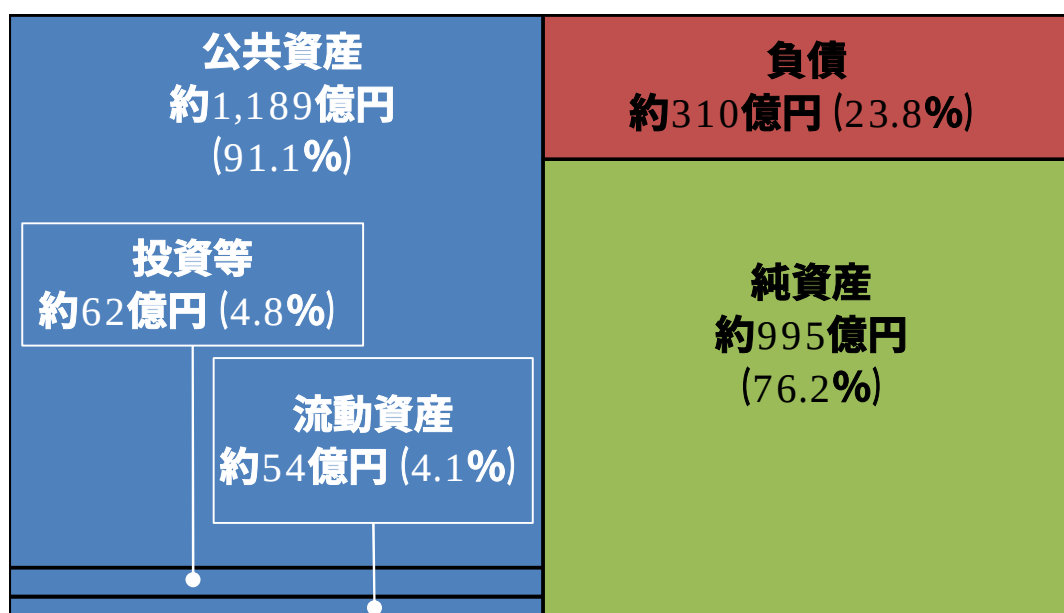
① バランスシート（貸借対照表）の状況

新地方公会計モデル（総務省方式改訂モデル）における決算書では、従来の歳入歳出決算とは異なり、地方自治体がこれまでに蓄積した資産情報がバランスシートにおいて明示されます。

本市の平成26(2014)年度のバランスシートのうち、資産の部は、公共資産約1,189億円(91.1%)、投資等約62億円(4.8%)、流動資産約54億円(4.1%)となっており、資産総額は約1,305億円です。公共資産の内訳は、有形固定資産が約1,188億円（うち土地約598億円）、売却可能資産が約1億円です。

他方、資産形成の財源は、負債約310億円(23.8%)、純資産約995億円(76.2%)です。

図 1-5-4 バランスシートの状況



(出典) 平成26(2014)年度昭島市普通会計貸借対照表

(ア) 固定資産の状況

減価償却の進行度合いを示す資産老朽化比率は以下のとおりであり、特に、消防団の分団詰所といった消防系の施設の老朽化が80.8%と進んでいます。全体合計は47.7%であり、標準的な値とされる35%～50%の範囲内となっていますが、50%に迫っており今後の老朽化の進展に留意が必要だといえます。

表 1-5-5 資産老朽化比率の状況

単位：百万円			
行政分野	償却資産取得金額	減価償却累計額	資産老朽化比率
①生活インフラ・国土保全	35,264	13,959	39.6%
②教育	40,218	18,375	45.7%
③福祉	7,204	4,304	59.7%
④環境衛生	16,607	10,774	64.9%
⑤産業振興	271	191	70.5%
⑥消防	1,380	1,115	80.8%
⑦総務	11,471	4,857	42.3%
合計	112,415	53,574	47.7%

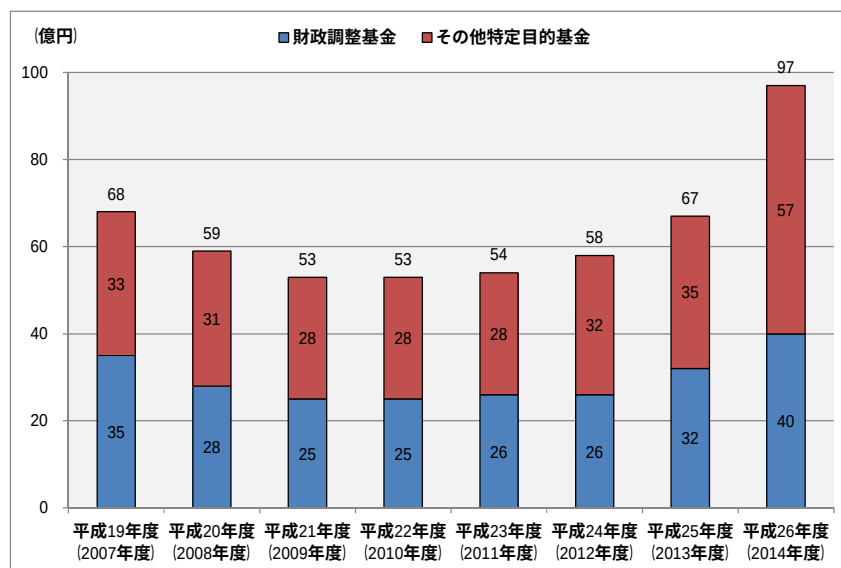
(出典) 平成 26(2014)年度決算 昭島市の財務書類

※行政分野ごとの金額を百万円未満で四捨五入しているため、合計と一致していません。

(イ) 積立金残高の状況

財政調整基金、その他特定目的基金を合わせた積立金残高は近年増加傾向にあり、平成 26(2014)年度は、合計 97 億円、内訳は、財政調整基金 40 億円、その他特定目的基金（公共施設整備資金積立基金、庁舎跡地施設整備資金積立基金、退職手当資金積立基金等）57 億円です。近年、今後予定している大規模建設事業に対応するため、公共施設整備資金積立基金をはじめとした特定目的基金の積立額が増加していることがわかります。

図 1-5-6 積立金残高の推移



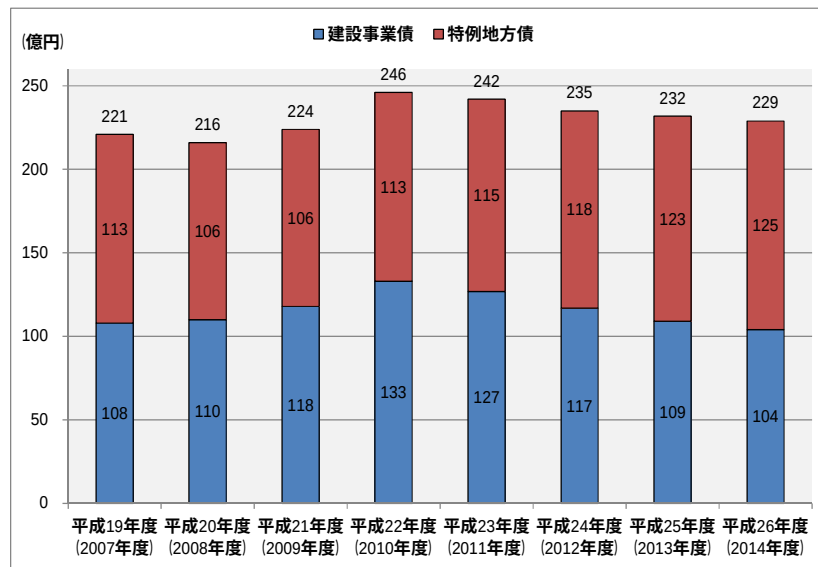
(出典) 平成 26(2014)年度決算 昭島市の財政

(ウ) 地方債残高の状況

地方債残高は、平成 22(2010)年度には 246 億円まで増加しましたが、世代間の負担の公平性や将来世代への影響に十分配慮する中で極力抑制に努めるとともに、市債のプライマリーバランスに配慮した財政運営の成果から、その後減少に転じ、平成 26(2014)年度の残高は 229 億円となっています。

ただし、特例地方債（赤字地方債）が残高に占める割合が、平成 22(2010)年度には 45.9%でしたが平成 26(2014)年度には 54.6%と増加傾向にあり、今後の抑制が課題となっています。

図 1-5-7 地方債残高の推移



(出典) 平成 26(2014)年度決算 昭島市の財政

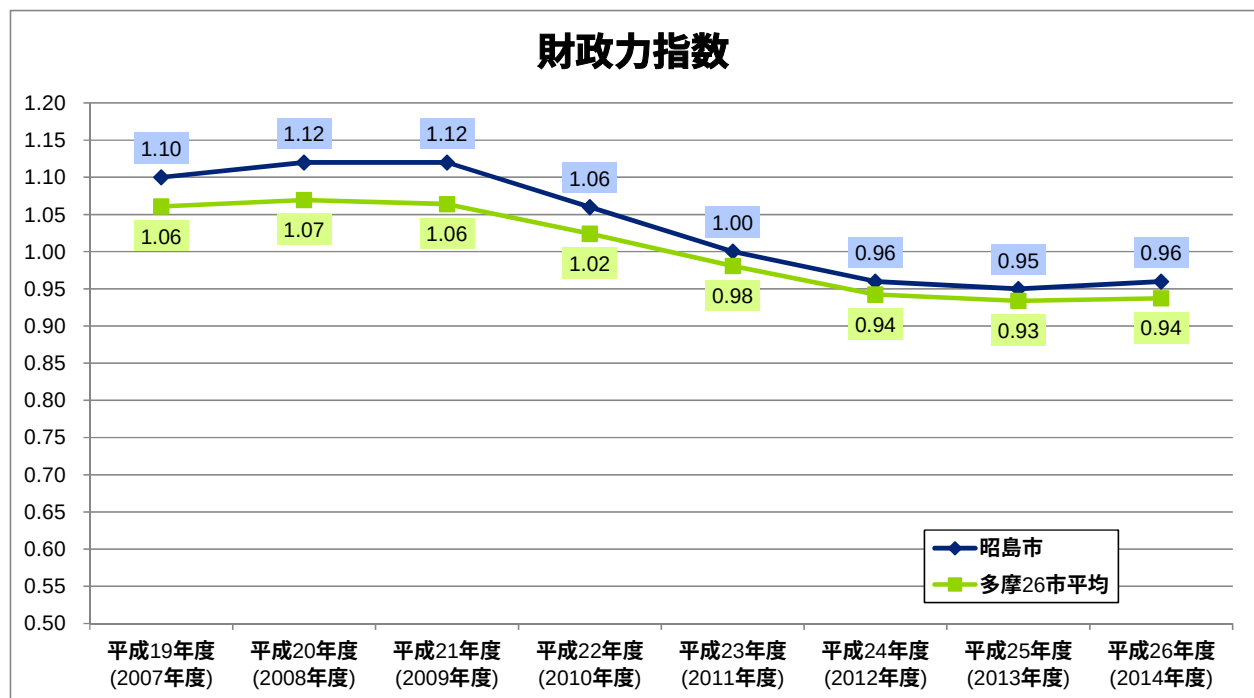
② 財政指標

(ア) 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

平成26(2014)年度の財政力指数は、0.96であり、指標が高い順に順位付けすると、多摩26市の中では11位となっています。

図 1-5-8 財政力指数の状況



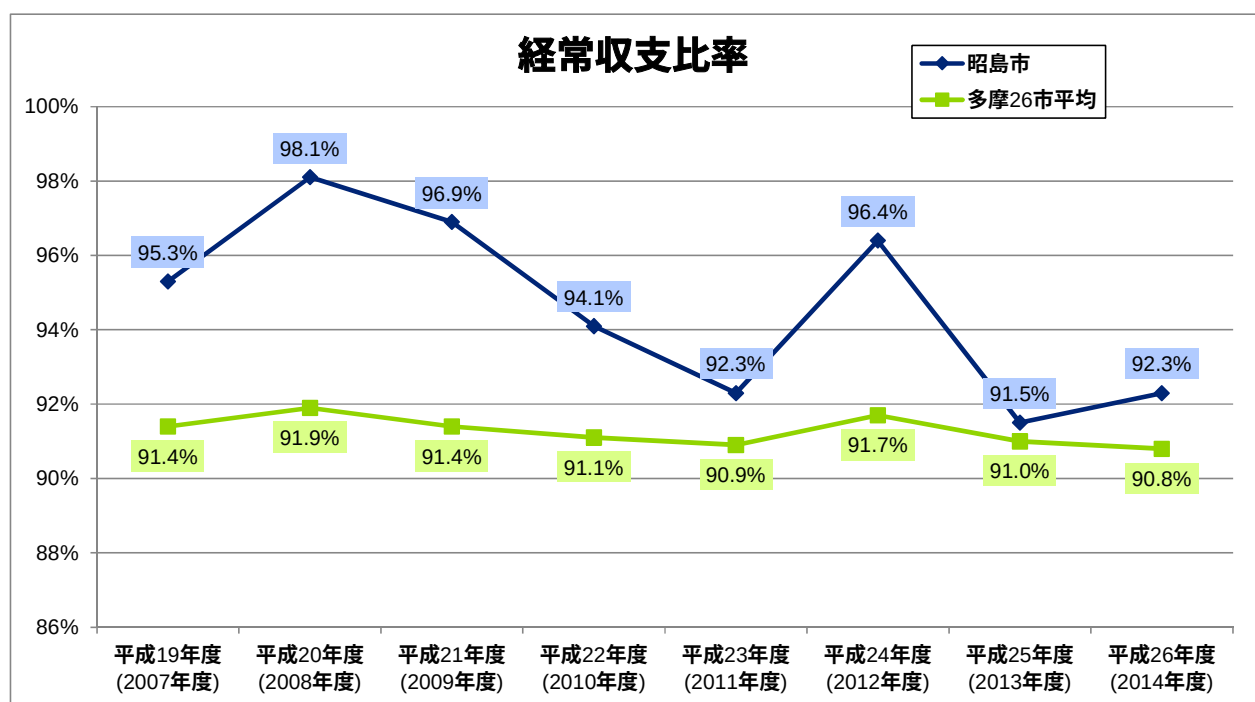
(出典) 地方公共団体の主要財政指標一覧 (総務省)

(イ) 経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。この指標が高いほど、財政が硬直化しているといえます。

平成 26(2014)年度の経常収支比率は、92.3%であり、指標が低い順に順位付けすると、多摩 26 市の中では 13 位となっています。一般的に 80%を超えると財政の弾力性を欠いている状態にあると言われていることから、依然として、政策的に使えるお金が少ない状態にあるといえます。

図 1-5-9 経常収支比率の状況



(出典) 平成 26(2014)年度決算 昭島市の財政

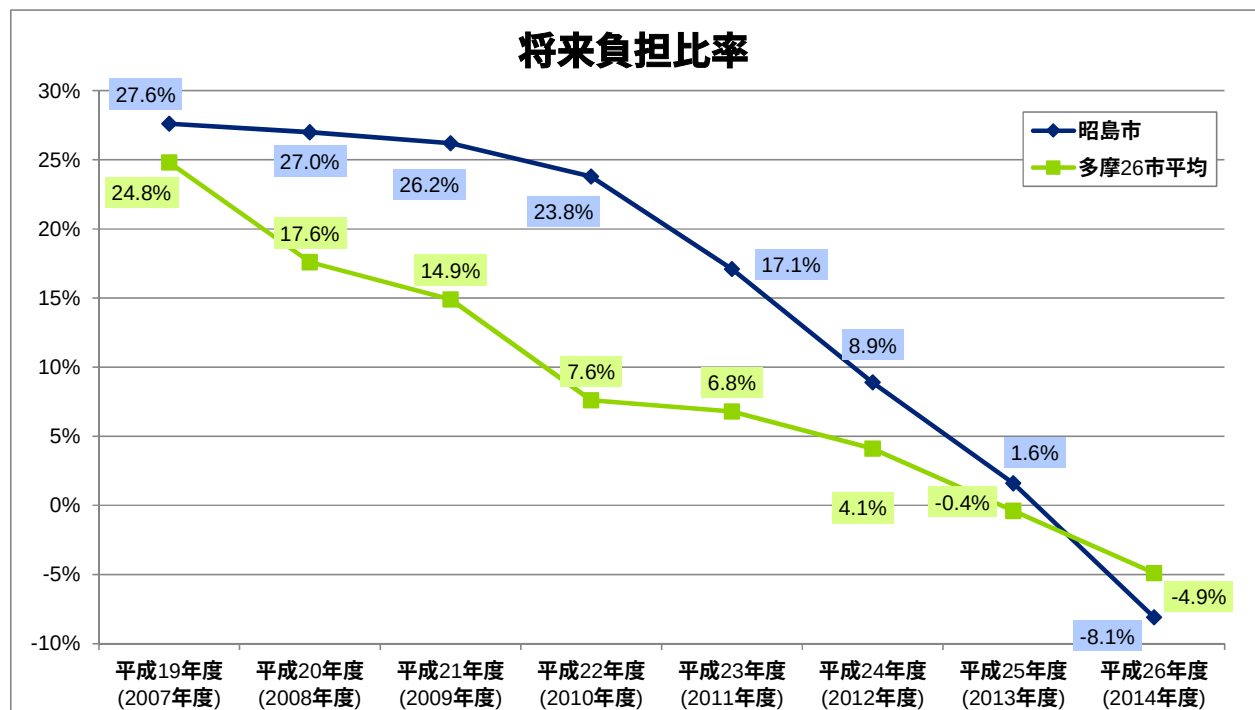
(ウ) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことであり、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く。）は 350%とされています。充当可能財源等が将来負担額を上回る場合など、計算結果が負の値となることがあります。

本市は、平成 19(2007)年度は 27.6%でしたが、その後改善に転じ、平成 26(2014)年度では負の値となっています。

図 1-5-10 将来負担比率の状況



(出典) 平成 26(2014)年度決算 昭島市の財政

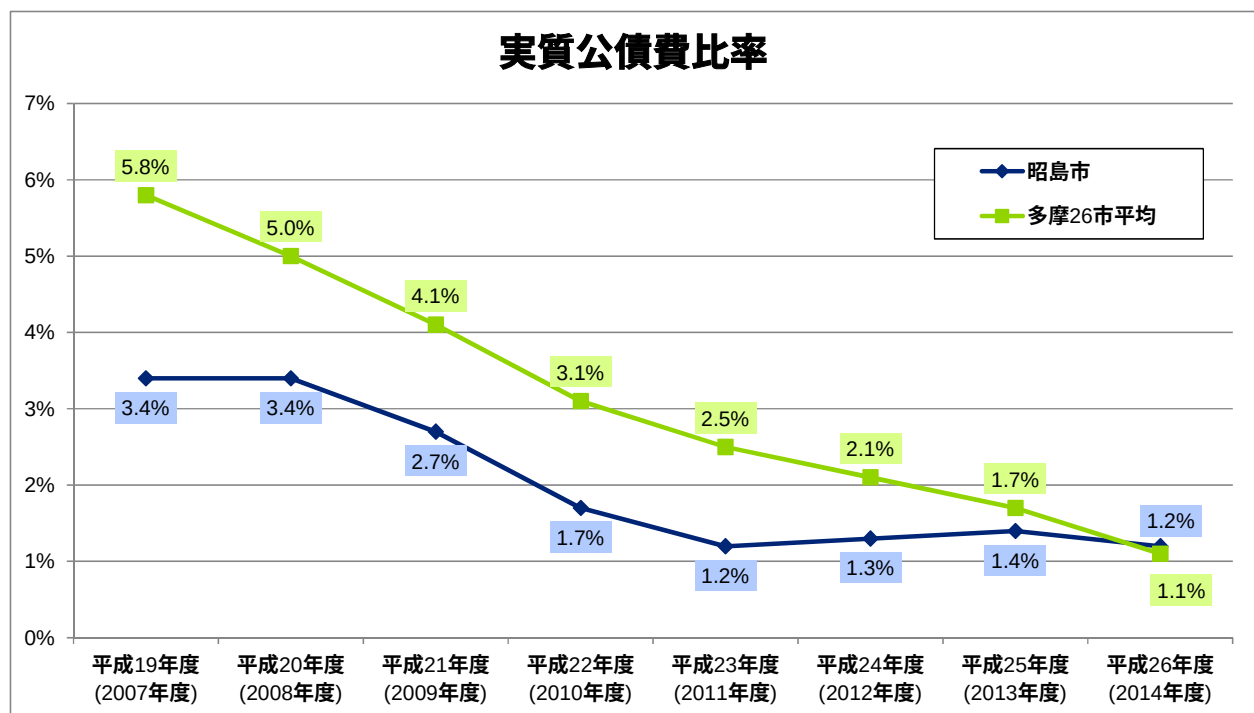
(エ) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも35%とされています。

平成26(2014)年度の実質公債費比率は、1.2%であり、比率が低い順に順位付けすると、多摩26市の中では12位となっています。

図 1-5-11 実質公債費比率の状況



(出典) 平成26(2014)年度決算 昭島市の財政

（４）公共施設の将来の更新等¹⁰費用¹¹

■公共施設の更新等費用を推計する際の前提条件

① 基本的な考え方

公共施設の大分類ごとに、一定年数経過後に現在と同じ延床面積で建替え、大規模改修を実施すると仮定し、延床面積に更新等単価を乗じることにより、更新等費用を試算しています。

② 大規模改修、建替えの時期

建設から耐用年数（60 年）の 1/2 の期間経過後に大規模改修（30 年）、耐用年数到来後に建替えを行うものとします。

③ 大規模改修、建替えに要する期間

- ・大規模改修の期間・・・2 年（耐用年数の 1/2 期間経過した年度とその翌年度）
- ・建替えの期間・・・3 年（耐用年数が到来した年度とその翌年度、翌々年度）

④ 試算時点で既に大規模改修、建替えの時期を迎えている施設

試算時単年度に費用が集中することを避け、費用負担を分散軽減することを前提とします。

大規模改修の時期を迎えている施設については、試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年～50 年の場合は今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものとし、51 年以上経過している場合は大規模改修を行わずに経過年数が 60 年となった年度に建て替えるものとします。

建替えの時期を迎えている施設については、今後 10 年間で均等に建替えを行うものとします。

⑤ 更新等単価

現在の面積に施設の大分類に応じた更新等単価を乗じて算出します。

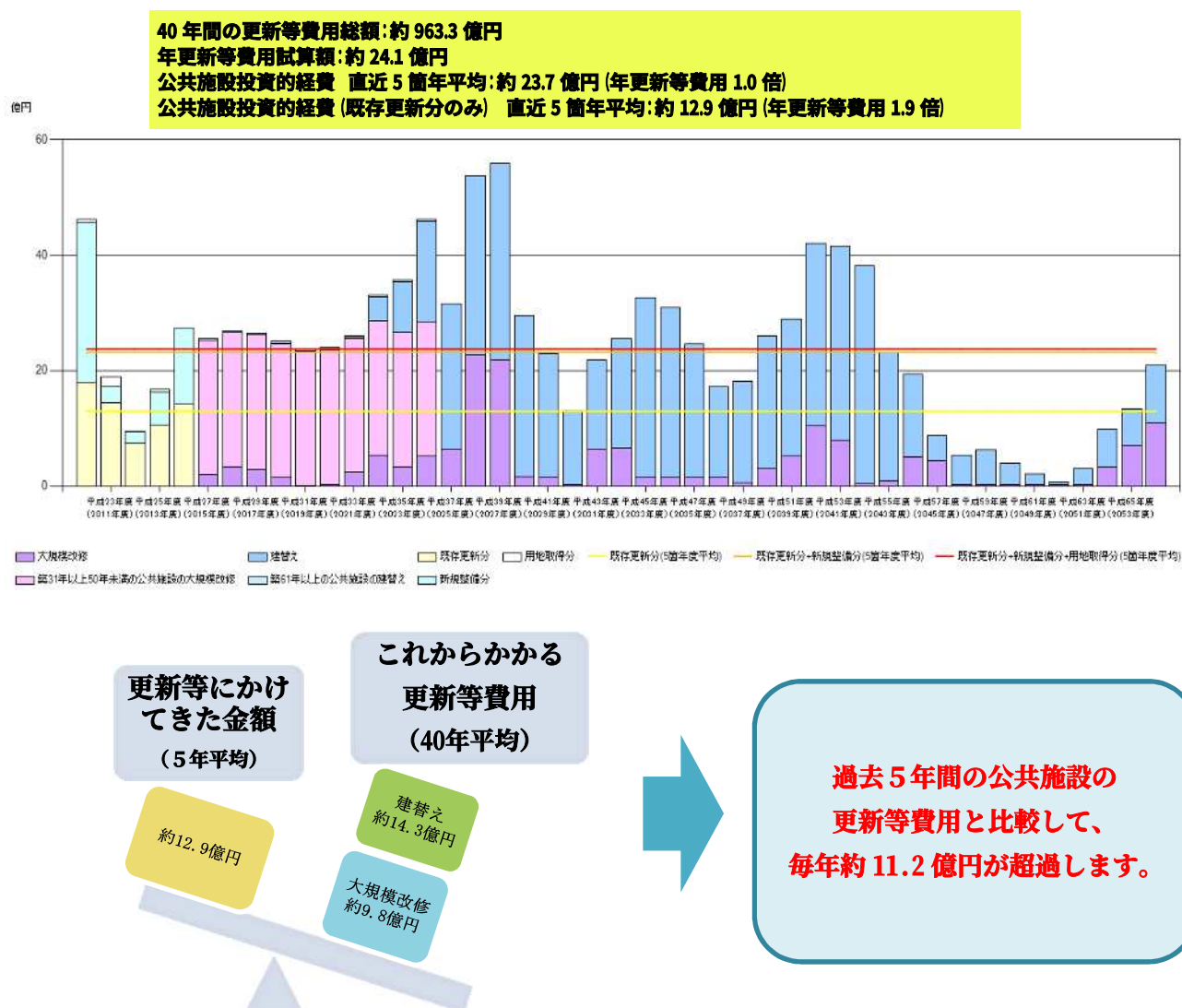
なお、更新等単価は既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定しています。

大分類名	大規模改修単価	建替単価
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

¹⁰ 更新等とは、臨時的な投資的経費がかかる建替え及び大規模改修のことです。

¹¹ 更新等費用とは、耐用年数の 1/2 期間経過後に大規模改修を行い、耐用年数経過後に同じ規模（総延床面積）で建替えを行うと仮定した場合にかかる費用のことです。

図 1-5-12 公共施設の更新等費用試算



現在本市が保有する公共施設を、耐用年数経過後に同じ規模（総延床面積）で更新等を実施すると仮定した場合、今後 40 年間の更新等費用の総額は約 963.3 億円で、試算期間における平均費用は年間約 24.1 億円（うち建替え約 14.3 億円、大規模改修約 9.8 億円）となります。平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までの過去 5 年間における投資的経費¹²は、年平均約 23.7 億円であることから、試算期間における費用は現状の費用とほぼ同額となっています。ただし、過去 5 年間の公共施設にかけてきた投資的経費は新規整備分及び用地取得分が年平均約 10.8 億円含まれています。

既存の施設の更新等にかけてきた金額は年平均約 12.9 億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後 40 年間でこれまでの 1.9 倍程度の支出が必要となります。

更新等費用を年度別で見ると、平成 39（2027）年度前後及び平成 53（2041）年度前後に多くの公共施設が耐用年数を迎え、そのコストは非常に多額になることが見込まれています。このような、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら、財政負担の平準化を図ることが必要です。

¹² 投資的経費とはその支出の効果が資本形成に向けられ、ストックとして将来に残るものに支出される経費です。

(5) インフラの将来の更新費用

■インフラ資産の更新費用を推計する際の前提条件

① 道路

道路については、整備面積を更新年数で除した面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

一般道路、自転車歩行車道の総面積に対し更新費用を試算しています。

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/m ²
自転車歩行車道	15 年	2,700 円/m ²

② 橋りょう

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

総面積を更新年数で除した面積を1年間の更新量と仮定し、更新単価（448 千円/m²）を乗じることにより更新費用を試算しています。

③ 上水道（管路）

上水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

整備された年度が不明のものについては、延長を更新年数で除した延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

	更新年数	更新単価 (千円/m)
導水管・300 mm未満	40 年	100
〃 ・300～500 mm未満	40 年	114
〃 ・500～1000 mm未満	40 年	161
〃 ・1000～1500 mm未満	40 年	345
〃 ・1500～2000 mm未満	40 年	742
〃 ・2000 mm以上	40 年	923
送水管・300 mm未満	40 年	100
〃 ・300～500 mm未満	40 年	114
〃 ・500～1000 mm未満	40 年	161
〃 ・1000～1500 mm未満	40 年	345
〃 ・1500～2000 mm未満	40 年	742
〃 ・2000 mm以上	40 年	923
配水管・50 mm以下	40 年	97

	更新年数	更新単価 (千円/m)
// ・75 mm以下	40 年	97
// ・100 mm以下	40 年	97
// ・125 mm以下	40 年	97
// ・150 mm以下	40 年	97
// ・200 mm以下	40 年	100
// ・250 mm以下	40 年	103
// ・300 mm以下	40 年	106
// ・350 mm以下	40 年	111
// ・400 mm以下	40 年	116
// ・450 mm以下	40 年	121
// ・500 mm以下	40 年	128
// ・550 mm以下	40 年	128
// ・600 mm以下	40 年	142
// ・700 mm以下	40 年	158
// ・800 mm以下	40 年	178
// ・900 mm以下	40 年	199
// ・1000 mm以下	40 年	224
// ・1100 mm以下	40 年	250
// ・1200 mm以下	40 年	279
// ・1350 mm以下	40 年	628
// ・1500 mm以下	40 年	678
// ・1650 mm以下	40 年	738
// ・1800 mm以下	40 年	810
// ・2000 mm以上	40 年	923

④ 下水道（管路）

下水道については、延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算しています。

更新年数経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種別年度別延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算しています。

試算時点で更新年数を既に経過し、更新時期を迎えているものについては、試算時単年度では、費用が集中することになるため負担を分散軽減できるように、試算開始時から5年間に更新費用を割り当てています。

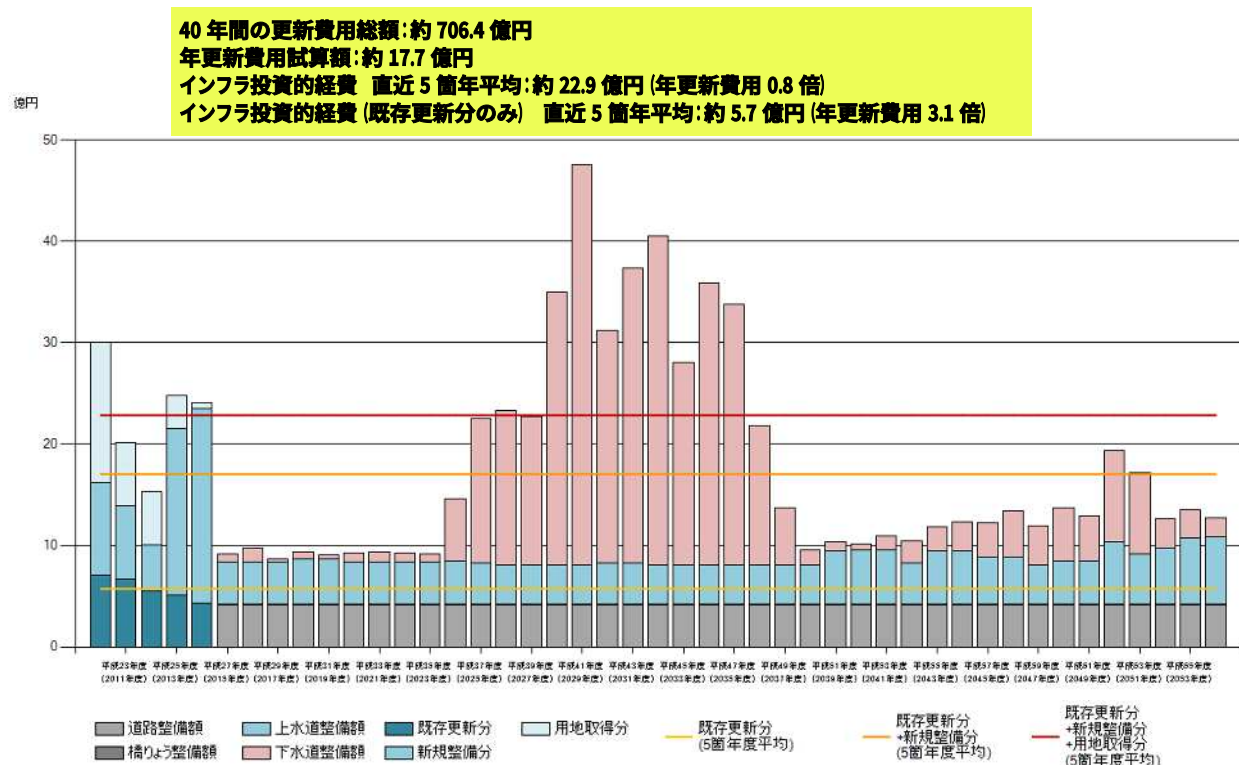
管種区分	更新年数	更新単価(千円/m)
コンクリート管	50 年	124
陶管	50 年	124
塩ビ管	50 年	124
更生管	50 年	134
その他	50 年	124

⑤ 上水道事業及び下水道事業の公共施設

水道事業会計及び下水道事業特別会計で保有する公共施設の更新等費用は、それぞれ水道事業及び下水道事業の更新費用に加算しています。

加算する更新等費用は、「(4) 公共施設の将来の更新等費用」と同様の方法により試算しています。単価は、大規模改修単価については20万円/m²、建替単価については36万円/m²を用いて試算しています。

図 1-5-13 インフラの更新費用試算



道路、橋りょう、上・下水道等のインフラについても、公共施設と同様に、耐用年数が到来すると更新していかなければなりません。

耐用年数経過後に、現在と同じ面積、延長等で更新したと仮定して試算した結果、今後 40 年間の更新費用の総額は約 706.4 億円で、試算期間における平均費用は年間約 17.7 億円となります。平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度までの過去 5 年間ににおける投資的経費は、年平均約 22.9 億円ですので、試算期間における費用は現状の費用よりも小さくなっています。

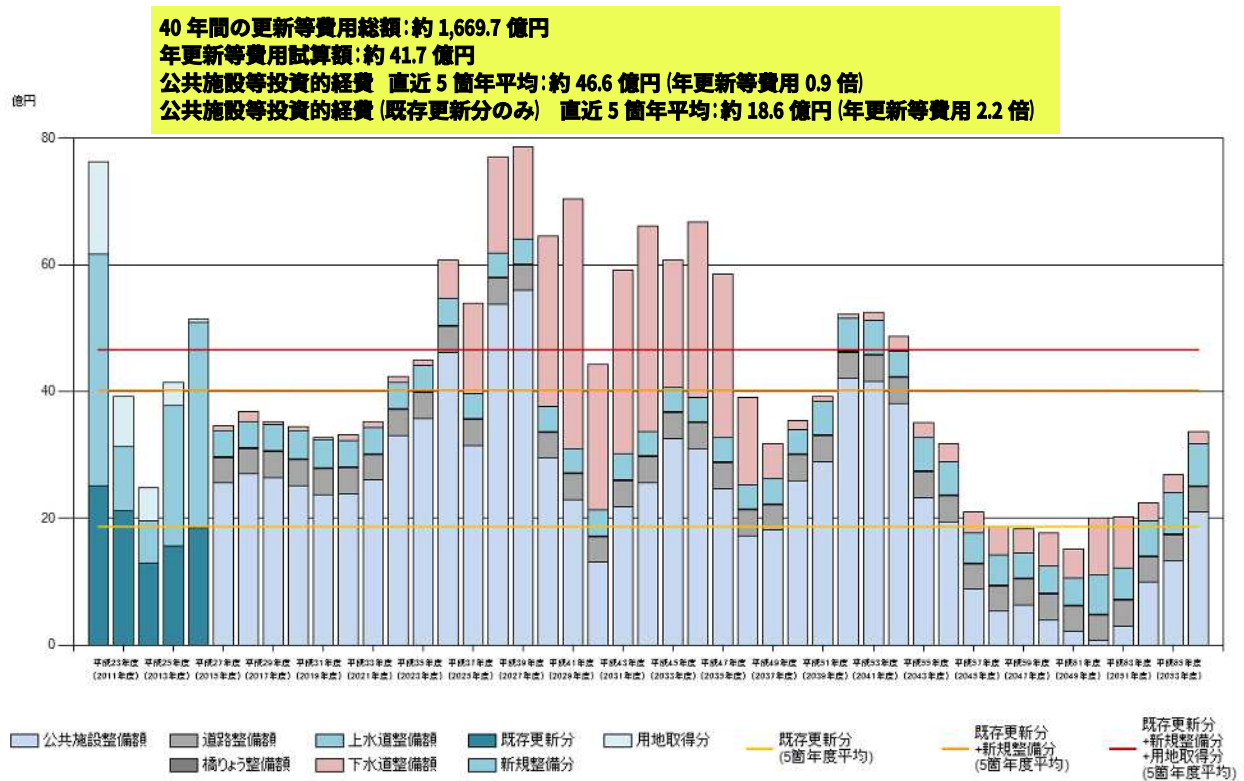
ただし、過去 5 年間のインフラにかけてきた投資的経費は新規整備分及び用地取得分が年平均約 17.2 億円含まれています。

既存更新にかけてきた金額は年平均約 5.7 億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新費用を比べた場合、今後 40 年間でこれまでの 3.1 倍程度の支出が必要となります。

更新費用を年度別でも、すべての年度で既存更新分の過去 5 年間の支出平均額を超過することとなるため、すべてのインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。また、平成 41 (2029) 年度前後には、下水道に係るインフラの多くが耐用年数を迎え、そのコストは非常に多額になることが見込まれます。平成 41 (2029) 年度までの投資についても、平成 41 (2029) 年度前後に整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら行っていくことが必要です。

(6) 公共施設等の将来の更新等費用

図 1-5-14 公共施設等（公共施設とインフラ）の更新等費用試算



(単位: 億円)

	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	平成33年度 (2021年度)	平成36年度 (2024年度)	平成39年度 (2027年度)	平成42年度 (2030年度)	平成45年度 (2033年度)
公共施設	26	25	26	46	56	13	33
道路	4	4	4	4	4	4	4
橋りょう	0	0	0	0	0	0	0
上水道	4	4	4	4	4	4	4
下水道	1	1	1	6	15	23	20
合計	35	34	35	61	79	44	61

	平成48年度 (2036年度)	平成51年度 (2039年度)	平成54年度 (2042年度)	平成57年度 (2045年度)	平成60年度 (2048年度)	平成63年度 (2051年度)	平成66年度 (2054年度)	40年間の 更新費用合計
公共施設	17	29	38	9	4	3	21	963
道路	4	4	4	4	4	4	4	164
橋りょう	0	0	0	0	0	0	0	5
上水道	4	5	4	5	4	5	7	178
下水道	14	1	2	3	5	8	2	359
合計	39	39	49	21	18	20	34	1,670

※ 3年ごとに抜粋して記載しています。

※ 各年度の項目ごとに億円未満で四捨五入しているため、合計と一致していません。

現在本市が保有する公共施設とインフラの更新等費用を合わせた公共施設等の今後 40 年間の更新等費用の総額は約 1,669.7 億円で、試算期間における平均費用は年間約 41.7 億円となります。

平成 22(2010)年度から 26(2014)年度までの過去 5 年間に於いて公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均約 46.6 億円ですので、試算期間における費用は現状の費用より小さくなっています。

ただし、過去 5 年間の公共施設等にかけてきた投資的経費は新規整備分及び用地取得分が年平均約 28.0 億円含まれています。

これまでに更新等にかけてきた金額は年平均約 18.6 億円しかありません。直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後 40 年間でこれまでの 2.2 倍程度の支出が必要となります。更新等費用を年度別でも、多くの年度で既存更新分の支出平均額を超過することとなるため、すべての公共施設等を維持・更新等することを前提とすれば、これまで以上に経費をかけていくことが必要となります。また、平成 39(2027)年度前後には多額の更新等費用が見込まれます。平成 39(2027)年度までの投資についても、平成 39(2027)年度前後に整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら検討していくことが必要です。

（７）昭島市の財政事情とこれに基づく今後 20 年間の財政推計

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等を検討するにあたり、第 1 章 5（１）～（３）において過去の財政状況の分析と、同（４）～（６）において公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込みの分析を行いました。また、こうした経費に充当可能な財源の見込みを検討するためには、公共施設等の更新等費用だけではなく、本市の抱える課題への対応も考慮する必要があります。税収の減少や建設事業費に対する国庫支出金の縮減、また、今後予定している大規模建設事業や大幅な増加が見込まれる社会保障関連事業に要する費用負担等、平成 27(2015)年度末時点の中期財政計画を基本としつつ、本市独自の財政事情を含めた総合的な視点から、今後 20 年間の歳入・歳出全体ベースでの財政推計を行いました。

【市税の状況】

平成 27(2015)年度末時点の中期財政計画における平成 32(2020)年度までの市税の見込みについては、立川基地跡地昭島地区の開発による人口増や経済成長率を 2.0%で見込むなど、平成 32(2020)年度の約 202 億円をピークに推移していくものと見込んでいます。しかしながら、その後は、人口減少に転じ高齢化も進むことから、市税収入も減少が進み、平成 48(2036)年度には平成 32(2020)年度のピーク時と比較し、年間約 10 億円強が減少する見込みとなっています。

また、内閣府が平成 28(2016)年 7 月 13 日に公表した経済成長率は 0.9%となっており、グローバル社会の中において、先行き不透明な世界経済の動向が日本経済に与える影響を加味すれば、本市の市税収入においてもさらなる厳しい状況も考慮する必要があります。

【一般財源の状況】

今後、市税収入の減少が見込まれる中で、使途が限定されておらず、どのような経費にも充当可能な一般財源は減少する一方で、人口減少を背景に加速化する少子高齢化に対応するための児童福祉費をはじめ、障害福祉費、生活保護費等の扶助費はさらなる増加が見込まれます。また、本市の経常収支比率は平成 26(2014)年度決算時点で 92.3%であり、多摩 26 市の平均（90.8%）と比較して高い状況にあります。今後も 90%台半ばで推移していくことが見込まれ、財政の硬直化が解消される見通しにありません。

【社会保障関連事業費の増加】

深刻化する高齢化により、医療や介護といった社会保障関係費は今後大幅な伸びが予測されるとともに、人口減少・少子化に対応するための子ども子育てや家族支援等関係経費も確実に増加が見込まれています。本市においても、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園待機児童の解消等に努めていますが、この事業費も年々増加をしています。

また、平成 12(2000)年度から運営が開始された介護保険制度は、市民生活への定着とともに、介護保険給付費が増加を続け、平成 12(2000)年度に約 19 億円であったものが、平成 26(2014)年度には約 68 億円と 3.6 倍に膨らみ、今後も増加が見込まれています。このうち、一般会計からの繰出金

による負担は、法定負担割合で 12.5%となっており、今後も介護給付費の増加に伴い、一般会計からの繰出金も増加が見込まれ、大きな負担となっていきます。

さらに、国民健康保険制度においても、療養諸費や高額医療費等の保険給付費は平成 26(2014)年度決算時点で約 81 億円であり、本来、国民健康保険税で賄われるべき制度であるものの、一般会計からの繰出金による赤字補填により運営している状況にあります。平成 26(2014)年度決算時点においても約 8 億円の補填を行っています。国民健康保険制度は、平成 30(2018)年 4 月より財政運営責任等を都道府県に移行し、制度の安定化を図ることが決定されています。市においても、この広域化への対応として、市民の皆さまや市議会のご理解をいただく中で、2 年ごとに保険税率の上げを段階的に行ってきました。

【今後予定している大規模建設事業】

平成 31(2019)年度までに予定されている主な大規模建設事業は以下のとおりです。

施設等の縮減が求められている中で、本市においては、長年の懸案事項であり、現在整備が進められている立川基地跡地昭島地区都市基盤整備事業や東中神駅自由通路等整備事業、また、今後本格化する（仮称）教育福祉総合センター整備事業や都市計画道路 3・4・1 号整備事業等の多額の費用を要する事業を予定しています。

中期財政計画期間内における主な大規模建設事業

事業名	事業費
(仮称)教育福祉総合センター整備事業	40 億円程度
東中神駅自由通路等整備事業	45 億円程度
都市計画道路 3・4・1 号整備事業	30～35 億円程度
市民交流センター整備事業	10～15 億円程度

こうした大規模建設事業を進めるにあたっては、国庫支出金等の特定財源の確保に努めているものの、立川基地跡地昭島地区都市基盤整備事業や東中神駅自由通路等整備事業に充当する財源として、当初予定していた社会資本整備総合交付金（国庫支出金）の交付率が大幅に縮減され、市費においても相応の額を負担しなければならない状況にあります。到底一般財源だけで負担できるものではなく、基金の取崩しや市債の借入で収支の均衡を保たなければならない状況です。しかしながら、市債の借入れは、市税収入の減少が見込まれる中、経常収支比率を悪化させることに繋がり、財政の硬直化を更に進ませる要因となります。

こうした本市が抱える財政事情を勘案し、平成 27(2015)年度末の中期財政計画における基礎数値を基に試算した財政推計の結果は次ページのとおりです。

(億円)		
	項目	20年間の合計
歳入 (A)	地方税	3,930
	国庫支出金	1,835
	都道府県支出金	1,318
	その他	1,367
	歳入合計	8,450
歳出 (B)	人件費	1,129
	扶助費	3,221
	公債費	292
	維持補修費	54
	繰出金	1,043
	投資的経費	780
	その他	1,928
	歳出合計	8,447
追加で発生が見込まれる財源 (C)		210 (注1)
追加で発生が見込まれる更新費用 (D)	公共施設	366 (注2)
	インフラ資産	37 (注3)
	追加更新費用合計	403
財源不足額 (A - B + C - D)		190

(注1) 普通建設事業費等増加に伴い国・都支出金の増加が見込まれる金額です。これは、追加で発生する公共施設等への追加投資に伴い増加が見込まれるものです。

(注2) 過去4年間の公共施設への平均投資額(既存更新分)を上回る金額を各年度ごとに算定した金額の合計です。

(注3) 過去4年間のインフラ資産(道路、橋りょう)への平均投資額(既存更新分)を上回る金額を各年度ごとに算定した金額の合計です。なお、上水道事業及び下水道事業は主に使用料を財源としているため、除いています。

財政推計の結果では、歳出のうち維持補修費と投資的経費が公共施設の維持・更新等のための支出になりますが、これまでと同程度の支出を継続することを前提とした場合は今後20年間の合計で約834億円となります。しかし、本市が保有する公共施設等(公共施設、道路、橋りょう)について一定の年数で大規模改修・建替えを実施することを前提とした場合は、さらに、追加で約403億円の支出が発生する見込みとなります。なお、追加で発生する支出に対する国・都支出金が約210億円増加することを見込んでも、公共施設等の維持・更新のための財源の不足額は約190億円となり、1年当たりに換算すると約9.5億円の財源不足となります。

この財源不足額はあくまでも、試算された理想的な施設関連投資の水準であり、こうした投資をすることができない場合は、確実に老朽化が進行し、施設に関するコストの将来負担を先送りにするとともに、老朽化が進んだ施設を次の世代に引継ぐことになります。

財源の不足に対しては、これまでの財政運営においても基金の取崩しや臨時財政対策債の借入れ等による対応はもとより、行財政改革の推進の結果、職員数を削減するなど、その取組で得た累積効果額約290億円により、対応を図ってきました。しかしながら、一定の行政水準を確保していくためには、職員数等の削減にも限界があり、公共施設等の老朽化に対応する財源不足を一般財源で賄うことは、前述した本市の財政事情も含め、非常に厳しい状況にあります。今後は、公共施設の総量縮減や縮小、さらには適正な再配置等の検討に踏み込まなければ、持続可能な行財政運営が行えない段階に入っています。

第2章 計画策定にあたっての市民参加

1 市民アンケート結果

公共施設等総合管理計画の策定では、長期的な視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化が検討されますが、これらはいずれも市民に大きな影響を及ぼします。そこで、計画策定の過程で市民アンケート（「昭島市公共施設に関する市民アンケート」）を実施しました。

アンケート結果の概要については、以下のとおりとなっています。

（調査実施の概要）

I 調査設計

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1) 調査地域 | 昭島市全域 |
| 2) 調査対象 | 昭島市在住の満16歳以上の男女個人 |
| 3) 標本数 | 3,000人（男女ともに1,500人） |
| 4) 標本抽出 | 住民基本台帳から年齢別人口割合を考慮して無作為抽出 |
| 5) 調査方法 | 郵送による配布、回収 |
| 6) 調査期間 | 平成28(2016)年1月22日～2月21日 |

II 回収結果

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1) 標本数 | 3,000人（男女ともに1,500人） |
| 2) 有効回答数 | 1,112人（男性488人、女性604人、性別無回答20人） |
| 3) 有効回答率 | 37.1% |

(1)「昭島市公共施設に関する市民アンケート調査」調査結果（一部抜粋）

問．下記の説明のような見通しの中、市の改修・建替えの取組の考え方のうち、新たな施設の建設の抑制についてどのように思いますか。あなたの考えに最も近い項目を以下の中から一つお選びください。

(☐賛成である ☐どちらかという賛成である ☐どちらかという反対である ☐反対である)

市の公共施設の改修・建替えにかかる費用の将来見通しと、改修・建替えの課題、市の取組の考え方を説明します。

費用の
将来見通し

・今後の10年間は改修が中心のため、費用を抑えられますが、改修が一巡した後の今から10～30年後の20年間は建替えが中心となり、費用は今より増加する見通しです。

改修・建替えの
課題

・人口減少とともに、税収等も減少することが見込まれる中、今まで通りに改修・建替えを続けると、施設の維持が困難になってきます。

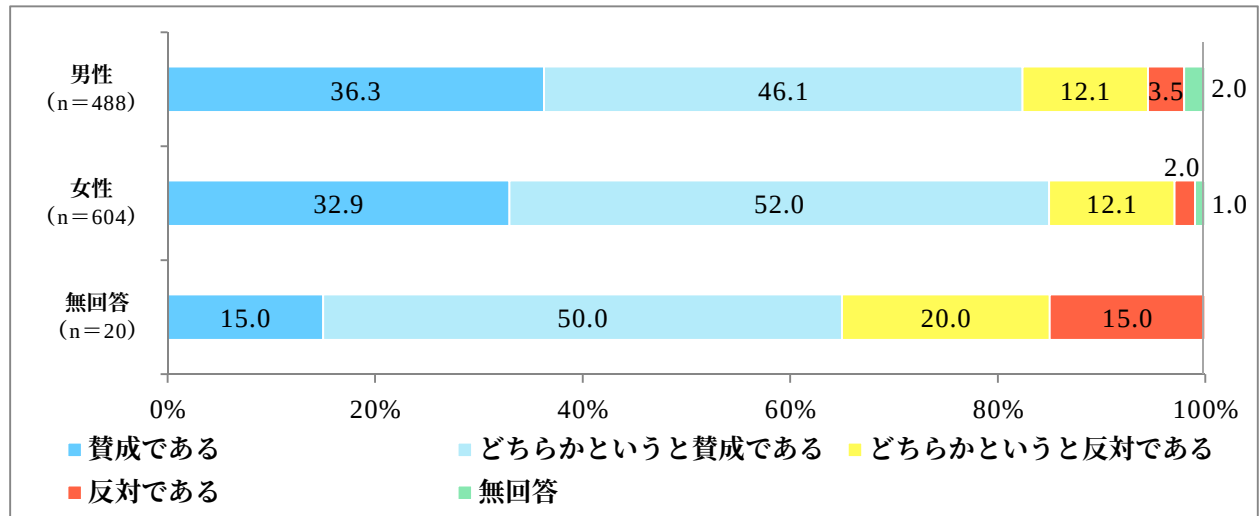
市の取組の
考え方

・市は、人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、後世に負担を残さないように取り組む必要があると考えています。

市の取組の考え方として、『市は、人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、後世に負担を残さないように取り組む必要があると考えています。』との意見に、性別では「男性」、「女性」とともに8割を超える住民の賛成を得ています。年代別においても年代ごとの大きな差はなく、全ての年代で賛成率は高くなっています。また、性別・年代別においても全体的に賛成率が高くなっています。

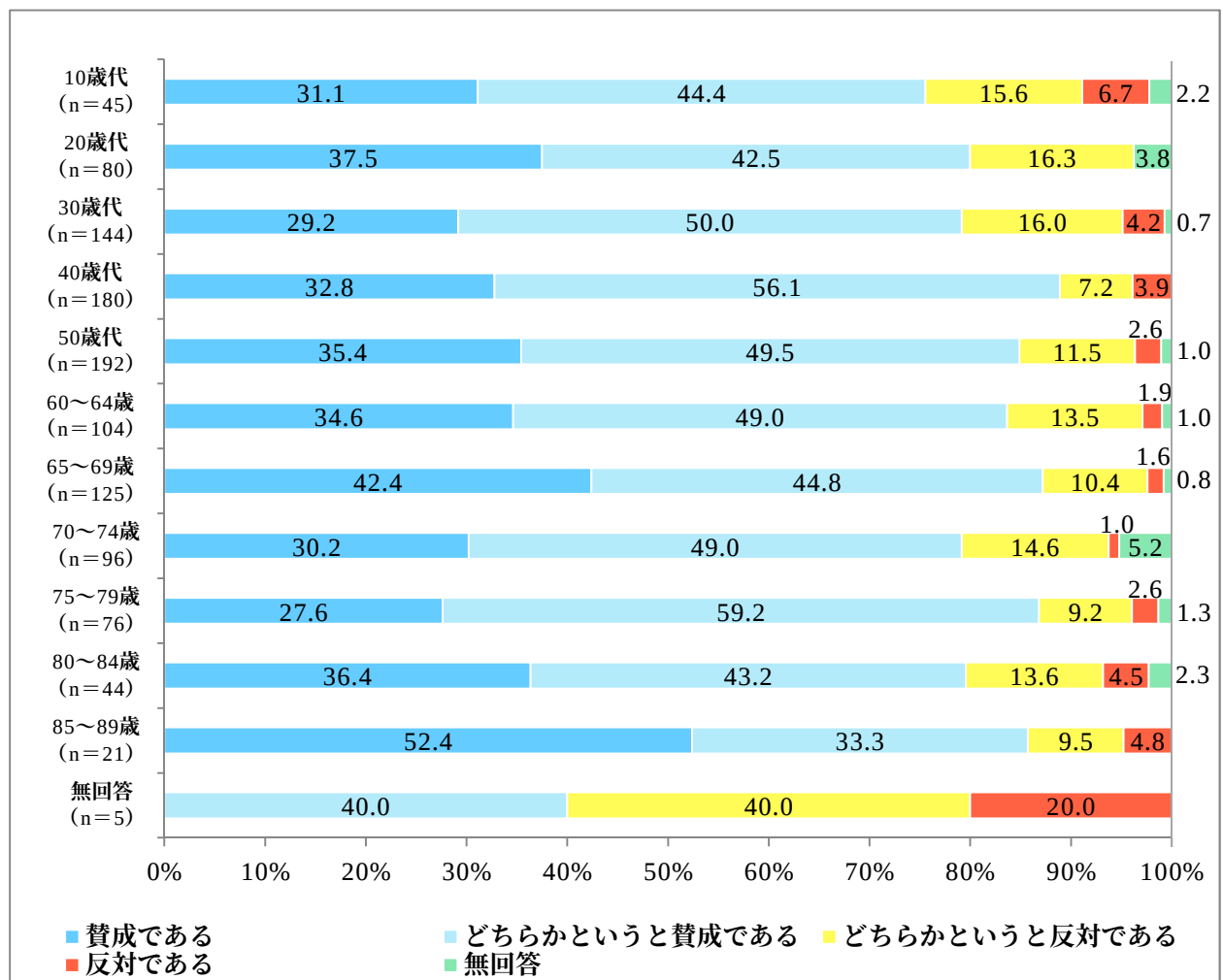
▶性別

(単位：%)



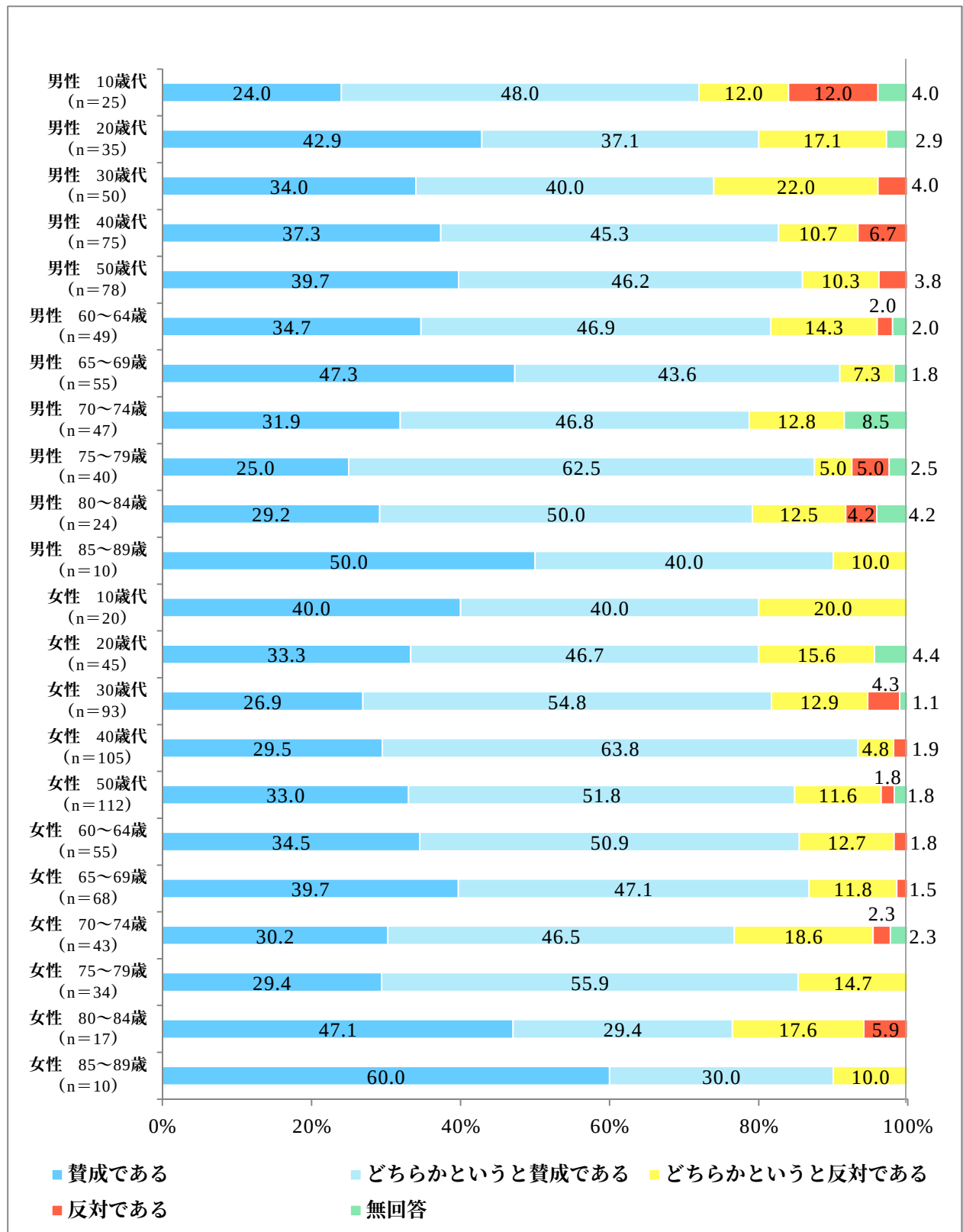
▶年代別

(単位：%)



▶性別×年代別

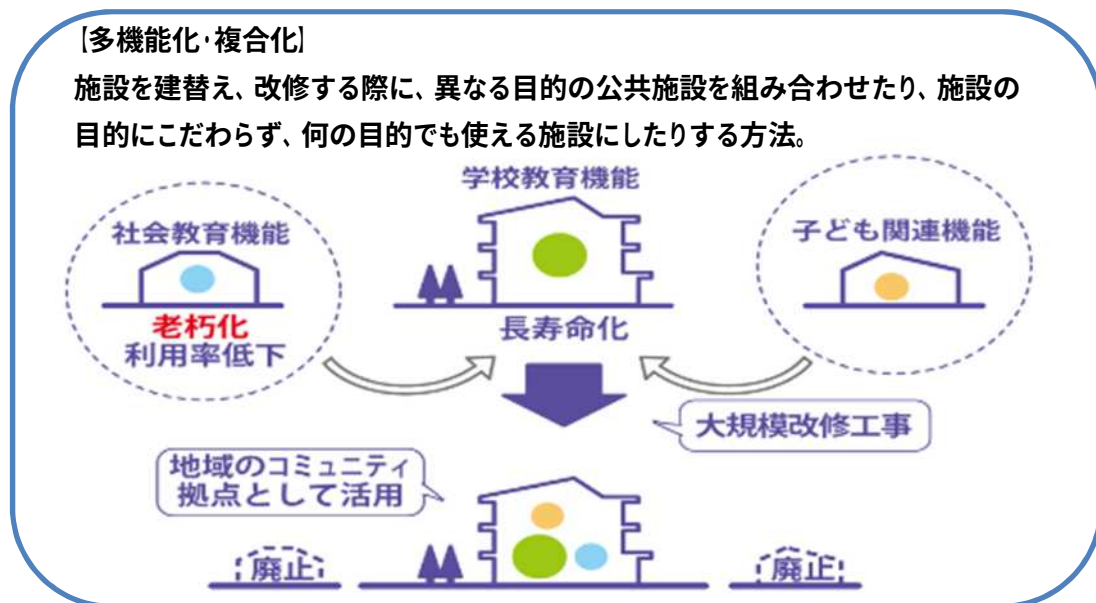
(単位：%)



※性別又は年代が無回答の方は集計には含めていません。

問．施設にかかる維持費用を削減する方法として、将来、年齢構成の変化により生まれる施設の余剰スペースを活用し、今までは一つのサービスしか行っていなかった施設で複数のサービスを提供できるようにする「複合化」「多機能化」という手法があります。今後、この「複合化」や「多機能化」という方法をうまく活用して施設の総量を減らしていくという考え方について、どのようにお考えですか？

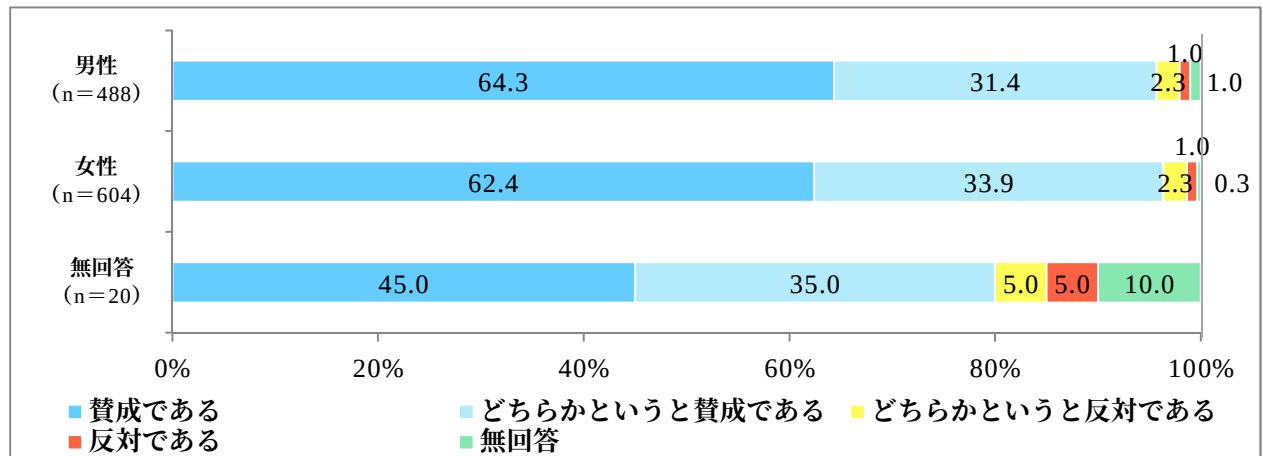
(☐賛成である ☐どちらかという賛成である ☐どちらかという反対である ☐反対である)



『今までは一つのサービスしか行っていなかった施設で複数のサービスを提供できるようにする「複合化」や「多機能化」という方法をうまく活用して施設の総量を減らしていくという考え方』について、性別では「男性」、「女性」とともに95%を超える住民の賛成を得ています。年代別においても年代ごとの大きな差はなく、全ての年代で賛成率は高くなっています。また、性別・年代別においても全体的に賛成率が高くなっています。

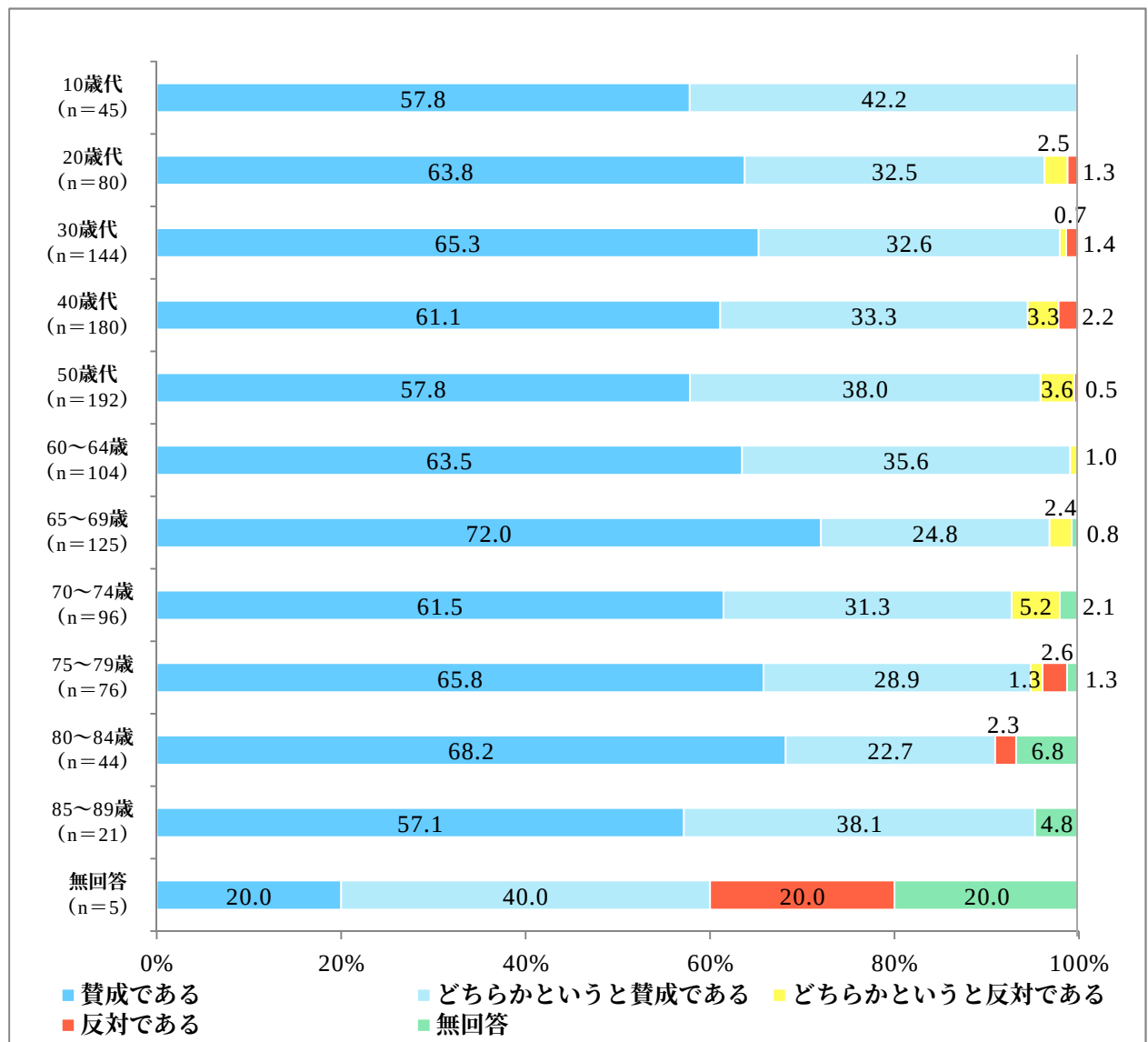
▶性別

(単位：％)



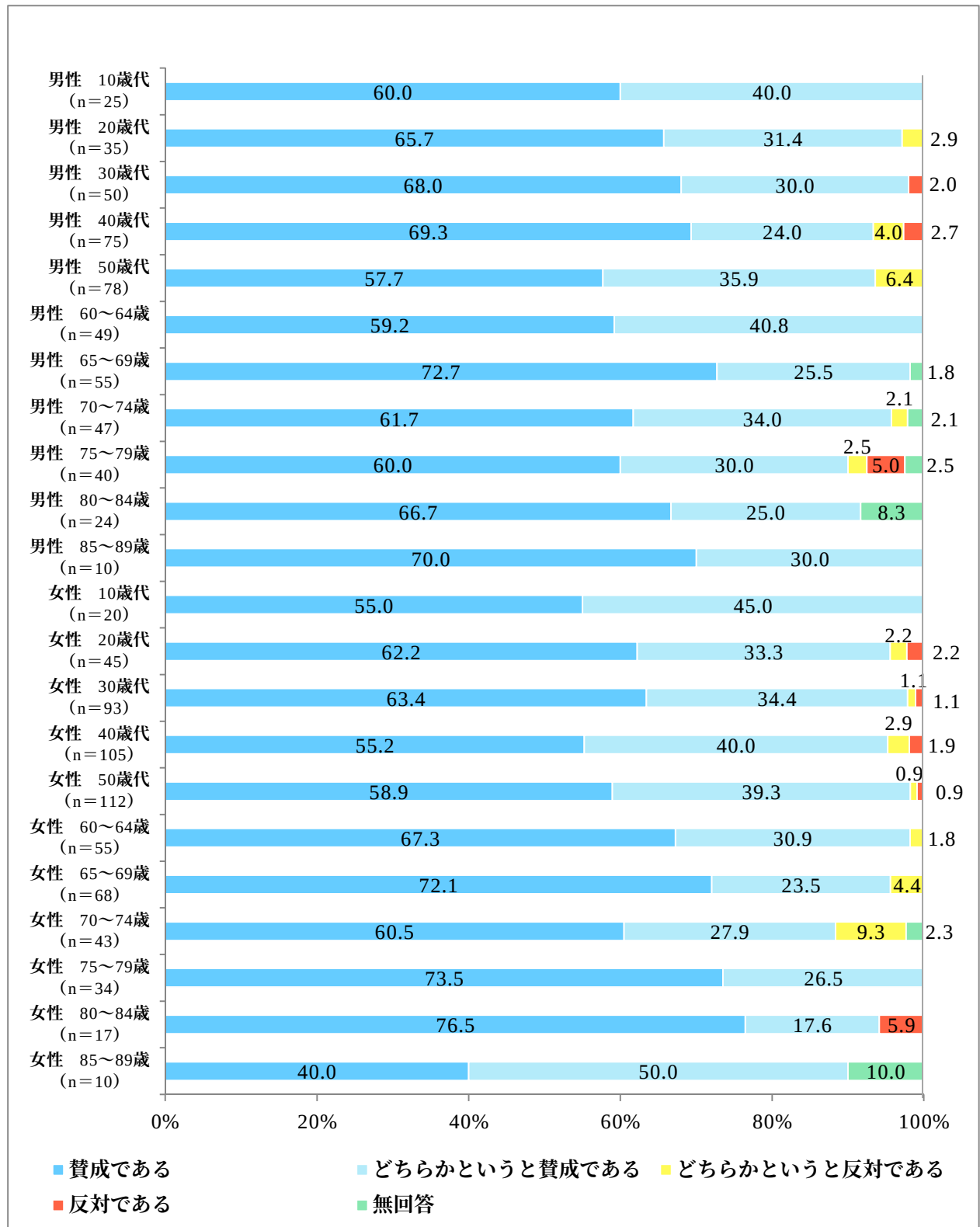
▶年代別

(単位：％)



▶性別×年代別

(単位：％)



※性別又は年代が無回答の方は集計には含めていません。

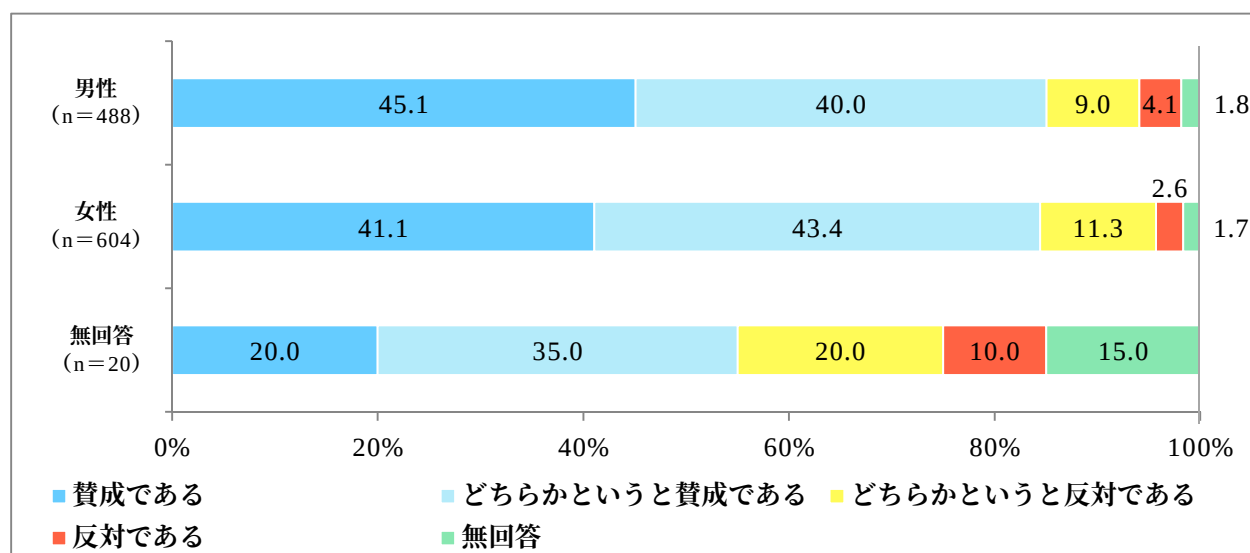
問．公共施設の「複合化」や「多機能化」といった手法で施設を再編していく場合に、皆さんが日常的に利用するような身近にあることが望ましいサービスは地域に残す一方、特別な機会や特別な目的がある時に利用するような施設は、利便性の良い中核的な地域（例：昭島駅周辺等）に集約していくという考え方があります。このような考え方で施設の再編を進めていくことについて、どのようにお考えですか？

(☐賛成である ☐どちらかという賛成である ☐どちらかという反対である ☐反対である)

『特別な機会や特別な目的がある時に利用するような施設は、利便性の良い中核的な地域（例：昭島駅周辺等）に集約していくという考え方』については「男性」、「女性」ともに8割以上の住民の賛成を得ています。年代別では、全ての年代で7割を超える住民の賛成を得ており、また、性別・年代別においても全体的に賛成率が高くなっています。

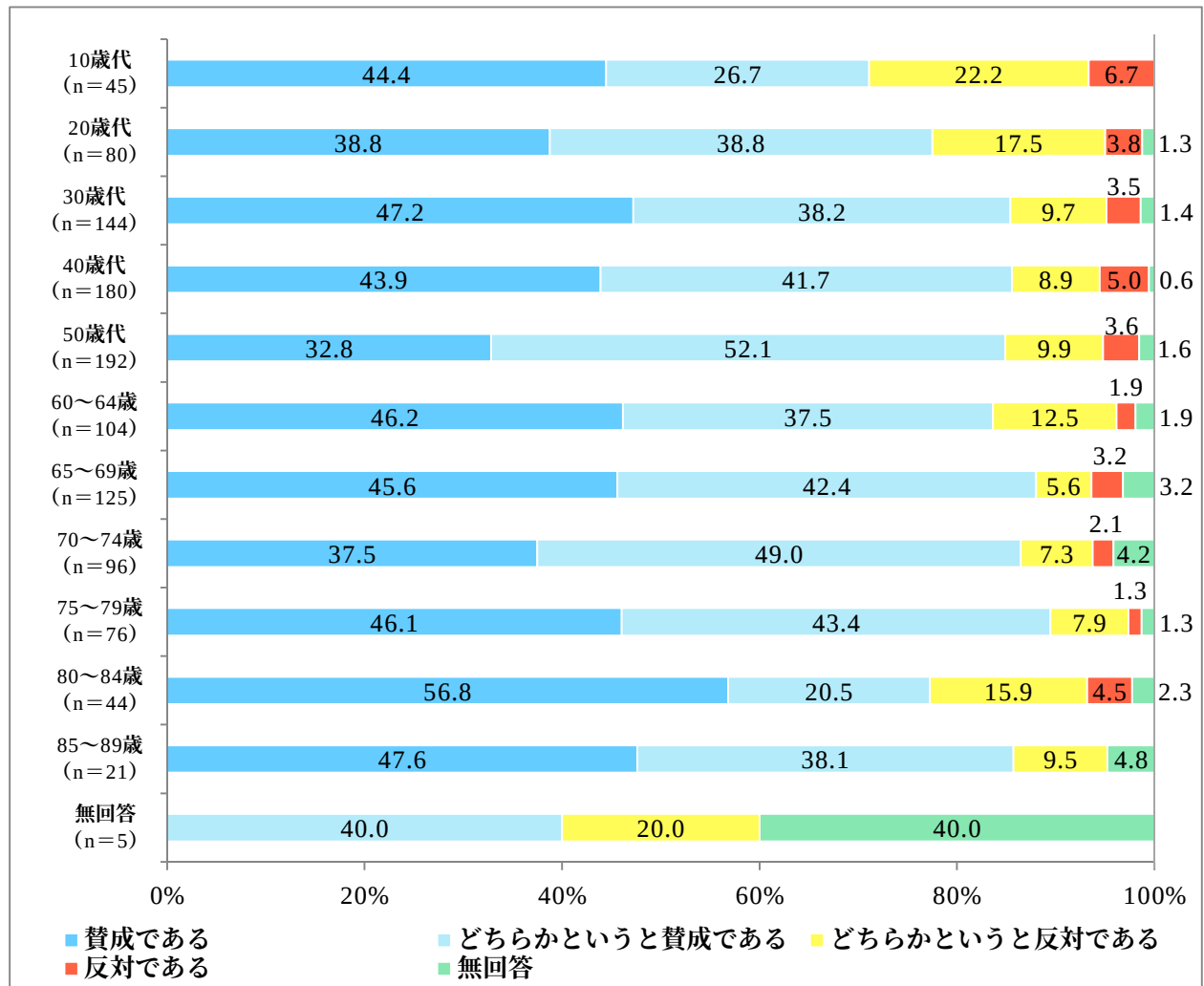
▶性別

(単位：%)



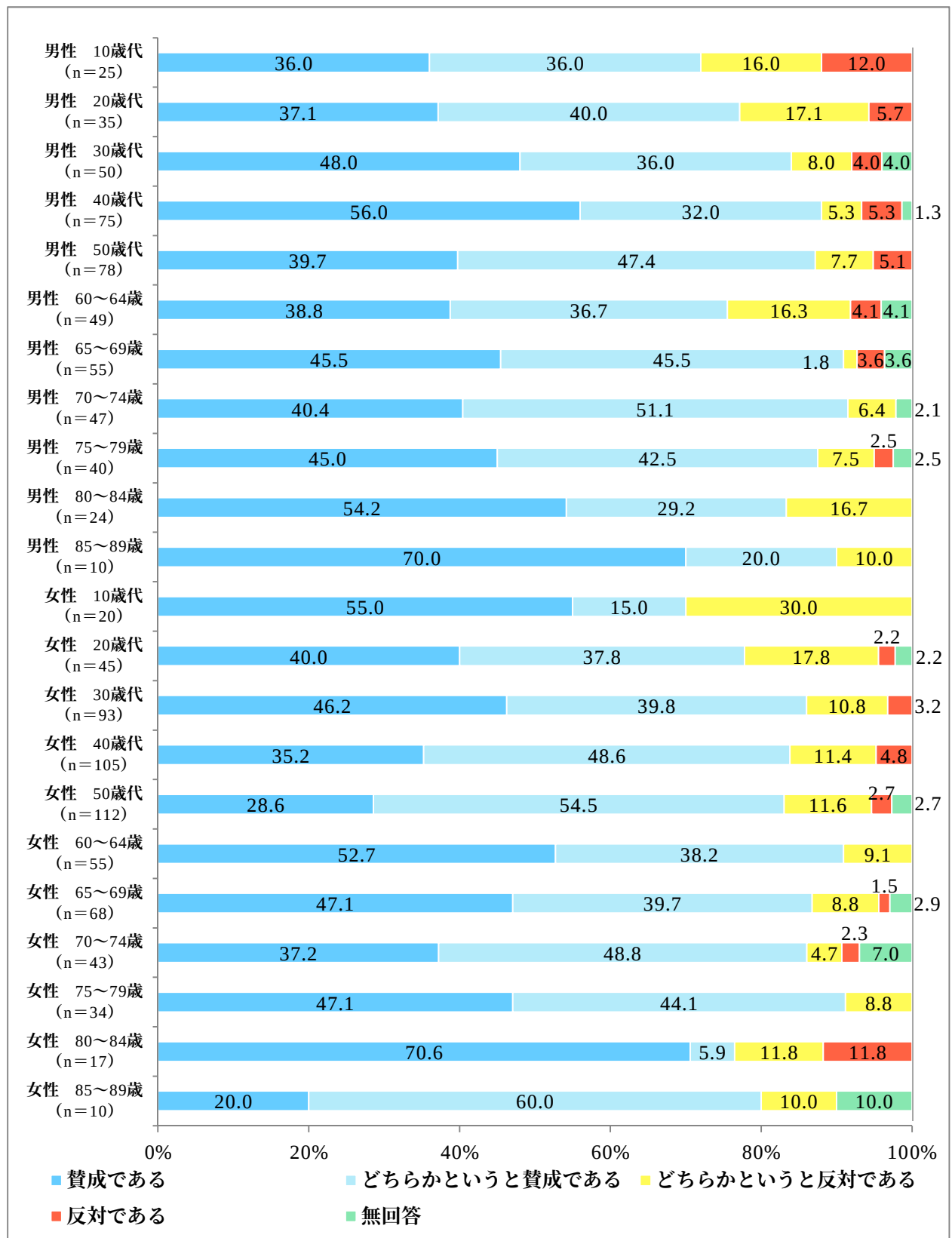
▶年代別

(単位：％)



▶性別×年代別

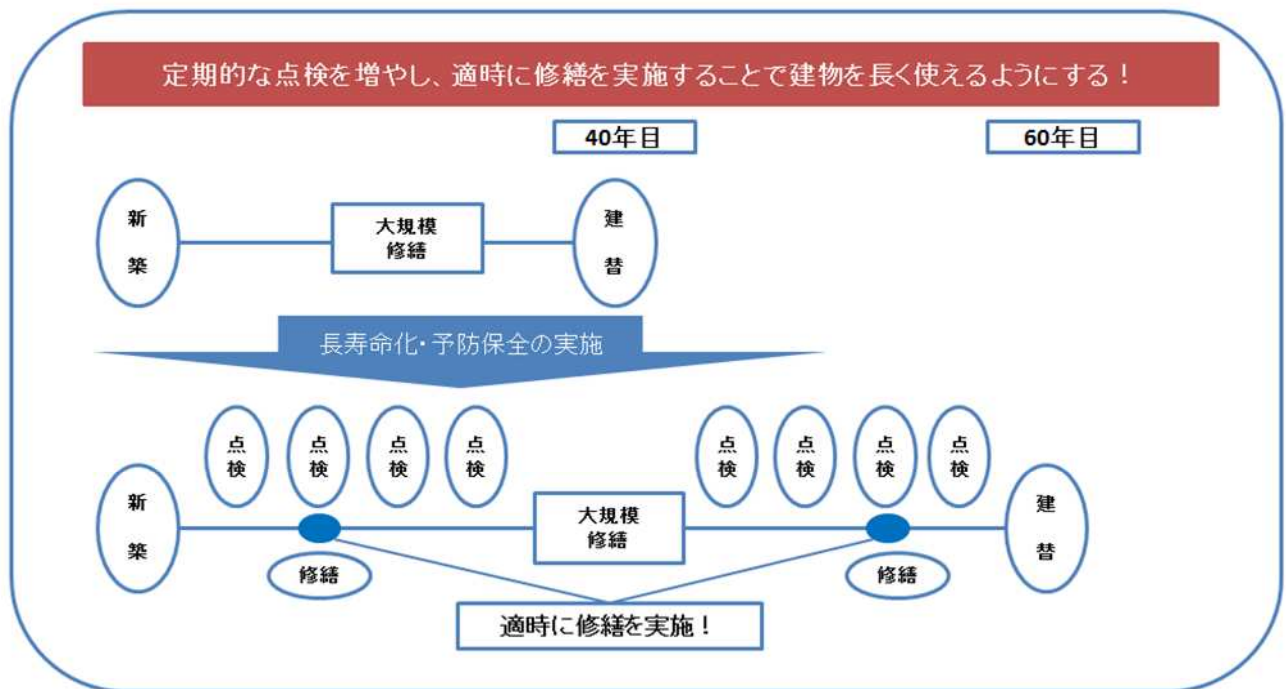
(単位：%)



※性別又は年代が無回答の方は集計には含めていません。

問．施設の建替えや大規模な改修にかかる費用を少なくしていく方法として、日ごろからの施設メンテナンスを心がけることや、施設を長持ちさせるための投資を事前にしっかりと行っていく「長寿命化」という考え方があります。この「長寿命化」という方法を活用して今ある施設をできるだけ長く使っていくという考え方について、どのようにお考えですか。あなたの考えに最も近い項目を以下の中から一つお選びください。

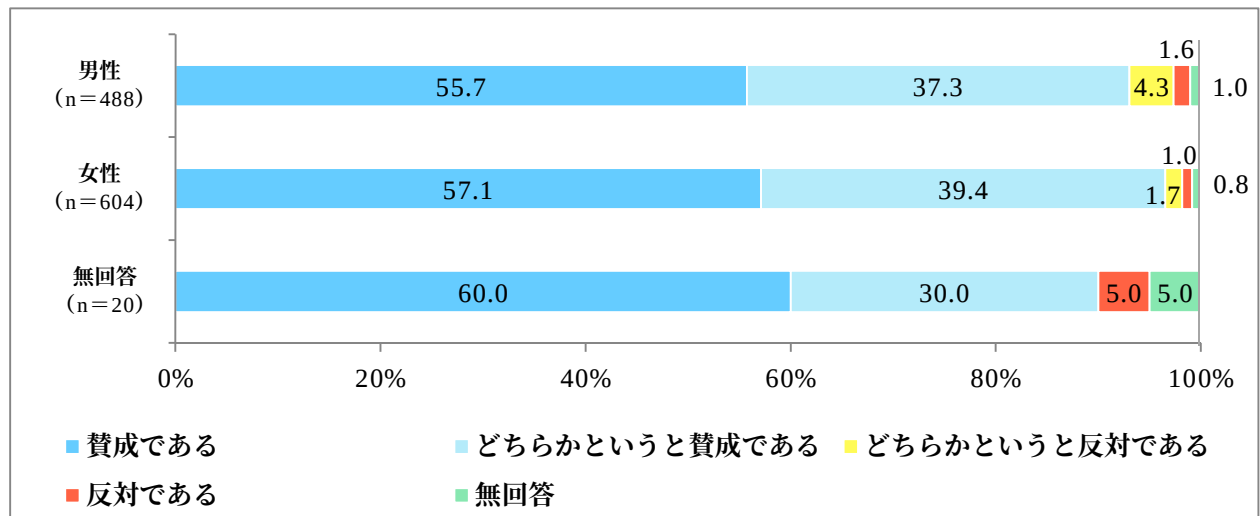
(☐賛成である ☐どちらかという賛成である ☐どちらかという反対である ☐反対である)



『日ごろからの施設メンテナンスを心がけることや、施設を長持ちさせるための投資を事前にしっかりと行っていく「長寿命化」という方法を活用して今ある施設をできるだけ長く使っていくという考え方』について、性別では「男性」、「女性」とともに9割以上の住民の賛成を得ています。年代別でも年代ごとの差はなく、全ての年代において9割以上の住民の賛成を得ています。また、性別・年代別においても全体的に賛成率が高くなっています。

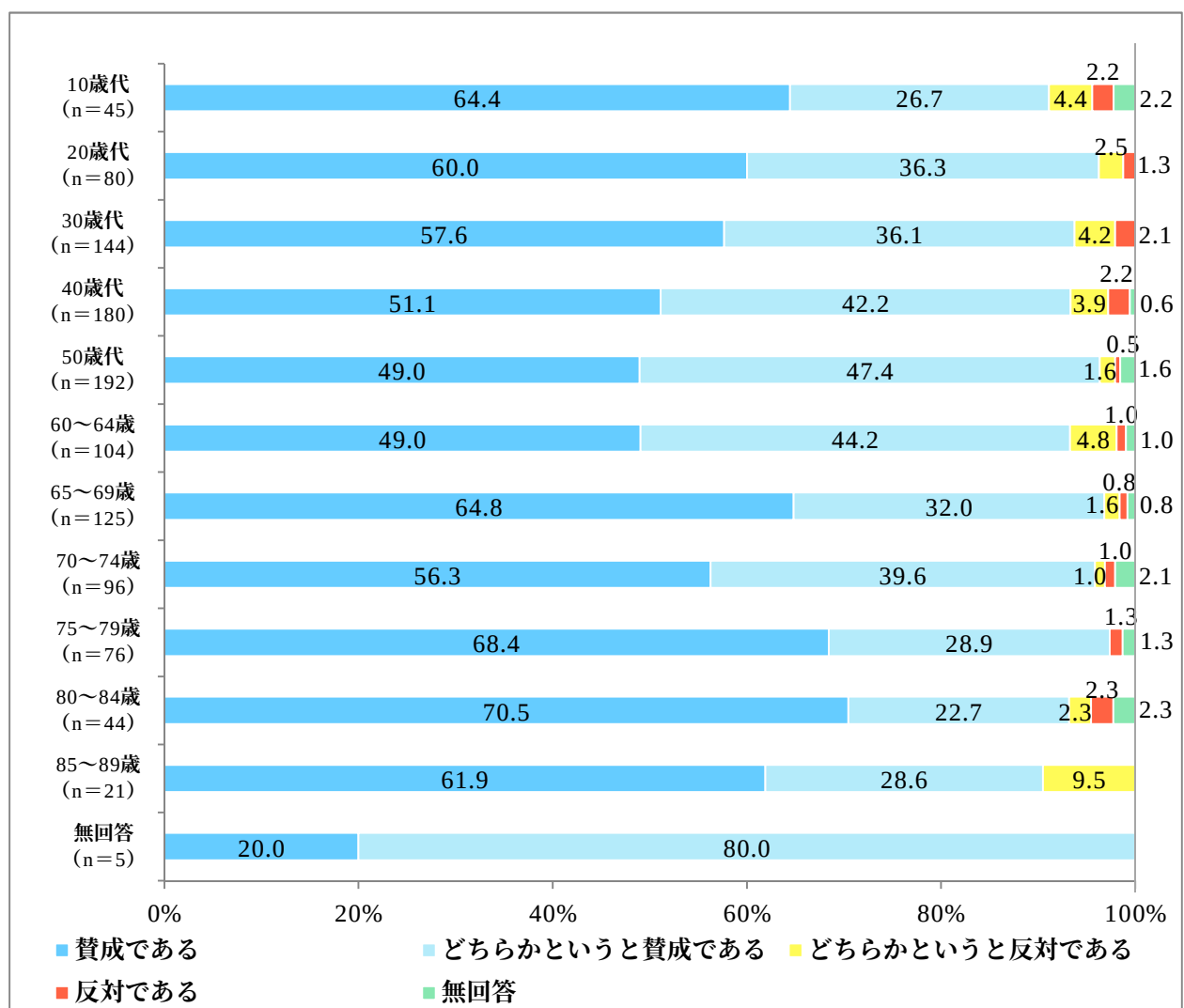
▶性別

(単位：%)



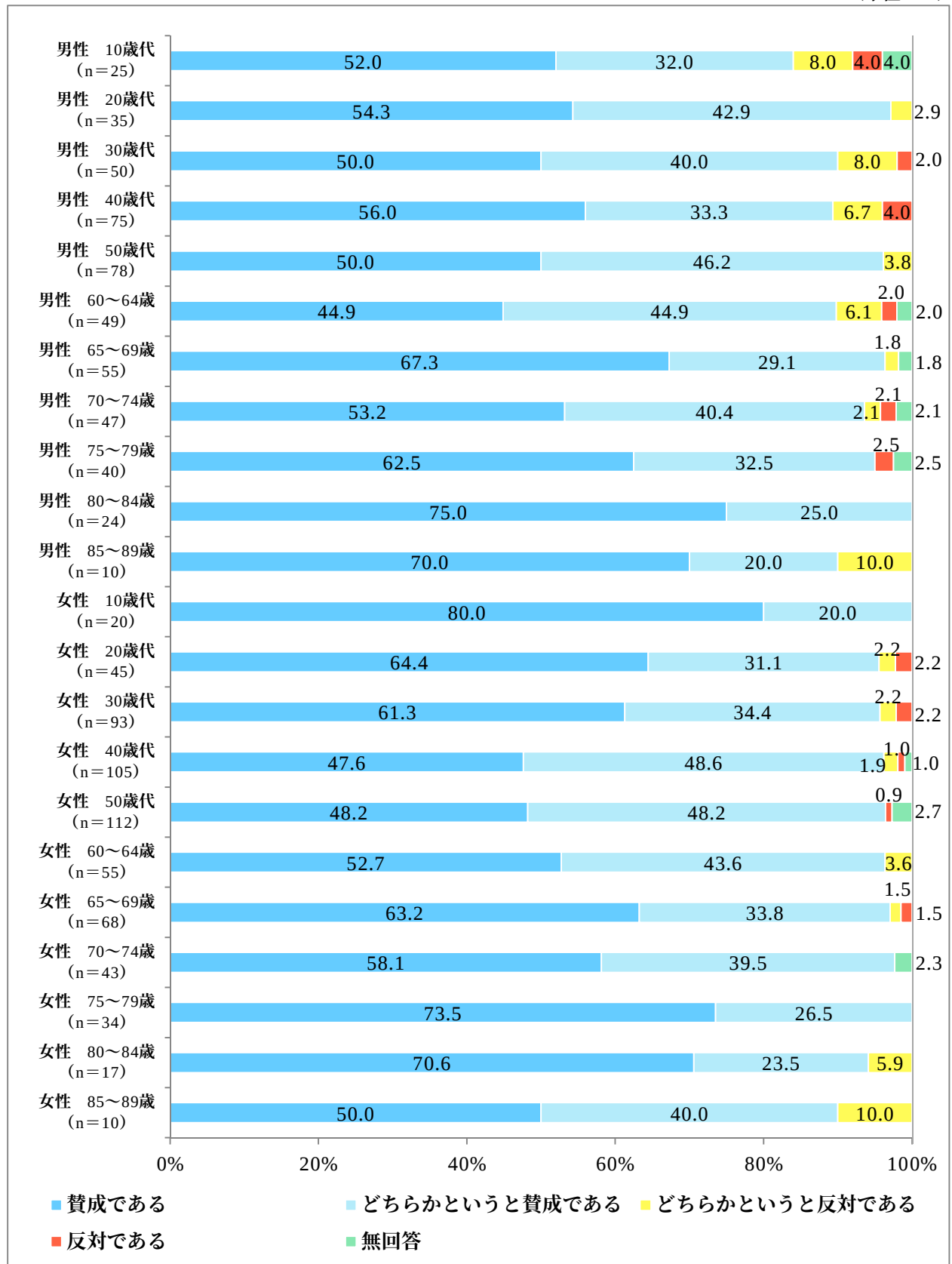
▶年代別

(単位：%)



▶性別×年代別

(単位：%)



※性別又は年代が無回答の方は集計には含めていません。

2 市民ワークショップについて

公共施設等総合管理計画の策定にあたり、本市の公共施設のあり方について、実際に施設を利用している市民の皆さまの意見やアイデアを幅広くうかがうことを目的として、市民ワークショップを開催いたしました。

(1) 市民ワークショップの概要

- ・日 時 第1回平成 28 年 10 月 8 日（土）午前 9 時から正午まで
第2回平成 28 年 10 月 22 日（土）午前 9 時から正午まで
- ・場 所 市役所 603 会議室
- ・参加者 第1回 12 名
第2回 13 名
- ・テーマ 第1回 ～昭島市の公共施設の課題を考えよう～
第2回 ～昭島市の理想的な施設配置を考えよう～



(2) グループワークの課題

第1回ワークショップの課題

以下の3点を考慮して、昭島市の公共施設が地区別に抱えている課題をグループごとに検討してください。

- ・市内の施設分布
- ・地区別の人口動向
- ・施設の建築経過年数等の状況

※上記3点のほか、ワークショップに参加していただいた皆さまが、普段感じている公共施設が抱えている課題も併せて検討してください。

第2回ワークショップの課題

3つの前提条件を踏まえ、昭島市の公共施設の課題を踏まえた理想的な施設配置について検討してください。

【前提条件】

- ・施設総量の削減を前提に課題解決に向けた検討を行う。
- ・施設総量の削減に際しては、施設の統廃合・複合化・集約化といった手法を活用する。
- ・施設総量の削減に際しては、現在の住民の利便性が著しく低下しないように配慮する。

(3) グループワークの検討結果

公共施設の課題の検討について（第1回ワークショップ課題）

- 児童館をはじめ、地域での活動拠点となる必要な施設が少ない。
- 施設を集約化し、地区ごとに中ホール等を確保する。
- 市立会館を有効活用するために多機能化を図る。
- 空き家を市民サービス提供施設へ転用するなどの有効活用を図る。
- 地域間交流・地域活性化のため、人が集まりやすい駅付近において施設の複合化を図る。
- 稼働率の低い施設については、複合化を図り、人件費や管理運営費の削減を図る。
- 学校施設を地域コミュニティ活動拠点として、複合化を図る。
- 適切な維持・管理のために利用料を徴収（備品等の利用含む。）する。
- 施設を集約化する場合、高齢者等の移動手段を確保する。
- 地元企業とタイアップし、施設利用を図る。
- 介護予防策として高齢者が集うサロン等を開設する。

公共施設の課題を踏まえた理想的な施設配置の検討について（第2回ワークショップ課題）

【各施設に対する意見】

- 近隣に所在する小・中学校の小中一貫校化
 - ・小・中学校が近接している場合や児童・生徒数が減少傾向にある学校を小中一貫校として、集約化を図り、その跡地の有効活用や施設の転用を図る。
 - ・土地借上料を支出している場合は、ランニングコストの削減を図ることが可能となる。
- 旧拝島第四小学校の活用
 - ・有料施設として、企業やスポーツ団体へ貸し出す。
 - ・企業とタイアップし、野菜工場のようなものに転用を図る。
- 保育園・幼稚園に学童クラブを併設
- 市立会館の多機能化
 - ・学童クラブ、図書館機能や交流スペースを設ける。多機能化の検討にあたっては、近隣住民との意見交換を行い、必要となる機能の選択を行う。
 - ・玉川会館にシニアの健康促進施設や児童館のような機能を持たせる。
 - ・福島会館に高齢者福祉センターの機能を持たせる。
- 複合施設としての市民交流センター機能について
 - ・玉川会館と市民交流センターを集約し、高齢者福祉センターの機能、高齢者向け仕事センターのような機能や子どもの居場所スペース等の機能を複合化する。
 - ・現在の図書館が（仮称）教育福祉総合センターへ移ることから、市の東側に図書館の機能がなくなる。現市民図書館に通っていた子どもたちが徒歩で（仮称）教育福祉総合センターに行けるかという難しい面がある。市民交流センターは古い建物だが、駐車場が広いという利点があることから、そこに図書館の機能と市民が交流できるスペースを設ける。

公共施設の課題を踏まえた理想的な施設配置の検討（第2回ワークショップ課題）

○昭和町分室の有効活用

- ・有効活用されていない現状を踏まえ、売却し、新たな施設等の資金の財源とする。
- ・子どものための施設として活用するなど、新たな複合施設を検討する。

【公共施設全般にかかる意見】

○利用率の低い施設の転用・多機能化

○施設を集約化する場合の高齢者等の移動手段の確保

○公共施設の配置に人口格差の平準化を考慮

- ・統廃合の結果により不便になる人がでないう、市全体の人口格差の平準化を考えた施設配置を行う。そのため、まちづくり計画等の策定にあたっては、公共施設の再配置を考慮する。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の急激な進行及び人口減少による施設ニーズの変化

本市の人口は平成27(2015)年の113,086人から、45年後の平成72(2060)年には18,843人(16.7%)減少した、94,243人と見込んでいます。これと同時に、少子高齢化の進行も見込まれています。特に、第三、第四地区では人口が平成27(2015)年度比で31.7%減となる見込みであるため、人口減少率が顕著となります。

このように、老年人口(65歳以上)の増加と生産年齢人口(15～64歳)の減少に伴う世代構成の変化により、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化への懸念

本市の公共施設の整備状況を建築年度別に総延床面積でみると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56(1981)年度以前に集中し、約65%に上ります。老朽化等の安全・安心の観点から課題の残る公共施設については、必要性の精査も行ったうえで、今後のあり方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新需要の増大

現在、本市が保有する公共施設等の今後40年間の更新等費用の総額は約1,669.7億円で、試算期間における平均費用は年間約41.7億円となります。

平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの過去5年間に既存の公共施設等の更新等にかけてきた金額は、年平均約46.6億円となりますが、そのうち、新規整備分及び用地取得分が年平均約28.0億円含まれています。

これまでに更新等にかけてきた金額は年平均約18.6億円となっています。直近の既存更新分と、これからかかる更新等費用を比べた場合、今後40年間でこれまでの2.2倍程度の支出が必要となります。

すべての公共施設等を維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に投資に経費をかけていくことが必要となります。また、平成39(2027)年度前後に多くの公共施設等が耐用年数を迎え、そのコストは非常に多額になることが見込まれています。このような、整備金額が集中する“負担の山”を考慮に入れながら、財政負担の平準化を図ることが必要です。

(4) 公共施設等につけられる財源の限界

第1章5(7)において、今後の財政推計で示したとおり、本市が保有する公共施設等(公共施設、道路、橋りょう)について一定の年数で大規模改修及び建替えを実施することを前提とした場合は、20年間で約190億円、1年当たり約9.5億円の財源不足が発生します。労働人口の減少や先

行き不透明な世界経済動向を踏まえると市税収入において厳しい状況を考慮せざるを得ない中において、社会保障関連事業費の増加に加え、(仮称)教育福祉総合センター整備事業や東中神駅自由通路等整備事業等の大規模建設事業を予定している本市にとっては、これまでと同様の行財政運営を行っていくことでは、とても対応できない金額です。毎年度予算編成において、財源不足が生じており、財政調整基金の取崩しと臨時財政対策債の借入れにより財源補填を行っている状況にあって、基金の取崩しや市債の借入れで約 190 億円の財源不足に対応することにも限界があります。これまでも、財源の不足に対しては、行財政改革の推進による職員数の削減等の取組に加え、基金の取崩しや市債の借入れで対応してきましたが、これまで行ってきた行財政運営に限界が来ることを踏まえ、今後は公共施設等の総量縮減、縮小及び適正な再配置といった検討をしていく段階にあるといえます。また、公共施設等の整備金額が集中する時期を考慮した、長寿命化等による整備時期の分散により、財政負担の平準化に努める必要もあるといえます。

市民生活に直結するインフラも含め、最低限必要な公共施設等の維持管理を適切に行っていくためには、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2 課題を踏まえた公共施設の保有量について

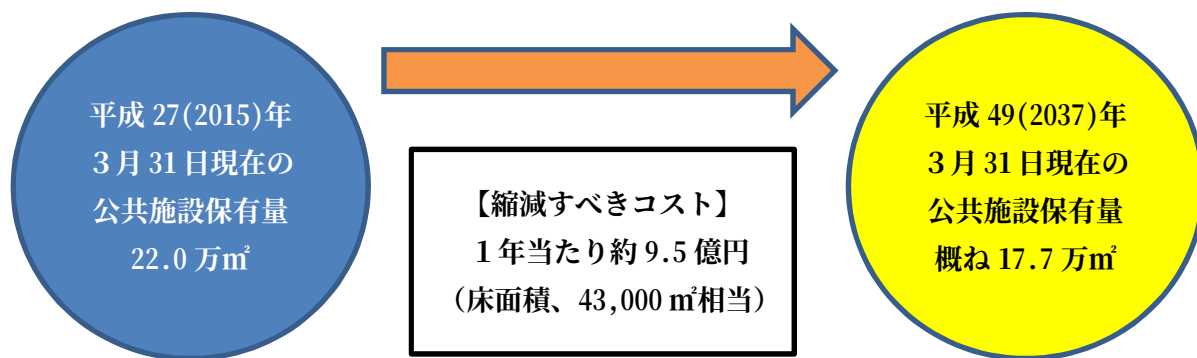
(1) 公共施設の適正な保有量を確保するための検討

現状と課題を整理する中で、持続可能な安定した行財政運営を行い、併せて、市が保有している全ての公共施設におけるサービスの維持向上と安全性を確保するには、限界があることが明らかとなりました。こうしたことから、今後の公共施設の適正な維持・管理を行うためには、適正な保有量を確保するための縮減目標を定める必要があります。

本市の公共施設の保有量は、1人当たりの延床面積（行政財産）で見ると、多摩26市の自治体と比較して若干多い状況にあります。現在保有している公共施設等をすべて維持していくと仮定した財政推計では、今後20年間で約190億円の不足が発生することが分かりました。仮に、この約190億円の不足を公共施設の更新等費用のみで解消とした場合に、どれほど縮減する必要があるかを試算しました。

《縮減面積の算出方法》

公共施設の更新等費用①	約 963 億円
平成 27(2015)年 3 月 31 日現在の公共施設保有量②	約 22.0 万㎡
1 ㎡当たり単価③＝①÷②	約 438 千円
不足額④	約 190 億円
縮減面積⑤＝④÷③	約 4.3 万㎡



縮減面積 4.3 万㎡は、市が保有する公共施設の総床面積 22.0 万㎡の約 2 割に当たります。これだけの施設の縮減を図ることは、市民生活等に与える影響を考慮すれば、現実的な縮減目標とはなりません。

集約化等により縮減した公共施設の管理運営費の影響額、新たな運営手法による運営経費の削減、新たな施設運営に関わる歳入の確保等を熟慮する中で、今後不足が見込まれる年間約 9.5 億円を補うことを視点に、公共施設のニーズの変化も踏まえ、施設の縮減目標を定める必要があります。

一方で、公共施設の面積を縮減する場合、更新等費用のほかに施設の管理運営にかかる費用も削減されることになります。施設類型等により、管理運営費等は異なりますが、市が保有する施設の管理運営にかかる費用は総額で年間約 30 億円程度となっています。仮に、この年間費用を施設全体の床面積で割り返した場合、1㎡当たり 14 千円程度になります。

《面積縮減による管理運営費等の効果額（1年当たり）》

公共施設にかかる管理運営等費用（1年当たり）	約 30 億円
平成 27(2015)年 3 月 31 日現在の公共施設保有量②	約 22.0 万㎡
1㎡当たり単価（1年当たり）③＝①÷②	約 14 千円

1㎡当たりの更新等費用単価及び管理運営費等単価から算出される面積縮減で削減される効果額は以下の表のとおりとなります。仮に、市が保有する公共施設の面積を 15,000㎡から 40,000㎡まで、5,000㎡単位の区分で縮減した場合、区分ごとに削減される費用を示したものです。

財源不足額の約 190 億円に最も近くなるのは、縮減面積 25,000㎡で、約 179.5 億円の効果額となります。

《面積縮減で削減される更新等費用と管理運営費等について》

縮減面積	面積縮減で削減される更新等費用		面積縮減で削減される管理運営費等		削減される費用の合計	
	年間	20年間累計※1	年間※2	20年間累計	年間	20年間累計
40,000㎡	8.8 億円	175.2 億円	5.6 億円	112.0 億円	14.4 億円	287.2 億円
35,000㎡	7.7 億円	153.3 億円	4.9 億円	98.0 億円	12.6 億円	251.3 億円
30,000㎡	6.6 億円	131.4 億円	4.2 億円	84.0 億円	10.8 億円	215.4 億円
25,000㎡	5.5 億円	109.5 億円	3.5 億円	70.0 億円	9.0 億円	179.5 億円
20,000㎡	4.4 億円	87.6 億円	2.8 億円	56.0 億円	7.2 億円	143.6 億円
15,000㎡	3.3 億円	65.7 億円	2.1 億円	42.0 億円	5.4 億円	107.7 億円

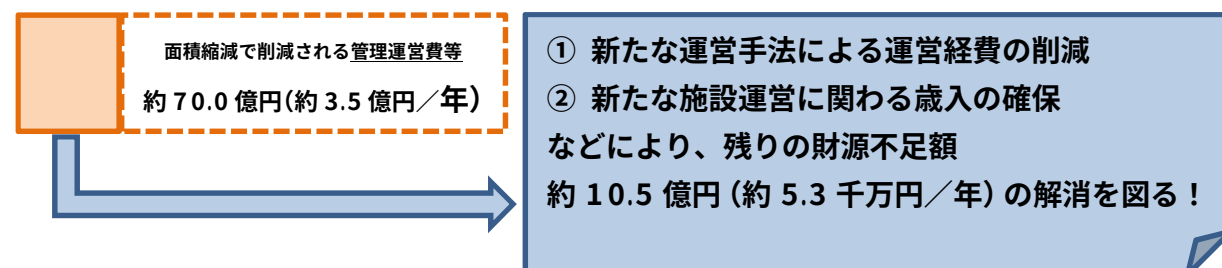
※1 更新等費用単価 438 千円×面積で算出

※2 管理運営費等単価 14 千円×面積で算出

縮減目標面積を 25,000㎡とした場合、更新等費用及び管理運営費等は約 179.5 億円削減されますが、今後 20 年間で想定される財源不足額約 190 億円に対して、まだ約 10.5 億円不足することとなります。公共施設の縮減面積を最小限に抑えるためには、床面積の縮減により得られる更新等費用及び管理運営費等の効果額と併せて、新たな運営手法による運営経費の削減や新たな施設運営に関わる歳入の確保等を同時に進める必要があります。

今後 20 年間における財源不足額
約 190 億円（約 9.5 億円／年）

管理運営費等で削減すべき費用 約 80.5 億円（約 4.0 億円／年）	面積縮減で削減される更新等費用 約 109.5 億円（約 5.5 億円／年）
---	---



（２）公共施設の適正な保有量を確保するための縮減目標

今後、各施設における市民サービスの維持向上と安全性の確保を前提として、公共施設の縮減面積を最小限に抑えた目標値を次のとおり定めます。

公共施設におけるサービスの維持向上と安全性を確保するための縮減目標

平成 48(2036)年度までに 25,000 m²縮減

3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

本市における公共施設等の現状と課題を踏まえ、掲げた縮減目標を達成するため、昭島市では“10”の基本方針を定め、最適な公共施設等の管理に取り組みます。

【昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針】

- (1) 公共施設については、平成27(2015)年3月時点での保有施設を対象とし、今後20年間の財政推計の結果を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設保有量とするため、25,000㎡の縮減を目標とする。なお、道路・橋りょう、上水道管、下水道管といったインフラについては、産業や生活の基盤として整備され、市民生活の根幹をなすものであることから、縮減目標は設定しないが、管理に関する基本方針を踏まえ、適切な管理を実施する。
- (2) 人口規模や財政状況を踏まえて、公共施設の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを取りながら、公共施設の建替え・維持改修を進めていく。
- (3) 公共施設の建替えを実施する際には、「複合化」や「多機能化」といった手法により、施設を再編していく。
- (4) 地域ごとに必要となる集会施設等については、地域間での不均衡が生じないよう最適な再配置、再編に努めるとともに、基幹的な公共施設については、その使用目的に応じて利便性の良い中核的な地域に集約していくことを検討する。
- (5) 既存施設の建替えにあたっては行政サービスの必要水準（質）及び総量に着目し、建替え後の面積は、建替え前の面積を上回らないよう努める。また、既存施設を活用した複合施設を検討した上で、施設面積の総量縮減に努める。
- (6) 新たな行政需要が生まれた場合であっても、既存施設の有効活用を図ることとし、「複合化」、「多機能化」といった手法で施設を再編していくことを前提に、既存施設の更新等を優先的にを行い、新規施設の建設は最小限にとどめる。新規施設の建設を実施する場合においても行政需要とコストのバランスに配慮し、後世代に負担を先送りすることがないよう特定財源の確保を図る。

- (7) 今後も引き続き使用していくことが見込まれる施設は「長寿命化」を図るとともに、改修にあたっては、バリアフリーの推進¹³、ユニバーサルデザイン¹⁴の活用、省エネルギー性能の向上、環境に配慮した取組等、時代の変化に応じた施設機能の向上を図っていく。
- (8) 市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進める。
- (9) PPP¹⁵/PFI¹⁶等、民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を続けるなど、地域経営を意識した施設運営を図る。
- (10) 公共施設マネジメントを実施するにあたっては、公共施設等を管理する課の職員で構成する庁内連携体制を組織し、公共施設計画検討委員会での検討を踏まえ、全庁的な観点から合理的な意思決定を行う。

¹³ 障害のある方や高齢者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備する考え方です。

¹⁴ 障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ、都市や生活環境をデザインする考え方です。

¹⁵ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

¹⁶ Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のことです。

4 公共施設等の管理に関する具体的な実施方針

昭島市の公共施設等に関する“10”の基本方針を着実に推進し、公共施設の適切な維持・管理を図るため、以下の7項目の具体的な実施方針に基づき、公共施設等の管理等に取り組んでいきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・法律等により義務付けられている法定点検を実施することはもとより、法定点検以外の部分においても自主的な点検を日常的又は定期的に行います。
- ・技術系職員以外でも取り組めるような簡易劣化診断の仕組みづくりに努めます。
- ・点検・診断の結果については、データベース化等を図り、今後の施設長寿命化に向けた維持管理、修繕、更新等の際の基礎データとして活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積し、建物の状態を正確に把握し、施設の重要度も踏まえて中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に修繕・更新等を実施します。
- ・同種の施設が多数存在する施設の更新等に際しては、利用者の利便性等を踏まえ、更新等の時期が集中しないように配慮し、計画的に実施します。
- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的な改修等の計画といった長寿命化計画を策定します。
- ・建物の建替えや管理運営にあたっては、PPP/PFIの積極的な活用を推進します。
- ・市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理、修繕、更新等を合理的に進めます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・既に短期での建替えが想定されている施設については、新施設の供用開始までの間の安全確保に十分な措置を講じます。
- ・点検・診断等により著しい危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、市民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置をとります。
- ・施設の用途、利用状況等を踏まえ、必要性や優先度を判断し、安全確保対策を実施します。
- ・施設の建替えや統廃合を検討する際には、災害時の避難場所の確保という点を考慮して検討を進めます。

（４）耐震化の実施方針

- ・本市の公共施設については「昭島市耐震促進化計画」に沿って、法定基準内の耐震化は平成 27 年度までに概ね終了している状況ですが、今後は、非構造部材等の耐震化に努めます。
- ・今後、非構造部材の耐震化を進めるにあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を決定します。
- ・道路、橋りょう、上・下水道をはじめとするインフラについても、引き続き、計画的に耐震化を進めていきます。

（５）長寿命化の実施方針

- ・既に短期間での建替えが予定されている施設については、新施設の供用開始までの間、施設の安全対策に努め、修繕等については必要最低限にとどめます。建替えが予定されていない施設については、長寿命化を図ります。
- ・「昭島シルバー住宅」のように個別施設ごとの長寿命化計画¹⁷が策定されている施設については計画に沿った着実な施策実施を行います。
- ・長寿命化計画を未策定の施設のうち、計画策定の必要のある施設については、早急に計画を策定し、長寿命化に着手します。
- ・市民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を利活用できるよう進めていきます。
- ・インフラについてはライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行っていきます。

（６）統合や廃止の推進方針

- ・市民図書館のように、施設の建替えが行われる際は機能の集約化を図るなど建物の総量縮減の可能性を検討します。
- ・今後利用者の減少が想定される施設は、利用者の動向を踏まえて統廃合等を検討します。
- ・今後利用者の増加が想定される施設については、短期的な需要ではなく中長期的な需要を踏まえた施設の配置や、民間との役割分担等を踏まえた検討を行います。
- ・人口減少が急激に進む地域については、今後どのような地域コミュニティとしていくのかということも合わせて議論し、公共施設の見直しの検討を進めていきます。
- ・公共施設の類型ごとに必要な公共施設総量を見直し、機能の重複を解消していきます。
- ・公共施設の多機能化・複合化¹⁸の取組を進めていきます。
- ・単独行政で運用するより広域行政で運用する方が効果的な施設や、広域利用が可能な施設については、近隣市との広域連携に向けた検討に努めます。

¹⁷ 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）とは、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に定める個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）のことです。

¹⁸ 公共施設の多機能化・複合化とは、1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取組です。

- ・公共施設を整備する場合には、過度な装飾・装備等は行わず、機能とライフサイクルコストの最小化を意識した設計としていきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、維持管理経費の縮減を進めます。
- ・施設廃止後の跡地利用等についても遊休地化させず有効に活用できるよう検討していきます。
- ・今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手段確保の視点を持ち検討していきます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための担当組織を明確にし、公共施設等の維持管理に着実に取り組んでいきます。
- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報の一元化を推進していきます。併せて、公共施設マネジメントシステムは、固定資産台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・情報管理や情報共有の対象は、庁内の各課だけでなく指定管理者等の公共施設運営に係る関係者とします。
- ・職員一人ひとりが、経営的感覚を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・市と市民、NPO 法人、企業等、様々な主体が連携して、公共施設を含めた地域の資源を最大限活用しながら、地域の持続的な発展を目指します。

5 計画期間について

計画期間は、本市の施設の維持管理費用が 10 年後以降に大幅に増加することが見込まれていること及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」¹⁹で少なくとも 10 年以上の計画期間とすることが求められていることに鑑み、以下のとおりに設定しました。

（計画期間）

平成 29 年度（2017 年度）から平成 48 年度（2036 年度）までの 20 年間

また、長期的な方針のほか、短期的及び中期的な観点で早急に進めるべき取組が重要であることから、短期目標期間・中期目標期間・長期目標期間を設定します。

（短期目標期間）

5 年程度【平成 33（2021）年度まで】

緊急に対応が必要な取組を短期目標期間に位置付けます。

すでに施設の統廃合等が決定している施設、売却・譲渡の対象となっている施設や耐用年数到来年度²⁰を迎える施設の縮減等が主な検討対象となります。

（中期目標期間）

10 年程度【平成 38（2026）年度まで】

住民の同意を得ながら進める取組等を中期目標期間に位置付けます。

短期目標期間内に売却・譲渡できない施設や期間までに耐用年数到来年度を迎える施設、民間で運営可能な施設等が主な対象となります。

（長期目標期間）

20 年程度【平成 48（2036）年度まで】

広域連携等の周辺自治体と協力して進める取組等を長期目標期間に位置付けます。

短期及び中期目標期間内に売却・譲渡できない施設や期間までに耐用年数到来年度を迎える施設、周辺自治体と共同で運営可能な施設等が主な対象となります。

¹⁹ 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、総財務第 75 号(平成 26 年 4 月 22 日)総務省自治財政局財務調査課長通知のことです。

²⁰ 耐用年数到来年度とは、建物の減価償却期間の終了する年度のことです。そのため、建物を安全に使用できる期間が終了していることを意味するものではありません。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の施設類型ごとの分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類を参考に、昭島市の実態に基づき、以下の分類に整理し、インフラについては、上水道事業、下水道事業、道路、橋りょう、公園に分類しています。

区分	大分類	中分類	対象施設
公共施設	1 市民文化系施設	集会施設	市民交流センター等
		文化施設	市民会館・公民館
	2 学校教育系施設	学校	小・中学校
		その他教育施設	学校給食共同調理場
	3 行政系施設	庁舎等	本庁舎等
		消防施設	消防団詰所
		その他行政系施設	備蓄倉庫等
	4 社会教育系施設	市立会館	市立会館
		図書館	図書館本館・分館・分室
	5 産業系施設	産業系施設	勤労商工市民センター
	6 子育て支援施設	幼保・こども園	保育園等
		幼児・児童施設	児童センター、学童クラブ
	7 保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター等
		障害福祉施設	福祉作業所
		保健施設	保健福祉センター
	8 スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合スポーツセンター等
		レクリエーション施設	富士見高原青少年等山の家
インフラ	9 供給処理施設	供給処理施設	清掃センター等
	10 公営住宅	公営住宅	シルバー住宅
	11 公園内施設	公園内施設	公園便所等
	12 その他	その他	自転車等駐車場等
	13 上水道事業		
インフラ	14 下水道事業		
	15 道路		
	16 橋りょう		
	17 公園		

※市民会館・公民館のうち公民館部分は、社会教育法に基づくため、本来は社会教育系施設に分類されますが、市民会館と一体の施設であり、市民会館部分の占める面積が大きいため、市民文化系施設に分類します。

施設一覧の記載内容について

(1) 運営方法

施設の運営形態について、直営、委託、指定管理の分類で表示しています。

(2) 建設年度

施設を建設した年度を記載しています。施設に複数の棟がある場合には、主要となる棟が建設された年度を記載しています。

(3) 建設経過年数

平成 28(2016)年 3 月 31 日現在の経過年数を記載しています。1 年未満の月数は切り捨てて記載しています。

(4) 土地借上料

土地借上料を支出している施設は、平成 26 年度決算額を表示しています。

(5) 稼働率等の表記について

稼働率等については、施設ごとに以下に基づき表示しています。

① 稼働率

- ・貸館施設は、スペースごとの利用可能コマ数に対する利用コマ数の割合の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの 3 箇年平均を表示しています。

対象施設：市民文化系施設、社会教育系施設（図書館を除く。）、産業系施設
保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設（プールを除く。）

- ・子育て支援施設（児童センターを除く。）及び公営住宅は、定員に対する在籍者数の割合の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの 3 箇年平均を表示しています。

② 児童・生徒数

小・中学校は、在籍する児童・生徒数の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの 3 箇年平均を表示しています。

③ 貸出数

図書館は、図書等（図書、地域資料、雑誌、紙芝居、視聴覚資料）の貸出数の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの 3 箇年平均を表示しています。

④ 年間利用者数

児童センター、市民プール及び旧拝島公園プールは、年間利用者数の平成 24(2012)年度から平成 26(2014)年度までの 3 箇年平均を表示しています。

⑤ 利用状況を管理していない施設は、「－」を表示しています。

1 市民文化系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営 方法	建設年度	建設 経過年数	延床面積 (㎡)	土地借上料 (千円)	稼働率
1	市民交流センター	直営	昭和 40(1965)年度	50	1,544.68	—	45.6%
2	松原町コミュニティセンター	委託	平成 25(2013)年度	2	590.80	—	9.9%
3	市民会館・公民館	直営	昭和 57(1982)年度	33	7,835.81	—	市民会館 47.0% 公民館 58.5%

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 市民交流センターは、耐震診断を実施した結果、一般的な耐震性を有していることが確認されましたが、災害時の避難所としての基準を満たしていないという課題があります。また、これまでも、東京都福祉のまちづくり条例等の関連法令に基づき、一定のバリアフリー化を図ってきました。しかし、本施設にはエレベーターが設置されておらず、施設を利用される地域の高齢者をはじめ、多くの方からエレベーターの設置に関するご意見をいただいています。エレベーター設置については、構造上等の課題や機能見直しの課題も抱えており、現施設への設置は困難な状況となっています。建設後 50 年が経過し、施設の劣化が進んでいる状況等を踏まえ、建替えを検討していますが、建替えに向けての財源確保が課題となっています。建替えの際に、他施設の機能の複合化や多機能化についても検討する必要があります。
- ◆ 市民会館・公民館は、建設から 33 年経過しており、屋上防水、外壁、空調設備の改修時期を迎えています。施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。また、平成 24(2012) 年度事務事業外部評価における「市民会館部分の指定管理者制度の導入等、より良い運営方法の検討は、是非とも必要である。」との意見を踏まえ、管理運営方法の見直しを検討する必要があります。
- ◆ 有料施設は、施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆建設経過年数や施設規模等を考慮し、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。 ◆建替時期が到来する施設については、複合化や多機能化について検討します。 ◆施設の管理運営方法について、より効率的な方法を検討します。 ◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図ります。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆市民会館・公民館は、長寿命化計画を策定します。また、指定管理者制度の導入等を視野に入れた効率的な管理運営方法について検討します。 ◆市民交流センターは、複合化や多機能化について具体的に検討を進め、十分な財源を確保した上で複合施設として建替えを実施します。また、建替えまでの間、施設の安全対策に努めます。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆市民会館・公民館は長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。 ◆松原町コミュニティセンターの長寿命化計画を策定します。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。

2 学校教育系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設 経過年数	延床面積 (㎡)	土地借上料 (千円)	児童・生徒数 (人)
1	東小学校	直営	昭和 38(1963)年度	52	6,189.46	26,454	256
2	共成小学校	直営	昭和 51(1976)年度	39	5,472.39	—	314
3	富士見丘小学校	直営	昭和 37(1962)年度	53	6,207.66	26,975	283
4	武蔵野小学校	直営	昭和 49(1974)年度	41	5,398.20	—	554
5	玉川小学校	直営	昭和 41(1966)年度	49	5,034.59	—	413
6	中神小学校	直営	昭和 38(1963)年度	52	5,216.88	—	430
7	旧つつじが丘南小学校	直営	昭和 55(1980)年度	35	6,127.67	—	220
8	旧つつじが丘北小学校 (現つつじが丘小学校)	直営	昭和 56(1981)年度	34	6,300.90	—	274
9	光華小学校	直営	昭和 39(1964)年度	51	5,279.97	3,853	476
10	成隣小学校	直営	昭和 40(1965)年度	50	3,685.99	17,815	387
11	田中小学校	直営	昭和 53(1978)年度	37	6,530.97	—	370
12	拝島第一小学校	直営	昭和 40(1965)年度	50	4,676.80	29,648	471
13	拝島第二小学校	直営	昭和 37(1962)年度	53	5,888.73	—	464
14	拝島第三小学校	直営	昭和 40(1965)年度	50	6,180.46	—	554
15	旧拝島第四小学校	直営	昭和 46(1971)年度	44	5,742.74	—	145
16	昭和中学校	直営	昭和 43(1968)年度	47	7,785.80	34,877	427
17	福島中学校	直営	昭和 54(1979)年度	36	6,551.99	—	247
18	瑞雲中学校	直営	昭和 55(1980)年度	35	7,447.25	—	517
19	清泉中学校	直営	昭和 41(1966)年度	49	8,074.34	—	581
20	拝島中学校	直営	昭和 38(1963)年度	52	7,412.07	—	558
21	多摩辺中学校	直営	昭和 52(1977)年度	38	7,548.64	—	325
22	学校給食共同調理場	直営	昭和 42(1967)年度	48	1,846.00	4,160	—

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 小・中学校は、これまでも大規模改修や耐震補強工事を実施してきましたが、建設から 40 年以上経過している施設が多数ある中で、引き続き、施設の劣化状況等を踏まえ、計画的な維持管理を進めていく必要があります。また、昭和 30 年代後半から 40 年代及び昭和 55 年前後のまとまった時期に建設されていることから、更新等の時期が集中しないように配慮する必要があります。それぞれ施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、計画的に長寿化に向けた取組を検討する必要があります。
- ◆ 土地借上料を支払っている学校は、施設の管理運営に要するコストが高くなることから、借用地の購入を検討し、将来的な財政負担の削減を図る必要があります。
- ◆ 平成 27(2015)年 4 月 1 日より拝島第一小学校と旧拝島第四小学校が統合し、新しい拝島第一小学校となりました。廃校となった旧拝島第四小学校跡地については、今後の有効活用を検討する中で、施設のあり方を明確にしていく必要があります。
- ◆ 平成 28(2016)年 4 月 1 日より旧つつじが丘南小学校と旧つつじが丘北小学校が統合し、新たにつつじが丘小学校が開校しました。なお、旧つつじが丘南小学校跡地には、既存の旧校舎の有効活用を図りつつ、(仮称)教育福祉総合センターが建設されることになっています。

- ◆ 今後の年少人口の動向を踏まえ、教育委員会で慎重に議論する中で、小中一貫校のあり方や統廃合を含めた適正な施設量を検討するとともに、空き教室を活用した複合化についても検討する必要があります。
- ◆ 学校給食共同調理場は、耐震診断の結果、対策が必要とされています。また、建設から 48 年が経過していることから、施設の劣化状況等を踏まえ、移転・解体を予定しています。整備内容等については、「昭島市学校給食運営基本計画」を踏まえ、学校給食衛生管理基準、食物アレルギー専用調理室、炊飯設備、食育への対応等を考慮し、その上で、将来の食数等を見据え、効率的に機能する施設規模を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆小・中学校は、更新等時期が集中しないように配慮し、長寿命化や建替え等の計画を策定します。 ◆児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視します。 ◆学校教育系施設は、公共施設の中でも大規模な施設であり、また、地域の中核的な施設であることから、児童・生徒の減少に伴い、空き教室が生じた場合には、周辺施設の機能の複合化も検討します。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆「昭島市学校給食共同調理場整備基本計画」に基づき学校給食共同調理場の移転・解体を完了します。 ◆旧拝島第四小学校跡地について、今後の有効活用を検討し、施設のあり方を明確にします。 ◆小・中学校の長寿命化・建替計画を策定します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆小・中学校について、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。 ◆遊休地の売却等を財源に、小・中学校における借用地の取得を進めます。 ◆移転後の学校給食共同調理場は、長寿命化を考慮した維持管理についての計画を策定します。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆小・中学校について、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。 ◆移転後の学校給食共同調理場は、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。 ◆遊休地の売却等を財源に小・中学校における借用地の取得を進めます。 ◆今後の年少人口を踏まえながら、小中一貫校のあり方や統廃合も含め、教育委員会の中で慎重に議論する中で、適正な施設量を検討します。

3 行政系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	本庁舎	直営	平成 8(1996)年度	19	16,998.74	2,923	—
2	昭和町分室	直営	昭和 39(1964)年度	51	1,803.67	—	—
3	区画整理事務所	直営	平成 6(1994)年度	21	300.51	—	—
4	消防団第一分団詰所	直営	昭和 51(1976)年度	39	80.56	397	—
5	消防団第二分団詰所	直営	昭和 53(1978)年度	37	80.49	349	—
6	消防団第三分団詰所	直営	昭和 57(1982)年度	33	95.17	—	—
7	消防団第四分団詰所	直営	昭和 62(1987)年度	28	90.08	—	—
8	朝日備蓄倉庫	直営	昭和 56(1981)年度	34	69.92	—	—
9	田中備蓄倉庫	直営	昭和 58(1983)年度	32	99.36	—	—
10	福島備蓄倉庫	直営	平成 9(1997)年度	18	194.40	—	—
11	武蔵野備蓄倉庫	直営	平成 7(1995)年度	20	69.08	—	—
12	美堀備蓄倉庫	直営	平成 15(2003)年度	12	144.00	—	—
13	中神備蓄倉庫	直営	平成 23(2011)年度	4	133.16	—	—
14	玉川備蓄倉庫	直営	平成 26(2014)年度	1	215.30	—	—
15	美堀町二丁目防災資器材倉庫	直営	平成 12(2000)年度	15	9.90	—	—

※本庁舎の土地借上料は庁用車駐車場用地分

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 市役所本庁舎は、建設から 19 年経過しています。他の施設と比べると新しい施設ですが、屋上防水、外壁、空調設備の改修時期を迎えています。施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。
- ◆ 昭和町分室は、平成 27(2015)年度に一階部分の改修工事を実施しました。現在二階部分に機能を有している教育相談室、適応指導教室、男女共同参画ルーム、郷土資料室等が（仮称）教育福祉総合センターへの機能移転を予定していることから、その後の施設のあり方や利用計画を検討する必要があります。
- ◆ 消防団詰所及び備蓄倉庫の中には、建設から 20 年以上経過している施設があり、屋上防水等の長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆建設経過年数や施設規模等を考慮し、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。 ◆昭和町分室は、現在の機能が（仮称）教育福祉総合センターに移転された後の施設利用方法を検討します。 ◆消防団詰所及び備蓄倉庫は、市民の安全・安心に不可欠な施設であるため、効率的な維持管理に努めます。
② 短期目標（５年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆市役所本庁舎の長寿命化計画を策定します。 ◆昭和町分室の施設のあり方や、その利用方法について検討します。 ◆改修時期を迎えている消防団詰所及び備蓄倉庫の屋上防水工事等の実施時期について検討します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆市役所本庁舎は、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆市役所本庁舎は、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。

4 社会教育系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率貸出数
1	福島会館	直営	平成 3(1991)年度	24	898.34	—	33.3%
2	玉川会館	直営	昭和 49(1974)年度	41	625.72	—	46.2%
3	朝日会館	直営	昭和 59(1984)年度	31	570.08	—	46.1%
4	堀向会館	直営	昭和 44(1969)年度	46	355.11	—	28.6%
5	大神会館	直営	昭和 46(1971)年度	44	526.83	—	44.3%
6	昭和会館	直営	昭和 47(1972)年度	43	514.28	—	75.2%
7	緑会館	直営	平成 4(1992)年度	23	641.85	—	58.9%
8	拝島会館	直営	昭和 43(1968)年度	47	627.46	—	44.4%
9	やまのかみ会館	直営	都営住宅内				30.9%
10	武蔵野会館	直営	平成 17(2005)年度	10	1,037.69	—	56.0%
11	富士見会館	直営	都営住宅内				46.8%
12	市民図書館	直営	昭和 48(1973)年度	42	1,520.38	2,802	438,467
13	市民図書館昭和分館	委託	昭和 47(1972)年度	43	72.00	—	113,977
14	市民図書館緑分館	委託	平成 4(1992)年度	23	110.25	—	83,489
15	市民図書館つつじが丘分室	委託	平成 3(1991)年度	24	73.01	—	29,318
16	市民図書館やまのかみ分室	委託	都営住宅内				28,772

※市民図書館昭和分館、市民図書館緑分館は市立会館内の施設です。

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 玉川会館、堀向会館、大神会館、昭和会館及び拝島会館は、建設から 40 年以上経過しており、引き続き、施設の劣化状況等を踏まえ、計画的な維持管理を進めていく必要があります。市立会館は施設数が多いことから、更新等の時期が集中しないように配慮する必要があります。また、地区別の人口動向を踏まえ、市立会館の適正な配置を検討する必要があります。
- ◆ 市民図書館については、隣接する都道の拡幅工事に伴い、解体を予定しています。平成 31(2019)年度に旧つつじが丘南小学校跡地に、中央図書館の機能を含む（仮称）教育福祉総合センターを建設します。
- ◆ 市民図書館の本館移行に伴い、将来的な図書館分館・分室の適正な配置を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆市立会館は、利用者の利便性等を踏まえ、更新等時期が集中しないように配慮し、長寿命化や建替え等の計画を策定します。 ◆市民図書館は、新市民図書館への移行を着実に実施します。 ◆人口動向等を踏まえ、施設の適正な配置を検討します。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆市民図書館は、解体まで適切な維持管理を実施し、新市民図書館への移行を円滑に実施します。 ◆市民図書館本館移行に伴い、市内分館・分室の適正な配置を検討します。なお、東部地区の分館の設置については、短期目標期間内に検討します。 ◆市立会館の長寿命化・建替計画を策定します。 ◆玉川会館は、近隣施設の市民交流センターの建替えに伴う集約化を検討します。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆市立会館は、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。 ◆新市民図書館は、長寿命化を考慮した維持管理についての計画を策定します。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆市立会館は、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。 ◆新市民図書館は、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。 ◆市内に11館ある市立会館については、人口動向を踏まえ、適正な配置を検討します。

5 産業系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	勤労商工市民センター	直営	昭和 51(1976)年度	39	2,243.33	—	37.4%

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 勤労商工市民センターは、建設から 39 年経過しています。第四地区の施設ですが、隣接する第三地区に所在する市民交流センターの建替えにおける施設の複合化・多機能化を検討する中で、施設の劣化状況等を踏まえ、今後のあり方を検討する必要があります。また、今後も施設を維持していく場合、施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。

また、市民交流センターへ機能を複合化する場合、施設の使用期限や東京都への返還について、その方向性を早急に検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆勤労商工市民センターは、市民交流センターの建替えにおける施設の複合化・多機能化を踏まえ、施設の今後のあり方を検討します。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆勤労商工市民センターの今後のあり方について、検討します。
◆施設を維持していく場合には、長寿命化計画を策定します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆長寿命化計画を策定する場合には計画に沿った改修事業を進めます。
◆複合化する場合、施設の使用期限や東京都への返還について、その方向性を検討します。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆長寿命化計画を策定する場合には計画に沿った改修事業を進めます。
◆複合化する場合の検討に基づき、適切に対応します。

6 子育て支援施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率 年間利用率(人)
1	堀向保育園	直営	昭和 44(1969)年度	46	361.45	—	95.0%
2	なしのき保育園	直営	昭和 48(1973)年度	42	632.26	—	100.0%
3	福島保育園分園	委託	平成 13(2001)年度	14	170.50	—	111.5%
4	上ノ原保育園分園	委託	平成 19(2007)年度	8	225.00	—	109.5%
5	子育てひろばなしのき	直営	平成 19(2007)年度	8	103.98	—	—
6	東学童クラブ	委託	昭和 47(1972)年度	43	94.10	—	97.2%
7	福島学童クラブ	委託	平成 13(2001)年度	14	161.47	—	100.0%
8	第二武蔵野学童クラブ	委託	昭和 55(1980)年度	35	119.25	—	88.7%
9	武蔵野学童クラブ	委託	平成 3(1991)年度	24	193.77	—	91.9%
10	玉川学童クラブ	委託	昭和 42(1967)年度	48	72.28	—	88.3%
11	第二玉川学童クラブ	委託	昭和 42(1967)年度	48	74.30	—	91.7%
12	中神学童クラブ	委託	都営住宅内				88.6%
13	第二中神学童クラブ	委託	昭和 46(1971)年度	44	60.20	—	85.6%
14	旧つつじが丘北学童クラブ	委託	平成 15(2003)年度	12	136.60	—	91.3%
15	旧つつじが丘南学童クラブ	委託	平成 8(1996)年度	19	161.47	—	92.0%
16	昭和学童クラブ	委託	平成 10(1998)年度	17	191.69	—	91.4%
17	第二昭和学童クラブ	委託	昭和 43(1968)年度	47	61.59	—	87.8%
18	大神学童クラブ	委託	平成 20(2008)年度	7	191.93	—	100.0%
19	拝島第三学童クラブ	委託	昭和 50(1975)年度	40	83.30	—	88.7%
20	田中学童クラブ	委託	田中町住宅内				99.0%
21	緑学童クラブ	委託	平成 4(1992)年度	23	198.03	—	85.7%
22	拝島第一学童クラブ	委託	平成 26(2014)年度	1	436.55	—	96.7%
23	富士見学童クラブ	委託	昭和 58(1983)年度	32	184.08	661	68.1%
24	拝島第二学童クラブ	委託	平成 19(2007)年度	8	183.84	—	91.4%
25	美堀学童クラブ	委託	昭和 56(1981)年度	34	120.66	—	86.7%
26	児童センター	委託	平成 15(2003)年度	12	1,258.39	4,438	73,798

※東学童クラブ、玉川学童クラブ、第二玉川学童クラブ、第二中神学童クラブ、第二昭和学童クラブ、拝島第三学童クラブは学校施設の余裕教室を利用した施設です。

※緑学童クラブは市立会館内の施設です。

※旧つつじが丘北学童クラブは児童センター内の施設です。

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 堀向保育園及びなしのき保育園は、建設から 40 年以上経過しており、引き続き、施設の劣化状況等を踏まえ、計画的な維持管理を進めていく必要があります。
- ◆ 堀向保育園については、平成 28(2016)年度末で廃園となりますが、廃園後の有効活用については、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、検討する必要があります。
- ◆ 学童クラブは、現在小学校 1 年生から 3 年生までを対象としていますが、児童福祉法が改正され、対象範囲が 6 年生までに拡大されました。本市においても対象範囲の拡大は課題であり、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、検討する必要があります。この対応により、利用児童数が増加することも見込まれます。
- ◆ 旧つつじが丘南小学校と旧つつじが丘北小学校の統合に伴い、平成 28(2016)年 4 月 1 日より、つつじが丘小学校敷地内につつじが丘学童クラブを開設しました。このため、旧つつじが丘南学童クラブ及び旧つつじが丘北学童クラブは廃止し、また、旧つつじが丘南学童クラブは、(仮称)教育福祉総合センター整備事業に伴い、解体を予定しています。
- ◆ 児童センターの建設経過年数は 12 年と、他の施設と比べると比較的新しい施設ですが、施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆建設経過年数や施設規模等を考慮し、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。 ◆子育て支援施設は、乳幼児や学童が日常的に使用する施設であるため、安全確保については特に重視します。 ◆小学校の敷地内や余裕教室を利用している学童クラブは、学校施設の長寿命化・建替計画との整合性を図りながら計画的な維持管理を実施します。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆児童センターは、長寿命化計画を策定します。 ◆施設ごとに長寿命化・建替計画の必要性を検討し、必要な施設については計画を策定します。 ◆旧つつじが丘南学童クラブの解体を実施します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆長寿命化・建替計画を策定する施設について、計画に沿った改修事業を進めます。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆長寿命化・建替計画を策定する施設について、計画に沿った改修事業を進めます。 ◆年少人口及び待機児童の状況を踏まえ、待機児童の解消に向けた適正な施設量を検討します。

7 保健・福祉施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	あきしま福祉作業所	委託	平成 3(1991)年度	24	493.26	—	—
2	保健福祉センター	直営	平成 13(2001)年度	14	6,106.83	—	53.1%
3	朝日町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内				63.9%
4	松原町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内				39.4%
5	拝島町高齢者福祉センター	直営	都営住宅内				32.5%
6	福島会館陶芸室	直営	平成 25(2013)年度	2	70.93	—	5.2%

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 保健福祉センターの建設経過年数は 14 年と、他の施設と比べると比較的新しい施設ですが、屋上防水、外壁、空調設備の改修時期を迎えます。施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。
- ◆ あきしま福祉作業所は、平成 28(2016)年 4 月に社会福祉法人昭島市社会福祉協議会へ無償譲渡しました。
- ◆ 有料施設は、施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆保健福祉センターは、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。
◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図ります。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆保健福祉センターは、長寿命化計画を策定します。
◆都営住宅内の高齢者福祉センターは、点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用することを検討します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38 年度(2026)まで）
◆保健福祉センターは、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆保健福祉センターは、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。

8 スポーツ・レクリエーション系施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率 年間利用者数(人)
1	格技武道場	直営	昭和 21(1946)年度	69	831.00	4,892	28.6%
2	市民プール	委託	平成 4(1992)年度	23	650.61	—	32,596
3	旧拝島公園プール	委託	昭和 52(1977)年度	38	292.58	—	4,284
4	総合スポーツセンター	委託	昭和 48(1973)年度	42	7,973.25	—	62.7%
5	市民球場	委託	平成 21(2009)年度	6	619.68	—	36.4%
6	みほり体育館	直営	都営住宅内				63.0%
7	富士見高原青少年等山の家	直営	平成 3(1991)年度	24	140.28	—	5.9%

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 総合スポーツセンターは、建設から 40 年以上経過しており、平成 26(2014)年度に実施した施設老朽化調査の結果を踏まえると施設の老朽化が懸念されます。施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。
- ◆ 現在廃止されている拝島公園プールは、跡地の有効利用を検討し、施設の解体時期を明確にする必要があります。
- ◆ 格技武道場は、隣接する都道の拡幅工事に伴い、解体を予定しています。
- ◆ 市民プールは、管理棟を除き、施設全体としては老朽化が進行しており、ここ数年は修繕を繰り返しています。行財政改革推進会議での「廃止を検討すべき」との提言も踏まえ、施設のあり方について検討する必要があります。
- ◆ 富士見高原青少年等山の家は、長野県諏訪郡富士見町にある施設です。現在、市民団体の利用が減少し、小・中学生リーダー講習会の利用のみとなっている現状を踏まえ、施設のあり方について検討する必要があります。
- ◆ 有料施設は、施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図る必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆建設経過年数や施設規模等を考慮し、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。 ◆総合スポーツセンターは、平成 26(2014)年度に実施した施設老朽化調査の結果等に基づき、長寿命化や建替え等の計画を策定します。 ◆施設使用料を定期的に検証し、受益者負担の適正化を図ります。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆総合スポーツセンターの長寿命化・建替計画を策定します。 ◆拝島公園プールは、跡地の有効活用を検討する中で施設の解体時期を明確にします。 ◆格技武道場の解体を実施します。 ◆富士見高原青少年等山の家は、リーダー講習会の代替地の確保を前提として、売却も含めた検討を進めます。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆市民プールは、施設のあり方について検討します。 ◆総合スポーツセンターは、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆総合スポーツセンターは、長寿命化・建替計画に沿った改修事業を進めます。 ◆総合スポーツセンターの建替えを検討するにあたっては、広域運営や PPP/PFI、また指定管理者制度の活用等、効果的・効率的な施設整備や運営方法についても検討します。

9 供給処理施設

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	清掃センター	直営	平成 6(1994)年度	21	5,516.78	—	—
2	不燃ごみ等中継地	直営	平成 4(1992)年度	23	25.00	—	—
3	環境コミュニケーションセンター	直営	平成 22(2010)年度	5	7,418.54	—	—
4	資材管理施設	直営	平成 22(2010)年度	5	60.85	—	—
5	クリーンセンター	直営	昭和 43(1968)年度	47	670.56	—	—

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 清掃センターは、平成 31(2019)年度までの安定稼働を確保します。その後については、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向け、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進めていきます。
- ◆ 環境コミュニケーションセンターの建設経過年数は5年となっており、新しい施設ですが、施設規模が大きく、更新等に多額の費用を要するため、現時点から計画的に、長寿命化に向けた取組を検討する必要があります。
- ◆ クリーンセンターは、昭島市クリーンセンター敷地の利用計画庁内検討委員会（以下「敷地利用計画検討委員会」という。）での検討を踏まえ、し尿処理の減少に基づく休止施設の解体を進めてきました。今後は、管理棟等の施設の更新、敷地利用計画検討委員会での検討を踏まえた整備及び未利用地の処分等を進めていきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆清掃センターは、平成 31(2019)年度までの安定稼働に努めます。
◆環境コミュニケーションセンターは、施設の長寿命化に向けた取組を実施します。
◆クリーンセンターは、敷地利用計画検討委員会での検討を踏まえ、事業を進めていきます。
② 短期目標（5年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆清掃センターは、広域化に向けた協議を進めます。
◆環境コミュニケーションセンターは、長寿命化計画を策定します。
◆クリーンセンターは、敷地利用計画検討委員会での検討を踏まえ、事業を着実に進めていきます。
③ 中期目標（10年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆環境コミュニケーションセンターは、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。
④ 長期目標（20年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆環境コミュニケーションセンターは、長寿命化計画に沿った改修事業を進めます。

10 公営住宅

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	シルバー住宅	直営	平成 10(1998)年度	17	1,310.07	—	100.0%

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 昭島市シルバー住宅は、平成 26(2014)年 3 月に「昭島市営住宅長寿命化計画」を策定しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆平成 25(2013)年度に策定した長寿命化計画に沿って、着実に長寿命化を実施します。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組みの改善を図り、施設保全に活用します。
◆建物の劣化状況に応じて、予防保全的な維持管理を実施します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆現在の長寿命化計画が平成 35(2023)年度までとなっていることから、新たな計画を策定します。
◆現在の長寿命化計画が平成 35(2023)年度までであることから、施設のあり方について検討します。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆長寿命化計画に従い、改修を実施します。
◆施設のあり方の検討結果に基づく、適切な対応を図ります。

1 1 公園内施設

■施設一覧

No	施設名称	運営 方法	建設年度	建設経過 年数	延床面積 (㎡)	土地借上料 (千円)	稼働率
1	エコ・パーク管理棟	委託	平成 23(2011)年度	4	192.00	—	—
2	くじら運動公園管理棟	委託	昭和 58(1983)年度	32	108.84	—	—
3	昭和公園管理事務所ほか	直営	昭和 52(1977)年度	38	371.40	—	—
4	昭和公園便所	直営	平成 12(2000)年度	15	52.55	—	—
5	八清公園便所	直営	平成 14(2002)年度	13	16.03	—	—
6	中神公園便所	直営	平成 14(2002)年度	13	13.73	—	—
7	拝島公園便所	直営	平成 11(1999)年度	16	24.51	—	—
8	林ノ上公園便所	直営	平成 15(2003)年度	12	10.68	—	—
9	田中町住宅第一公園便所	直営	平成 16(2004)年度	11	10.97	—	—
10	田中町住宅第二公園便所	直営	昭和 54(1979)年度	36	12.96	—	—
11	田中町住宅第三公園便所	直営	昭和 54(1979)年度	36	12.96	—	—
12	上水南第一公園便所	直営	平成 18(2006)年度	9	10.89	—	—
13	多摩川緑地くじら運動公園便所	直営	昭和 48(1973)年度	42	45.67	—	—
14	つつじが丘公園便所	直営	平成 8(1996)年度	19	16.02	—	—
15	市民会館公園便所	直営	平成 17(2005)年度	10	17.73	—	—
16	北文化公園便所	直営	平成 15(2003)年度	12	10.68	—	—
17	日ノ出台公園便所	直営	平成 18(2006)年度	9	10.96	—	—
18	美ノ宮公園便所	直営	平成 16(2004)年度	11	11.67	—	—
19	朝日町いこい公園便所	直営	平成 20(2008)年度	7	12.17	—	—
20	上ノ台公園便所	直営	平成 19(2007)年度	8	11.60	—	—
21	みほり広場便所	直営	平成 4(1992)年度	23	14.50	—	—
22	上水公園便所	直営	平成 5(1993)年度	22	7.70	—	—
23	下林公園便所	直営	平成 9(1997)年度	18	14.12	—	—
24	美堀町四丁目公園便所	直営	平成 9(1997)年度	18	16.16	—	—
25	清泉公園便所	直営	平成 11(1999)年度	16	4.45	—	—
26	稲荷公園便所	直営	平成 13(2001)年度	14	4.43	—	—
27	緑ヶ丘公園便所	直営	平成 7(1995)年度	20	18.14	—	—
28	やまのかみ公園便所	直営	平成 18(2006)年度	9	23.92	—	—
29	なごみ公園便所	直営	平成 23(2011)年度	4	6.06	—	—
30	美堀町一丁目かけはし公園便所	直営	平成 24(2012)年度	3	4.47	—	—
31	エコ・パーク便所	直営	平成 23(2011)年度	4	40.50	—	—
32	東町一丁目児童遊園便所	直営	平成 3(1991)年度	24	7.80	—	—
33	東町北部児童遊園便所	直営	平成 5(1993)年度	22	1.01	—	—
34	郷地稲荷神社児童遊園便所	直営	昭和 62(1987)年度	28	5.40	—	—
35	福島神社児童遊園便所	直営	平成 2(1990)年度	25	7.80	—	—
36	みのり児童遊園便所	直営	平成 4(1992)年度	23	7.80	—	—
37	富士見児童遊園便所	直営	平成 19(2007)年度	8	1.01	—	—
38	睦会児童遊園便所	直営	昭和 60(1985)年度	30	5.40	—	—
39	玉川児童遊園便所	直営	平成元(1989)年度	26	7.80	—	—
40	諏訪神社児童遊園便所	直営	民間施設を無償で使用				—
41	昭和町一丁目児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	32	6.25	—	—
42	駒形神社児童遊園便所	直営	昭和 61(1986)年度	29	5.40	—	—
43	東ノ岡児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	32	5.40	—	—

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
44	田中町一丁目児童遊園便所	直営	平成 4(1992)年度	23	1.01	—	—
45	松原町一丁目児童遊園便所	直営	平成 5(1993)年度	22	8.40	—	—
46	松原町三丁目児童遊園便所	直営	平成 25(2013)年度	2	6.88	—	—
47	松原児童遊園便所	直営	平成 23(2011)年度	4	11.25	—	—
48	拝島天神社児童遊園便所	直営	昭和 58(1983)年度	32	5.40	—	—
49	拝島町四丁目児童遊園便所	直営	平成 2(1990)年度	25	4.80	—	—
50	拝島町四丁目南児童遊園便所	直営	平成 21(2009)年度	6	6.10	—	—
51	中神町二丁目児童遊園便所	直営	平成 11(1999)年度	16	4.43	—	—
52	宮沢文化児童遊園便所	直営	平成 13(2001)年度	14	6.90	—	—
53	大神四丁目児童遊園便所	直営	平成 15(2003)年度	12	5.19	—	—
54	松原町一丁目中児童遊園便所	直営	平成 20(2008)年度	7	4.84	—	—
55	小荷田児童遊園便所	直営	平成 21(2009)年度	6	12.55	—	—
56	東町北部児童遊園運動用具入	直営	昭和 61(1986)年度	29	18.37	—	—
57	富士見児童遊園休憩舎	直営	昭和 56(1981)年度	34	33.12	—	—

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ 施設の多くは公園等に設置されている公衆便所です。
- ◆ 多摩川緑地くじら運動公園便所は、建設から 40 年以上経過しており、引き続き、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ、計画的な維持管理を進めていく必要があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆施設数が多いため、計画的かつ効率的な維持管理方法を検討し、日常的な管理によって長寿命化を図ります。
◆便所の建替えについては、建設経過年数や施設の劣化状況を踏まえ、優先順位を定め、計画的に実施します。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆都市公園・児童遊園の便所改修工事を、計画的に順次実施します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆改修及び修繕により長寿命化を図ります。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆改修及び修繕により長寿命化を図ります。

12 その他

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	中神分室	直営	平成4(1992)年度	23	529.97	918	—
2	大神四丁目集会所	直営	平成17(2005)年度	10	72.75	—	—
3	昭和公園立体駐車場	委託	平成20(2008)年度	7	2,317.35	—	—
4	中神駅自由通路	委託	昭和60(1985)年度	30	330.00	—	—
5	拝島駅自由通路	委託	平成21(2009)年度	6	1,814.31	—	—
6	中神駅昇降機	委託	平成19(2007)年度	8	72.05	—	—
7	昭島駅昇降機	委託	平成14(2002)年度	13	44.52	—	—
8	拝島駅昇降機	委託	平成21(2009)年度	6	108.50	—	—
9	西立川駅南口自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	16	6.59	—	—
10	中神駅北口第一自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	16	6.59	549	—
11	中神駅南口第一自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	16	6.59	—	—
12	昭島駅南口立体自転車等駐車場	指定管理	平成4(1992)年度	23	856.41	—	—
13	拝島駅北口自転車等駐車場	指定管理	平成11(1999)年度	16	5.31	—	—
14	拝島駅南口地下自転車等駐車場	指定管理	平成26(2014)年度	1	3,528.57	—	—
15	東中神駅前公衆便所	直営	昭和57(1982)年度	33	18.85	—	—
16	中神駅北口公衆便所	直営	平成19(2007)年度	8	16.88	—	—
17	昭島駅南側公衆便所	直営	平成22(2010)年度	5	17.16	—	—
18	拝島駅前公衆便所	直営	平成21(2009)年度	6	119.40	—	—

(1) 現状や課題に関する基本認識

- ◆ その他の施設は、自転車等駐車場、駅自由通路、駅公衆便所等です。
- ◆ 自転車等駐車場の運営は指定管理により実施しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆延床面積が小さい施設が多い中で、昭和公園立体駐車場、拝島駅自由通路、拝島駅南口地下自転車等駐車場は延床面積が大きいいため、計画的な維持管理により長寿命化を図ります。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆自転車等駐車場は、現在実施している法定点検及び自転車ラック等の定期点検を引き続き確実に実施するとともに、それ以外の点検についても定期的に実施します。
◆自由通路は、通路の状態を常に把握し、状況に応じた適切な対策を行い、重大な損傷の発生を防止するとともに、健全な維持管理に努めます。
◆東中神駅前公衆便所は、自由通路等整備と併せ、建て替えます。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆劣化状況を調査して、長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆劣化状況を調査して、長寿命化すべき建物を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。

13 上水道事業

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	東部配水場	直営	平成 25(2013)年度	2	1,930.69	—	—
2	中央配水場	直営	昭和 54(1979)年度	36	1,188.42	—	—
3	西部配水場	直営	平成 27(2015)年度	0	775.69	—	—

※平成 25 年度から 27 年度まで建替えを実施している西部配水場の延床面積は、平成 28 年 3 月 31 日現在の数値です。

(1) 現状や課題に関する基本認識

水道施設のうち配水場は、東部、西部、中央及び平成 28 年度末完成予定の北部を含め 4 施設となっています。東部及び西部配水場については耐震化を含めた更新工事が完了しました。また、中央配水場については、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年での耐震補強工事を計画しています。

配水管路は、導水管・送水管・配水管の総延長が 268,181m となっており、このうち耐震管の延長は 80,956m で耐震化率 30.2%、耐震適合性のある管を含めると延長は 141,586m で耐震化率 52.8% となっています。今後も、引き続き配水管の布設替等を計画的に進め、耐震化の向上を図っていく必要があります。

地下水保全のため、市内に 20 本ある水源井の定期的な改修・更新及び調査の実施等により、適正揚水量内での揚水を継続していくことが必要です。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆本市の宝である深層地下水 100% のおいしい水を、将来にわたり安全に安定して供給していくために、施設の計画的な改修や、配水管の耐震化等の推進に努めます。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆「第五次昭島市総合基本計画」に掲げた配水管の目標耐震化率 37% 達成に向けて、「水道管路耐震化更新計画」に基づき、配水管網の整備・耐震化を推進します。また、毎年度実施している漏水調査を継続し、漏水箇所の早期発見に努めます。さらに、水源井の定期的なしゅんせつ改修、カメラ調査を継続して実施します。
◆中央配水場については、耐震補強工事に取り組みます。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆水道水の安定供給の確保を図るため、平成 30(2018)年度から概ね 10 年間を目標年度とする「水道事業基本計画」を新たに策定し、各種施策を計画的に実施します。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆「水道事業基本計画」を適時・適切に見直し各種施策を実施することにより、深層地下水 100% のおいしい水を、将来にわたり安全に安定して供給します。

14 下水道事業

■施設一覧

No	施設名称	運営方法	建設年度	建設経過年数	延床面積(m ²)	土地借上料(千円)	稼働率
1	郷地ポンプ場	委託	昭和 58(1983)年度	32	445.62	—	—

(1) 現状や課題に関する基本認識

下水道事業は、昭和 47(1972)年度に事業認可を取得し汚水事業はほぼ 100%の整備が完了しています。現在の下水道施設のストックは、管渠 318,136.8m とポンプ施設 1 箇所となっていますが、今後は、現在実施している耐震化に加え、施設の長寿命化及び更新等の大規模な再整備が必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆下水道は、公共用水域の保全・生活環境の向上・浸水被害の解消を目的としており、市民生活に直結する重要なライフラインの一つとなっています。 ◆下水道事業を将来にわたり継続するために、施設の健全度の把握及び閉塞等の事故防止を図るため、定期的な点検・調査・清掃を実施し、安全で快適な下水道を目指します。 ◆引き続き、現在実施している大規模地震に備えた耐震化をはじめ、新たに施設の老朽化対策に取り組む必要があるため、日常点検・詳細調査結果に基づいた長寿命化計画を策定し、コスト縮減を図りながら施設の延命化に努めるとともに、浸水被害の解消のため、引き続き雨水幹線・主要な枝線の整備を進めます。
② 短期目標（5 年程度 平成 33(2021)年度まで）
◆公営企業への移行にあわせ経営戦略を策定し、今後の経営について検討するとともに、耐震化、長寿命化、雨水管の整備を推進します。
③ 中期目標（10 年程度 平成 38(2026)年度まで）
◆所有資産を的確に把握し、将来負担を見据えた適切な料金設定等、的確な財源確保に取り組み、経営の健全化を図りつつ、耐震化、長寿命化、雨水管の整備を推進していきます。
④ 長期目標（20 年程度 平成 48(2036)年度まで）
◆下水道総合計画に基づきコスト縮減を図りながら、長寿命化対策・雨水管整備率の向上を目指します。

15 道路

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市は、東中神駅自由通路等整備事業や（仮称）教育福祉総合センター等の大規模建設事業に着手しています。財政需要の高まりが予想され、一般財源収入は大幅な改善を見通せる状況になく、厳しい財政状況が続くことが見込まれています。

このため、今後の道路整備にあたっては、限られた財源を有効に活用し、選択と集中による効率的な道路整備を行うことが必要となっています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆幹線道路の体系的整備と安全で快適な生活道路網の充実を目指す中で、うるおいとゆとりのある道路空間の確保を図ります。また、ユニバーサルデザインの視点に基づく道路施設の改良や快適な歩行空間の推進に努めます。
◆日常の管理については、予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めるとともに、国道・都道の管理者との連携を推し進めます。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆道路パトロールの実施や市民等からの情報を集約・調査・分析し、破損箇所の早期発見と早期改修を図り、道路の連続性を保持できるよう、適切な維持管理に努めます。
◆上・下水道、電気、ガス等の道路占用施設については、関係機関と調整し、適切な維持管理に努めます。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆道路ストック総点検結果や、道路の利用状況、他路線の配置等を踏まえて今後の維持・修繕の方針を検討します。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆計画的な維持管理による道路の長寿命化、管理コストの平準化を図ります。

16 橋りょう

(1) 現状や課題に関する基本認識

本市が管理する橋りょうは、全部で42橋あります。建設された年次が分からない橋りょうも多く存在し、そのほとんどが高度経済成長期以前に建設されたと考えられるため、今後、老朽化による架替えが集中し、財政負担が大きくなることが懸念されています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆長寿命化計画を策定し、予防的な修繕を行うことで、橋りょうの延命化、財政負担の平準化、維持管理コストの縮減を図り、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を、将来にわたり確保することを目指します。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆道路パトロールの実施により、破損箇所の早期発見と早期改修を図り、道路の連続性を保持できるよう、適切な維持管理に努めます。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆道路ストック総点検を実施し、その結果に基づき長寿命化計画を更新することで橋りょうの安全確保に努めます。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆計画的な維持管理による橋りょうの長寿命化、管理コストの平準化を図ります。

17 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

公園は、憩いの場、運動の場、児童の健康増進の場として多くの市民に利用されています。

本市が管理する公園は、都市公園37箇所、児童遊園49箇所、その他の公園2箇所です。面積は、都市公園が455,090.93㎡、児童遊園が32,758.34㎡、その他の公園が14,014.51㎡です。

主なものとして、昭和公園(121,640㎡)、多摩川緑地くじら公園(106,194㎡)、宮沢広場(12,637㎡)等があります。

(2) 管理に関する基本的な考え方

① 基本方針
◆公園内の施設や空間は、多くの機能を併せ持ち、幼児から高齢者、障害者等の幅広い市民が多目的に使用できる公園として整備することが重要です。また、指定された公園については、災害時の広域避難場所としての機能整備を進めていきます。
② 短期目標（5年程度 平成33(2021)年度まで）
◆公園施設の適切な維持管理に努め、安全で利便性の高い公園整備を推進します。
③ 中期目標（10年程度 平成38(2026)年度まで）
◆計画的な維持管理による公園の長寿命化、管理コストの平準化を図ります。
④ 長期目標（20年程度 平成48(2036)年度まで）
◆地域性や利用度等により、公園の必要性の検討を行なっていきます。

18 第4章のまとめ

第4章において、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めました。第4章のまとめとして、今後、喫緊に対応しなければならない課題について、その解決に向けた取組を整理しました。

(1) 今後の施設のあり方について具体的な方向性を検討する施設

各施設類型の短期目標期間（平成33(2021)年度まで）・中期目標期間（平成38(2026)年度まで）において、建替えの際の複合化や集約化、廃止、廃止した施設の転用、解体、売却等、今後のあり方について、具体的に検討することとした施設は以下の表のとおりとなります。

なお、表内の「今後検討すべき課題」とした事項については、今後行われる個別施設計画等の策定段階における検討にあたっての課題として表記しています。

延床面積の合計は19,389.75㎡となり、建替えを検討している市民交流センターを除いた延床面積の合計は17,845.07㎡となります。

施設類型	施設名称	延床面積 (㎡)	期間	今後検討すべき課題
市民文化系施設	市民交流センター	1,544.68	短期	建替えに伴う複合化
学校教育系施設	旧拝島第四小学校	5,742.74	短期	他目的施設への転用もしくは売却
行政系施設	昭和町分室	1,803.67	短期	今後の施設のあり方及び売却も含めた有効活用
社会教育系施設	市民図書館昭和分館	72.00	短期	(仮称)教育福祉総合センター整備に伴い、廃止
社会教育系施設	市民図書館つつじが丘分室	73.01	短期	(仮称)教育福祉総合センター整備に伴い、廃止
産業系施設	勤労商工市民センター	2,243.33	短期	一部機能を市民交流センターに複合化することによる廃止
スポーツ・レクリエーション系施設	旧拝島公園プール	292.58	短期	解体後、敷地の有効活用もしくは売却
スポーツ・レクリエーション系施設	市民プール	650.61	中期	廃止後、解体
スポーツ・レクリエーション系施設	富士見高原青少年等山の家	140.28	短期	廃止後、売却
供給処理施設	清掃センター	5,516.78	短期	ごみ処理広域化の推進
公営住宅	シルバー住宅	1,310.07	中期	長寿命化もしくは廃止
延床面積合計		19,389.75		

(2) 解体・譲渡を前提とした施設

各施設類型の短期目標期間（平成 33(2021)年度まで）において、施設を解体（移転に伴う解体を含む。）すること及び譲渡することとした施設は以下の表のとおりとなります。延床面積の合計は 4,852.11 m²となりますが、市民図書館及び学校給食共同調理場は、機能移転を前提とした解体のため、面積縮減の対象施設とはなりません。市民図書館及び学校給食共同調理場を除いた延床面積の合計は 1,485.73 m²となります。

施設類型	施設名称	延床面積 (m ²)	備考
学校教育系施設	学校給食共同調理場	1,846.00	移転・解体
社会教育系施設	市民図書館	1,520.38	移転・解体
子育て支援施設	旧つつじが丘南学童クラブ	161.47	解体
保健・福祉施設	あきしま福祉作業所	493.26	譲渡
スポーツ・レクリエーション系施設	格技武道場	831.00	解体
延 床 面 積 合 計		4,852.11	

今後のあり方を検討する施設及び解体・譲渡を前提とした施設のうち、移転や建替えを検討する施設を除いた延床面積の合計は、19,330.80 m²となります。仮にこれらの施設を全て解体等するとしても、第3章3（1）で定めた公共施設等の管理に関する基本的な方針の一つである、「公共施設については、平成 27(2015)年 3 月時点での保有施設を対象とし、今後 20 年間の財政推計を踏まえ、持続可能な財政運営が可能となる施設量とするため、25,000 m²の縮減を目標とする」とした目標値を達成できないこととなります。

一方、今後のあり方について検討する施設についても、サービス水準の維持・向上を考慮し、廃止を前提に検討していくことはできません。

施設面積の縮減のみならず、新たな運営手法の導入により、効果的かつ効率的な施設運営を行い、その経費の削減に努め、また、新たな歳入確保の視点を持った施設運営を図るなど、幅広い検討も必要となります。さらに、長期的には、人口減少・少子高齢化による児童・生徒数の減少推移も踏まえる中で、適切な教育環境の確保を前提に、学校の統廃合や小中一貫教育による施設の集約化を検討する必要があります。

目標を達成するためには、人口動向や財政状況を的確に捉え、公共施設の改修・建替えにかかる経費と提供するサービス水準のバランスを図り、施設の「複合化」や「多機能化」といった手法を積極的に活用し、長期的な視点をもって、公共施設の適切な維持管理・再配置に取り組んでいかなければなりません。

第5章 フォローアップの実施方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について

公共施設等総合管理計画で掲げる目標を達成するために、下記のとおり全庁的な推進体制で計画の基本方針を踏まえた取組を進めます。

- (1) 公共施設等の情報管理は、公共施設マネジメントを所管する企画部企画政策課と固定資産台帳を所管する総務部契約管財課を基軸とし、各施設担当課との情報連携の強化を図ります。

さらに、企画部企画政策課を公共施設等総合管理計画推進のための総括部門として位置づけ、課題や情報を集約するとともに、計画の進捗状況等を一元的に管理し、目標達成に努めます。

【総括管理・情報管理】

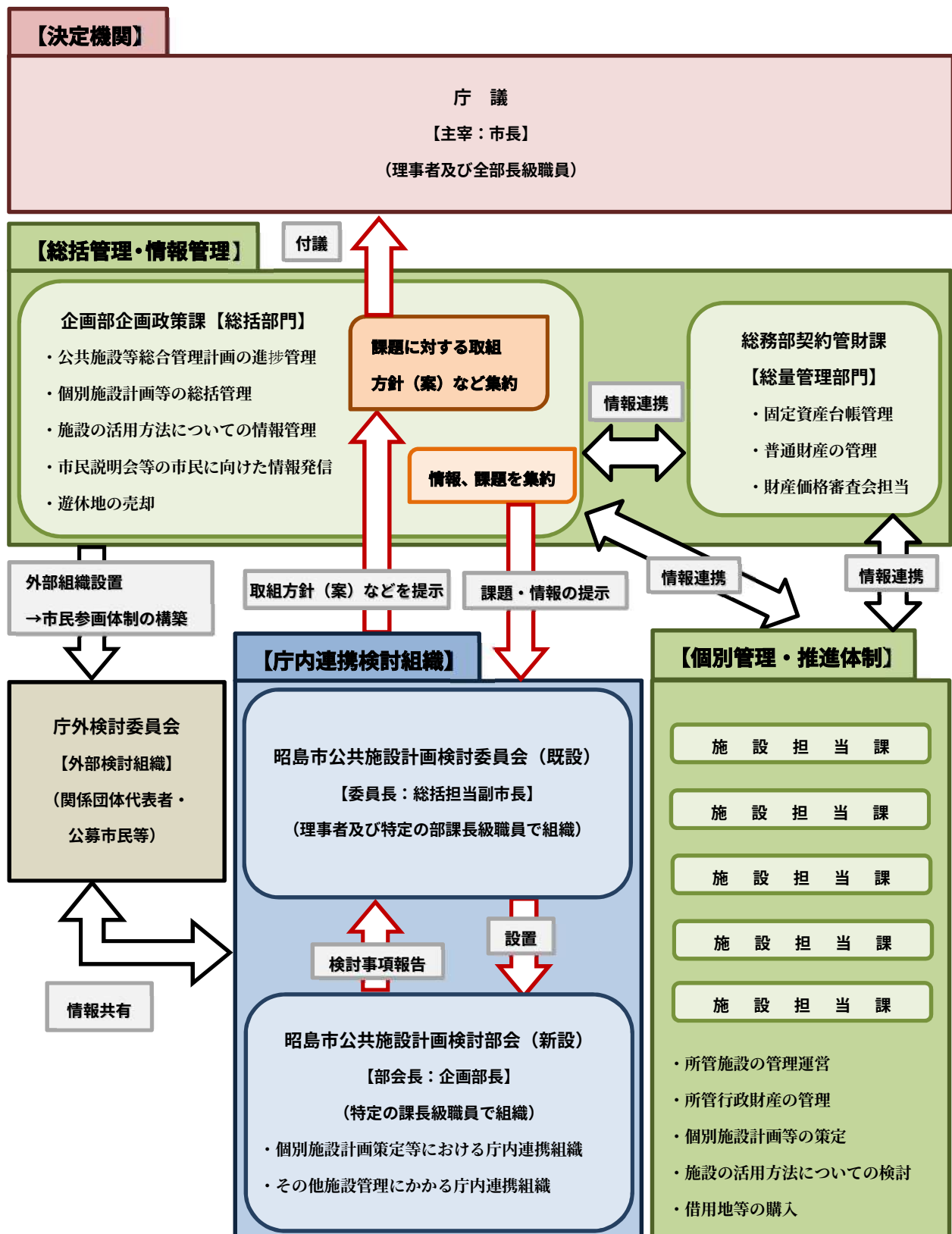
- ① 「各施設の今後のあり方についての方針及び個別の長寿命化・建替計画」（以下「個別施設計画等」という。）については、各施設担当課が主体となり取りまとめ、企画部企画政策課において集約・一元管理し、本市の公共施設等全体の現状把握を行います。
- ② 公共施設等の延床面積等の総量の把握にあたっては、総務部契約管財課において各施設担当課からの情報を集約し、固定資産台帳を取りまとめます。固定資産台帳を活用し現状把握を行い、企画部企画政策課とその情報連携に努めます。

- (2) 部門横断的な取組により課題解決を図るため、庁内連携検討組織を活用し、全庁的な取組体制を構築します。

【庁内連携検討組織】

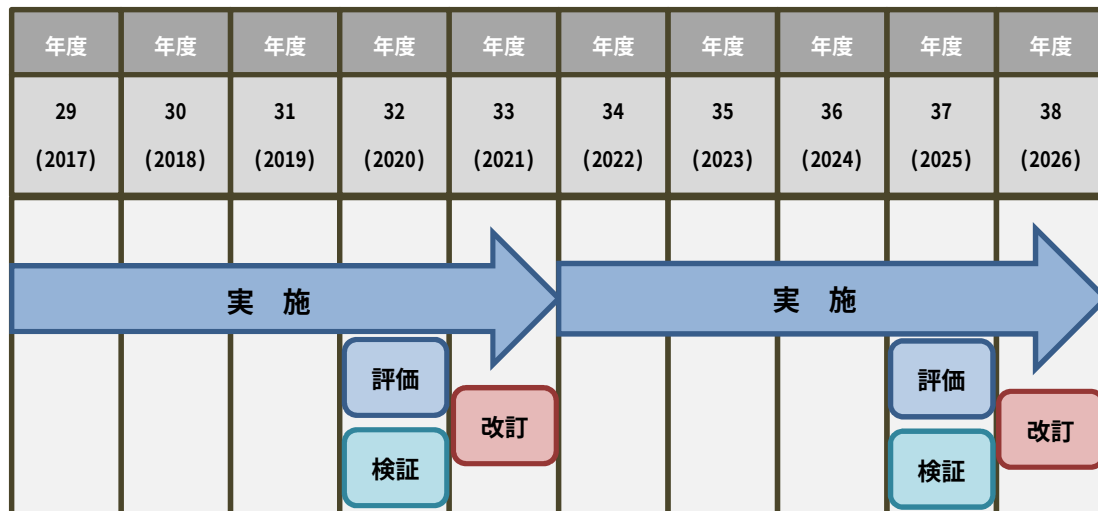
- ① 理事者及び関連する部課長級職員で構成される既存の「昭島市公共施設計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を活用し、全庁的な推進体制をもって適宜認識の共有を図り、課題解決に向けた検討を行います。
- ② また、施設類型ごとの個別の調整を行うため、企画部関係各課や総務部契約管財課といった企画・総務部門に加えて、建築土木、都市計画、産業振興、市民協働といった側面からも検討できるよう、関係各課長職で構成される「昭島市公共施設計画検討部会」（以下「検討部会」という。）を検討委員会の下に設置し、具体的な情報を共有する中で検討を進めます。
- ③ 企画部企画政策課において集約された課題について、検討委員会及び検討部会において、その解決に向けた取組などを検討していきます。
- ④ 検討委員会及び検討部会において検討した課題解決に向けた取組方針（案）などを再度企画部企画政策課において取りまとめ、庁議に付議し、決定します。

全庁的な取組体制のフローチャート



2 公共施設等総合管理計画の改訂について

- (1) 公共施設等総合管理計画の進捗状況や社会環境の変化等に対応するために、原則として公共施設等総合管理計画の「短期」の期間である5年ごとに計画の改訂を実施します。ただし、進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、随時改訂することとします。
- (2) 公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、改訂の前年度に評価を実施することとします。



3 市民や市議会との連携について

- (1) 公共施設等総合管理計画の定期的な評価報告等は、市民の皆さまに、機会を捉え、説明会等を実施するとともに、市議会への報告等十分な説明を行います。また、今後、計画内容についても、市民の皆さまへの更なる周知に努めてまいります。
- (2) 公共施設等総合管理計画を改訂する際には、策定時と同様に、外部検討委員会の設置、市民アンケートやパブリックコメント等を実施し、市民参画を前提とした情報共有を図るとともに、市議会への報告等十分な説明を行います。
- (3) 公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画等の策定や公共施設の再配置を検討するにあたっては、市民・利用者の皆さまの理解を得るために、市民参画できる体制を構築します。

付属資料

1 昭島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会

(1) 昭島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における公共施設等について、適正な維持・管理及び最適な配置にかかる基本方針を定める昭島市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、昭島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合管理計画の策定に当たり、必要な事項について検討及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 公共的団体関係者 6人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から実施する。

(2) 昭島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会委員名簿

選出区分	所属団体等	氏名（敬称略）
学識経験のある者	首都大学東京都市環境学部（准教授）	◎ 荒井 康裕
学識経験のある者	昭島市行財政改革推進会議委員	○ 和田 篤彦
公共的団体関係者	昭島市老人クラブ連合会	五十嵐 和夫
公共的団体関係者	昭島市小学校長会	岡部 操
公共的団体関係者	昭島市中学校長会	中島 理智
公共的団体関係者	昭島観光まちづくり協会	堀井 真理子
公共的団体関係者	昭島市商工会	水野 宏一
公共的団体関係者	昭島自治会連合会	柳井 俊男
公募市民		安部 直子
		枝吉 優

◎委員長 ○副委員長

(3) 委員会開催経過

開催日	回	審議内容
平成 28 年 6 月 15 日	第 1 回	委嘱状交付 1 委員長、副委員長の選出について 2 計画策定の目的について 3 公共施設等総合管理計画の内容について 4 市民アンケートの概要について 5 今後のスケジュールについて
平成 28 年 7 月 22 日	第 2 回	1 昭島市の概要部分記載の検討について 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の検討について
平成 28 年 8 月 17 日	第 3 回	1 公共施設等総合管理計画（案）の修正報告について 2 施設類型別公共施設等の現状と課題について
平成 28 年 9 月 13 日	第 4 回	1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について 2 フォローアップの実施方針について
平成 28 年 11 月 14 日	第 5 回	1 ワークショップの報告について 2 公共施設等総合管理計画（素案）について 3 第 4 章（施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について）のまとめについて
平成 29 年 2 月 17 日	第 6 回	1 市民説明会の報告について 2 パブリックコメントの結果について

2 昭島市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会

(1) 昭島市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市における公共施設等について、適正な維持・管理及び最適な配置にかかる基本方針を定める昭島市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、昭島市公共施設等総合管理計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合管理計画の策定に関すること。
- (2) その他総合管理計画に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員 24 人をもって組織する。

- 2 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、特に必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から実施する。

別表（第 3 条関係）

企画部行政経営担当課長
企画部財政課長
総務部契約管財課長
総務部防災課長
市民部生活コミュニティ課長
市民部産業活性課長
保健福祉部健康課長
保健福祉部介護福祉課長
子ども家庭部子ども子育て推進課長
子ども家庭部子ども育成課長
環境部ごみ対策課長
環境部清掃センター長
都市整備部管理課長
都市整備部交通対策課長
都市整備部建築課長
都市整備部下水道課長
都市計画部都市計画課長
水道部工務課長
学校教育部庶務課長
学校教育部学校給食課長
生涯学習部社会教育課長
生涯学習部スポーツ振興課長
生涯学習部市民図書館長
生涯学習部市民会館・公民館長

(2) 委員会開催経過

開催日	回	審議内容
平成 28 年 6 月 2 日	第 1 回	1 計画策定の目的について 2 公共施設等総合管理計画の内容について 3 市民アンケートの概要について 4 今後のスケジュールについて
平成 28 年 7 月 12 日	第 2 回	1 昭島市の概要部分記載の検討について 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の検討について
平成 28 年 8 月 9 日	第 3 回	1 公共施設等総合管理計画（案）の修正報告について 2 施設類型別公共施設等の現状と課題について
平成 28 年 9 月 7 日	第 4 回	1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について 2 フォローアップの実施方針について
平成 28 年 11 月 1 日	第 5 回	1 ワークショップの報告について 2 公共施設等総合管理計画（素案）について
平成 29 年 3 月 13 日	第 6 回	1 市民説明会の報告について 2 パブリックコメントの結果について 3 平成 29 年度以降の市内連携体制について（第 5 章関係）

3 施設分布

第二地区

- 学校教育施設 4カ所
 ① 旧つつしが丘南丘小学校 ② 旧つつしが丘北小学校（現つつしが丘小学校） ③ 拝島第二小学校 ④ 瑞雲中学校
- 子育て支援施設 6カ所
 ① 旧つつしが丘南学童クラブ ② 旧つつしが丘北学童クラブ ③ 拝島第二学童クラブ ④ 美園学童クラブ
 ⑤ 若向保育園 ⑥ 児童センター
- 社会教育施設 2カ所
 ① 若向会館 ② 市民図書館つつしが丘分室
- 市民文化施設 1カ所
 ・市民会館・公民館
- 産業施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉施設 0カ所
- 行政施設 3カ所
 ① 消防団第四分団詰所 ② 美郷備蓄倉庫
 ③ 美郷町二丁目防災資機材倉庫
- ｽﾎｰﾌﾟ・ﾚｸﾞｨｰｼｮﾝ施設 1カ所
 ・みほり体育館
- 供給処理施設 2カ所
 ① 環境コミュニケーションセンター
 ② 資料管理施設
- 上水道施設 1カ所
 ・中央配水場
- 下水道施設 0カ所

※施設分布図の記載内容について
 その他（自転車等駐輪場など）

第五地区

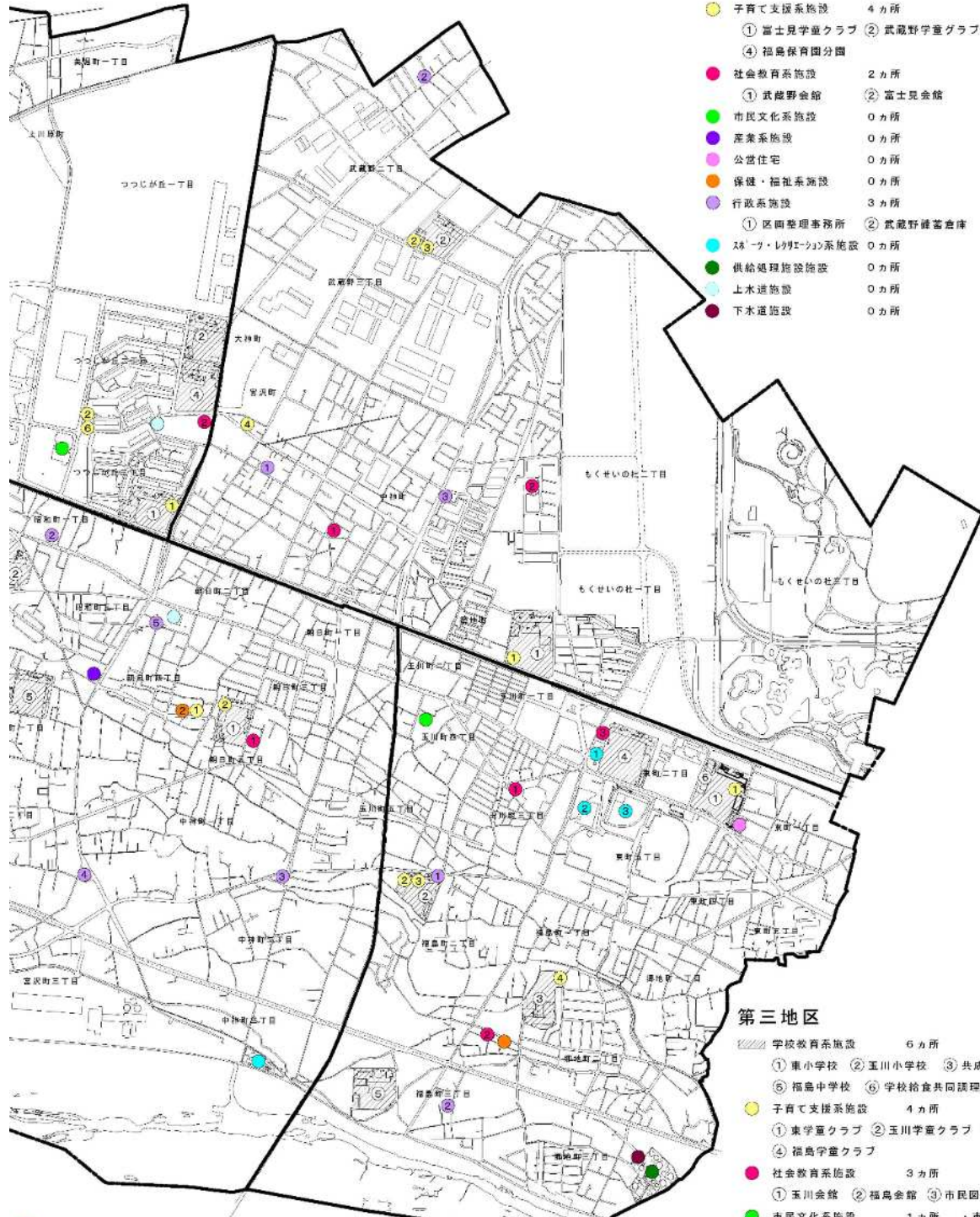
- 学校教育施設 5カ所
 ① 拝島第一小学校 ② 拝島第三小学校
 ③ 旧拝島第四小学校 ④ 拝島中学校
 ⑤ 多摩辺中学校
- 子育て支援施設 3カ所
 ① 拝島第一学童クラブ ② 拝島第三学童クラブ
 ③ 緑学童クラブ
- 社会教育施設 5カ所
 ① 拝島会館 ② 緑会館 ③ やまのかみ会館
 ④ 市民図書館緑分館 ⑤ 市民図書館やまのかみ分室
- 市民文化施設 0カ所
- 産業施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉施設 1カ所
 ・拝島町高齢者福祉センター
- 行政施設 1カ所
 ・消防団第三分団詰所
- ｽﾎｰﾌﾟ・ﾚｸﾞｨｰｼｮﾝ施設 1カ所
 ・旧拝島公園プール
- 供給処理施設 0カ所
- 上水道施設 1カ所
 ・西部配水場
- 下水道施設 0カ所

第四地区

- 学校教育施設 5カ所
 ① 中神小学校 ② 光華小学校 ③ 成隣小学校 ④ 田中小学校
 ⑤ 清泉中学校
- 子育て支援施設 9カ所
 ① 中神学童クラブ ② 第二中神学童クラブ ③ 昭和学童クラブ ④ 第二昭和学童クラブ
 ⑤ 大神学童クラブ ⑥ 田中学童クラブ ⑦ なしのき保育園 ⑧ 上ノ原保育園分園
 ⑨ 子育てひろばなしのき
- 社会教育施設 4カ所
 ① 朝日会館 ② 昭和会館 ③ 大神会館 ④ 市民図書館昭和分館
- 市民文化施設 1カ所
 ・松原町コミュニティセンター
- 産業施設 1カ所
 ・勤労商工市民センター

設分布図

いては、公園施設内（公園事務所など）及び
ど）は記載しておりません。



第一地区

- 学校教育施設 2カ所
 - ① 富士見丘小学校 ② 武蔵野小学校
- 子育て支援施設 4カ所
 - ① 富士見児童クラブ ② 武蔵野児童クラブ ③ 第二武蔵野児童クラブ
 - ④ 福島保育園分園
- 社会教育施設 2カ所
 - ① 武蔵野会館 ② 富士見会館
- 市民文化施設 0カ所
- 産業施設 0カ所
- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉施設 0カ所
- 行政施設 3カ所
 - ① 区画整理事務所 ② 武蔵野健康会館 ③ 中神備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾟ・ﾚｸﾞｴｰｼｮﾝ施設 0カ所
- 供給処理施設 0カ所
- 上水道施設 0カ所
- 下水道施設 0カ所

第三地区

- 学校教育施設 6カ所
 - ① 東小学校 ② 玉川小学校 ③ 共成小学校 ④ 昭和中学校
 - ⑤ 福島中学校 ⑥ 学校給食共同調理場
- 子育て支援施設 4カ所
 - ① 東学童クラブ ② 玉川学童クラブ ③ 第二玉川学童クラブ
 - ④ 福島学童クラブ
- 社会教育施設 3カ所
 - ① 玉川会館 ② 福島会館 ③ 市民回書館
- 市民文化施設 1カ所
 - ・市民交流センター
- 産業施設 0カ所
- 公営住宅 1カ所
 - ・シルバー住宅
- 保健・福祉施設 1カ所
 - ・福島会館陶芸室
- 行政施設 2カ所
 - ① 玉川備蓄倉庫 ② 福島備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾟ・ﾚｸﾞｴｰｼｮﾝ施設 3カ所
 - ① 格技道場 ② 総合スポーツセンター ③ 市民球場
- 供給処理施設 1カ所
 - ・クリーンセンター
- 上水道施設 0カ所
- 下水道施設 1カ所
 - ・郷地ポンプ場

- 公営住宅 0カ所
- 保健・福祉施設 4カ所
 - ① 保健福祉センター ② 朝日町高齢者福祉センター ③ 松原町高齢者福祉センター
 - ④ あさしま福祉作業所
- 行政施設 7カ所
 - ① 本庁舎 ② 昭和町分室 ③ 消防団第一分団詰所 ④ 消防団第二分団詰所
 - ⑤ 朝日備蓄倉庫 ⑥ 田中備蓄倉庫
- ｽﾎｰﾌﾟ・ﾚｸﾞｴｰｼｮﾝ施設 1カ所
 - ・市民プール
- 供給処理施設 2カ所
 - ① 清掃センター ② 不燃ごみ等中継地
- 上水道施設 1カ所
 - ・東部配水場
- 下水道施設 0カ所

4 市民アンケート結果（全設問）

問１．あなたの性別をお聞かせください。

項目	人数（人）	割合（％）
男性	488	43.9
女性	604	54.3
無回答	20	1.8
合計	1,112	100.0

問２．あなたのご年齢をお聞かせください。

項目	人数（人）	割合（％）
10 歳代	45	4.0
20 歳代	80	7.2
30 歳代	144	12.9
40 歳代	180	16.2
50 歳代	192	17.3
60～64 歳	104	9.4
65～69 歳	125	11.2
70～74 歳	96	8.6
75～79 歳	76	6.8
80～84 歳	44	4.0
85～89 歳	21	1.9
無回答	5	0.4
合計	1,112	100.0

問3. ご職業などの状況をお聞かせください。

項目	人数（人）	割合（％）
自営業・事業主	54	4.9
会社員	293	26.3
教員・公務員	53	4.8
会社・団体の役員	21	1.9
パート・アルバイト	159	14.3
学生	62	5.6
専業主婦（夫）	204	18.3
無職	221	19.9
その他	34	3.1
無回答	11	1.0
合計	1,112	100.0

問4. あなたの同居する家族（あなたを除く）の構成についてお聞かせください（複数回答可）。

項目	人数（人）
乳幼児（0～3歳）	86
幼児（4～6歳）	67
小学生	98
中学生	77
高校生	75
65歳以上の方	346
同居者は上記以外の方	619
同居家族はいない	116
無回答	8

問5. あなたがお住いの地区をお聞かせください。

項目	人数（人）	割合（％）
第一地区	207	18.6
第二地区	150	13.5
第三地区	183	16.5
第四地区	340	30.6
第五地区	205	18.4
無回答	27	2.4
合計	1,112	100.0

問6. ①多くの施設で老朽化が進行していることについて知っていましたか。

項目	人数（人）	割合（％）
知っていた	522	46.9
知らなかった	584	52.5
無回答	6	0.5
合計	1,112	100.0

問6. ②人口減少、少子高齢化が予測されていることについて知っていましたか。

項目	人数（人）	割合（％）
知っていた	897	80.7
知らなかった	208	18.7
無回答	7	0.6
合計	1,112	100.0

問6. ③福祉や公共施設整備の費用の状況について

項目	人数（人）	割合（％）
知っていた	280	25.2
知らなかった	823	74.0
無回答	9	0.8
合計	1,112	100.0

問7. 市の改修・建替えの取り組みの考え方のうち、新たな施設の建設の抑制についてどのように思いますか。

項目	人数（人）	割合（％）
賛成である	379	34.1
どちらかという賛成である	549	49.4
どちらかという反対である	136	12.2
反対である	32	2.9
無回答	16	1.4
合計	1,112	100.0

問8. 施設にかかる維持費用を削減する方法として、将来、年齢構成の変化により生まれる施設の余剰スペースを活用し、今までは一つのサービスしか行っていなかった施設で複数のサービスを提供できるようにする「複合化」「多機能化」という手法があります。今後、この「複合化」や「多機能化」という方法をうまく活用して施設の総量を減らしていくという考え方について、どのようにお考えですか。

項目	人数（人）	割合（％）
賛成である	700	62.9
どちらかという賛成である	365	32.8
どちらかという反対である	26	2.3
反対である	12	1.1
無回答	9	0.8
合計	1,112	100.0

問9. 問8で「どちらかというと反対である」または「反対である」と選択された方にお伺いします。限られた財源の中で公共施設を今までどおり維持または増やすために今後どのようにしていくべきとお考えですか（複数回答可）。

項目	人数（人）	割合（％）
他の公共サービスを削減して財源を確保する	14	28.6
施設の利用料や使用料を高くして財源を確保する	10	20.4
増税して財源を確保する	4	8.2
地方債を発行するなどして借金をして財源を確保する	3	6.1
その他	11	22.4
無回答	7	14.3

問10. 公共施設の「複合化」や「多機能化」といった手法で施設を再編していく場合に、みなさんが日常的に利用するような身近にあることが望ましいサービスは地域に残す一方、特別な機会や特別な目的がある時に利用するような施設は、利便性の良い中核的な地域（例：昭島駅周辺など）に集約していくという考え方があります。このような考え方で施設の再編を進めていくことについて、どのようにお考えですか。

項目	人数（人）	割合（％）
賛成である	472	42.4
どちらかという賛成である	464	41.7
どちらかという反対である	116	10.4
反対である	38	3.4
無回答	22	2.0
合計	1,112	100.0

問 11. 施設の建替えや大規模な改修にかかる費用を少なくしていく方法として、日ごろからの施設メンテナンスを心がけることや、施設を長持ちさせるための投資を事前にしっかりと行っていく「長寿命化」という考え方があります。この「長寿命化」という方法を活用して今ある施設をできるだけ長く使っていくという考え方について、どのようにお考えですか。

項目	人数（人）	割合（％）
賛成である	629	56.6
どちらかという賛成である	426	38.3
どちらかという反対である	31	2.8
反対である	15	1.3
無回答	11	1.0
合計	1,112	100.0

問 12. 公共施設の再編を行い施設の数減らしていかなければならなくなった場合、どのような施設から重点的に見直していくべきとお考えですか（複数回答可）。

項目	人数（人）	割合（％）
利用者が少ない施設	736	24.5
近い範囲に同じような公共施設が重複している施設	611	20.3
高い維持費用がかかっている施設	511	17.0
建物や設備の老朽化が進んでいる施設	385	12.8
利用者が固定化していて一部の個人・団体が使うことが多い施設	288	9.6
交通の便が悪い場所にある施設	257	8.5
民間で同様のサービスが提供されている施設	190	6.3
その他	21	0.7
無回答	10	0.3

問 13. 市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える施設、及び見直すべき施設を、以下の中からそれぞれ最大3つまで数字をお選びください。

項目	人数（人）		割合（％）	
	維持すべき	見直すべき	維持すべき	見直すべき
市民文化系施設	235	184	10.6	10.2
社会教育系施設	286	109	12.8	6.1
スポーツ・レクリエーション系施設	272	85	12.2	4.7
産業系施設	15	454	0.7	25.3
学校教育系施設	338	65	15.2	3.6
子育て支援施設	388	43	17.4	2.4
保健・福祉施設	253	72	11.4	4.0
行政系施設	115	243	5.2	13.5
公営住宅	51	326	2.3	18.1
公園	123	114	5.5	6.3
その他	151	102	6.8	5.7

問 14. 地域の公共施設を再配置する際の配置の基準や範囲について、あなたが優先した方が良いと思う項目を以下の中から最大3つまで数字をお選びください。

項目	人数（人）	割合（％）
同種の施設間の距離	636	25.6
人口密度や、地域人口の予測	492	19.8
最寄駅を中心とした範囲	405	16.3
地域の地理（幹線道路や川等）	239	9.6
小学校の通学区域	229	9.2
中学校の通学区域	115	4.6
自治会の区域	109	4.4
特にない	97	3.9
町の境（街区）	92	3.7
その他	21	0.8
無回答	45	1.8

問 15. 再配置後に使用しなくなる施設の有効利用について、あなたの考えにもっとも近い項目を以下の中から最大3つまでお選びください。

項目	人数（人）	割合（％）
民間企業等への有償貸出	652	37.6
売却等による処分	546	31.5
維持管理のかからない施設への転用	437	25.2
その他	51	2.9
無回答	50	2.9

問 16. 市内の公共施設の年間利用状況は次のうち、どれですか。

A 市民文化系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週1回以上）	41	3.7
利用している（月1回以上）	60	5.4
時々利用している（年に数回）	343	30.8
利用していない	601	54.0
無回答	67	6.0
合計	1,112	100.0

B 社会教育系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週1回以上）	68	6.1
利用している（月1回以上）	156	14.0
時々利用している（年に数回）	331	29.8
利用していない	485	43.6
無回答	72	6.5
合計	1,112	100.0

C スポーツ・レクリエーション系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	70	6.3
利用している（月１回以上）	68	6.1
時々利用している（年に数回）	231	20.8
利用していない	671	60.3
無回答	72	6.5
合計	1,112	100.0

D 産業系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	10	0.9
利用している（月１回以上）	7	0.6
時々利用している（年に数回）	51	4.6
利用していない	965	86.8
無回答	79	7.1
合計	1,112	100.0

E 学校教育系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	82	7.4
利用している（月１回以上）	19	1.7
時々利用している（年に数回）	51	4.6
利用していない	881	79.2
無回答	79	7.1
合計	1,112	100.0

F 子育て支援施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	82	7.4
利用している（月１回以上）	25	2.2
時々利用している（年に数回）	54	4.9
利用していない	873	78.5
無回答	78	7.0
合計	1,112	100.0

G 保健・福祉施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	32	2.9
利用している（月１回以上）	34	3.1
時々利用している（年に数回）	182	16.4
利用していない	798	71.8
無回答	66	5.9
合計	1,112	100.0

H 行政系施設

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週１回以上）	16	1.4
利用している（月１回以上）	70	6.3
時々利用している（年に数回）	694	62.4
利用していない	273	24.6
無回答	59	5.3
合計	1,112	100.0

I 公営住宅

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週1回以上）	17	1.5
利用している（月1回以上）	5	0.4
時々利用している（年に数回）	9	0.8
利用していない	995	89.5
無回答	86	7.7
合計	1,112	100.0

J 公園

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週1回以上）	99	8.9
利用している（月1回以上）	122	11.0
時々利用している（年に数回）	311	28.0
利用していない	500	45.0
無回答	80	7.2
合計	1,112	100.0

K その他

項目	人数（人）	割合（％）
よく利用している（週1回以上）	366	32.9
利用している（月1回以上）	242	21.8
時々利用している（年に数回）	311	28.0
利用していない	133	12.0
無回答	60	5.4
合計	1,112	100.0

5 昭島市公共施設等総合管理計画（素案）に関する説明会

（１）開催の概要

- ①日時 平成 29 年 1 月 13 日（金）午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで
- ②場所 市役所市民ホール
- ③参加人数 8 名
- ④日程

- 1 開会
- 2 あいさつ（昭島市企画部長 山下 秀男）
- 3 昭島市公共施設等総合管理計画（素案）の説明
- 4 質疑・応答
- 5 閉会

【配布資料】

- ・昭島市公共施設等総合管理計画（素案）に関する説明会日程
- ・昭島市公共施設等総合管理計画（素案）
- ・昭島市公共施設等総合管理計画 概要版
- ・パブリックコメント実施要領

（２）質疑・応答の内容

Q： 施設管理において莫大な借地料がかかっていると思うが、その点についてどのように考えているのか。

A： 計画では、遊休地は積極的に売却する方針を打ち出しています。学校施設を中心に借用している国有地等については、遊休地の売却で得た財源をもとに購入することを視野に入れて計画策定に努めています。

昭島市の公共施設等に関する 10 の基本方針においても「市が保有する財産のうち遊休地については、今後の施設の再編を配慮する中で、積極的な売却に努め、市が有償使用している国有地等については、将来負担を軽減するため買入れの検討を進める。」という基本方針を定めています。（計画素案 66 ページ）

Q： 昭和町分室は、これまで、その利用について地域の意見を市が吸い上げていた。それに対して突然このような形で検討すべき課題が示されて、地域では混乱を招くと思う。パブリックコメントも非常に短期間に書かなければならず、自治会の中でも問題になるのではないかと思う。再度説明会があればという意見もある。

A： 今後、具体的な検討を進めるにあたって、29 年度以降、個別計画を策定していく予定です。具体的な計画を策定する段階で地域の方に丁寧な説明をしていきたいと考えています。昭和町分室については、（仮称）教育福祉総合センターの建設場所移転に伴って、地域の皆様に意見を伺う中で、暫定利用として高齢者の施設、青少年の施設として活用する方向性で理解を得てきたことは承知しています。本計画において、検討すべき課題として、売却となっていますが、市としてはこれまでの経過等を踏まえて慎重に対応したいと考えています。

6 昭島市公共施設等総合管理計画（素案）に係る意見募集（パブリックコメント）

（１）概要

①目的

昭島市公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、「昭島市公共施設等総合管理計画(素案)」について広く市民の意見を伺い、参考とする。

②募集期間

平成 29 年 1 月 13 日（金）から平成 29 年 2 月 13 日（月）まで

（２）意見の提出について

①意見を提出した人の数 59 人

②意見の提出方法

持参 45 件

郵送 3 件

ファクシミリ 9 件

電子メール 2 件

③寄せられた意見の数 92 件

昭島市公共施設等総合管理計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について

№	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	—	全般	スポーツをする施設は無くさないようにして欲しいです。	各施設の今後のあり方については、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時に、多角的に検討してまいります。施設によっては、廃止を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化・複合化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
2	—		身近な施設を次々と無くすのではなく、市民が安心して安全な場所を作っていただきたいです。今回、廃止・売却の案が出されている施設は、多くの人が利用しています。必要としている市民の声をしっかりと聴いて欲しいです。	
3	—		これ以上昭島駅南口の子どもの居場所を奪うことのないようにしていただきたいです。今の世の中だからこそ、居場所を統合するよりも、どの地域でも安心していられるような子どもや親目線の政策構築をお願いします。	
4	—		高齢化や子どもたちの学力・運動能力の低下が問題となっているのに、公共施設を廃止もしくは集約することに関して賛成できる理由がありません。また、説明が十分でないこともかなり不満に思っています。	
5	—		公共施設の統合によりスポーツ等の練習場が消滅することを危惧するものです。施設統合については、従来活用されてきた施設機能が失われることの無いようご配慮ください。	
6	—		これだけ多く、線路の南側の施設が廃止または売却されると、市民が部屋を借りられる施設が不足したり、住んでいる地域にそうした施設がないという市民が増えてしまいます。利用実績が多い施設は残してもらえるようにお願いいたします。	
7	—	全般	人口減少、高齢社会、施設の老朽化、財政難が今回の基本に置かれていると思います。市の方策を一市民の目から見ますと、常に「金・金・・・」と言っているように見えます。「自身の財政を安全・安心にすることが第一優先」に市政を行ってはいないでしょうか？今回の素案の報告と同時期に、市は期末手当、勤勉手当の増額実施を採決しました。反対の意見には「市は何かといえば市は財政難と市民説明」、「その中での手当増額はいかなるものか？」との意見も聞かずに、「これでまた市民には財政難を言うか！」と思わされました。 人口が減少すると言いつつ、一方では高額を投じて「新道路の建設」市役所横の道（3・4・1号中央線）は必要ですか？自身の市の方針は実行して財政難である！と言いつつ、「国が公共施設の統合方針」を出すと従う。どうも市自身の「安全・安心」の方針が徹底、市民の生活より優先しているように思われます。	インフラを含めた公共施設等の老朽化への対応は、国をあげての大きな課題の一つです。政府は、平成25年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識を示しております。平成26年4月には、国から地方公共団体に対し要請が行われ、全地方公共団体で「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでいます。 また、都市計画道路3・4・1号整備事業につきましては、円滑な交通の流れを確保し、健全な市街地の発展を図るとともに、災害発災時には防災拠点である市庁舎への主要アクセス道路となり、救援活動や緊急輸送を中心的に担うものとして、緊急性及び必要性の高い事業でありますことから、ご理解いただけますようお願いいたします。
8	—	全般	昭島市の公共施設等についての詳細な資料が市民の前に明示されたことを評価いたします。	今後も引き続き、市民参画を基本に、市民との情報共有に努めてまいります。
9	—	全般	現在、建設事業を進めている（仮称）教育福祉総合センター計画時に、旧校舎の教室の中の一部に引きこもりがちの人が自由に使える部屋の設置を求めたが、それは通らなかった。 また、唯一の児童館「ばれっと」は利用者にとって、遊びの場が狭く、子どもたちにとって決して十分とは言えないと思います。 建設中の物も、残るといわれている「ばれっと」も、廃止・売却と言われている施設の不足する場を補うものとしては問題があるのではないのでしょうか。	本市の保有する公共施設等の全体像を把握した上で、限られた施設を有効に活用していくことが重要となります。本計画において分析した課題を検討する中で、今後個別施設計画等策定時に、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 なお、（仮称）教育福祉総合センター及び児童センターに関しては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

№	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
10	10 ～ 16	第1章3 人口動向 について	本計画は人口動態が成り行きで推移するものとして問題点を押し出していますが、「人が住みたいと思う昭島にする」という方針で対策が実施され、効果が上がった場合には、計画を見直す必要がある筈です。一定の期間を置いて、人口推移を考慮した計画の修正を案の内に盛込んでいただきたい。	第5章2「公共施設等総合管理計画の改訂について」(97ページ)で記載しているとおり、本計画は5年ごとに改訂することから、その際に改めて人口推計も実施いたします。
11	60	第3章3 公共施設 等の管理 に関する 基本的な 方針につ いて	方針案は納得できるものばかりですが、(4)施設の集約については、ワークショップの意見にあったように「移動手段の確保」が合わせて必要と思われますので、文言として入れるよう要望します。また、(10)公共施設計画検討委員会には市民も参画できるよう要望します。	ワークショップにおいて「施設を集約化する場合の高齢者等の移動手段の確保」(54ページ)というご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、第3章4(6)統合や廃止の推進方針の中で、「今後の高齢化率の上昇を踏まえ、施設への移動手段確保の視点を持ち検討していきます。」(64ページ)と記載しています。 また、公共施設計画検討委員会については庁内の検討組織となりますが、個別施設計画等の策定段階においては、公募市民委員を含めた外部検討委員会を設置するなど、市民参画体制の構築を図ってまいります。
12	69 93	第4章 市民交流 センター について	現在改修工事が進行中につき喫緊の建替えを要するとは思えません。改修工事も将来を見据えての計画を要します。	市民交流センターは、建替えに向けて財源の確保に努めている状況にあり、財源の確保ができた際、施設の集約化による建替えを進めます。したがって、当面の間の利用に供するため、昭島市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を実施いたしました。 施設としては、高齢者や障害者の方が利用するには、エレベーターなどの機能が不足していること、また、建設後50年が経過し、空調設備等も劣化が進んでいることから、本計画(素案)の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「建替えに伴う複合化」としております。
13	71 93	第4章 旧拝島第 四小学校 について	昭島市には多目的体育館がありませんので、この施設を有効に利用できるよう検討すべきです。交通の不便さを考慮し、校庭を駐車場とすれば利用者也便利です。災害時大規模避難所としても利用可能性があると考えます。	本計画(素案)の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「他目的施設への転用もしくは売却」としております。 旧拝島第四小学校のあり方については、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 旧拝島第四小学校に対する要望等は貴重なご意見として参考とさせていただきます。
14	71 93		売却することには反対する。有効活用を考えるべき。	

Nº	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
15	73 93	第4章 昭和町分 室につい て	73 ページでは、「昭和町分室は、現在の機能が（仮称）教育福祉総合センターに移転された後の施設利用方法について検討します。」と記載されているが、一方、93 ページでは、検討すべき課題が「売却」と記載されている。これでは、「売却」のみを検討するように受け取れ、記載に重大な齟齬がある。結論として、「第4章のまとめ」の昭和町分室の扱いは、短期目標どおり「昭和町分室の施設のあり方や、その利用方法について検討します。」と明確にすべきである。	本計画（素案）の策定過程における意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題のひとつとして、「売却」といたしましたが、売却が決定しているかのような誤解を与えかねないことから、「基本方針」及び「短期目標」に記載しました趣旨も踏まえ、公共施設等総合管理計画策定検討委員会等において、記載内容の修正を検討いたします。
16	73 93		青少年の活動拠点として使用されている大切な場所についてはより充実を図るべきであるのに売却とは驚くより呆れている。この場所は駅にも近く市民のための施設の場所としては適しており、一度手放せば元には帰らず、市民にとっては大変な損失となる。見直すことについては当然のことと思うが、市有地（市民の財産）について売却との結果は簡単に出すべきではない。	昭和町分室の今後のあり方については、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。売却を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化・複合化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。
17	73 93		93 ページ表では、他の施設は選択肢が示されているが、当施設は「売却」とされており、売却が決していると思われる。 当施設の利用者は、撤去後移転されるのか等明確になるよう個別の検討段階で十分な対策がとれるのか。利用者に犠牲を強いる事の無いように配慮をお願いします。 分室の北側に建っているマンションの住人からは、売却先によっては日照権の問題が起これと指摘しています。	また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
18	73 93		これから先起こるであろう災害のことも考えて売却する前にもう一度有効に利用することを検討して下さい。売却してしまうと再度手にいれることは不可能です。	なお、個別具体のご意見につきましては、個別施設計画等策定の際に参考とさせていただきます。
19	73 93		広い土地と利用度の良い場所、売却は地域住民としては反対です。絶対足りない特養老人ホームとか、介護施設など必要です。	
20	73 93		青少年等交流センターが保育園、学童クラブの建設により廃止になり、昭和町分室1階を改修し、昨年の5月に「青少年交流センター」が造られ使用されている現状なのに、一方的に「売却」の方針が出され、市民無視のやり方に怒りを感じる。市民のための施設として、地域活性化に向けて再考を切望する。	
21	73 93		昭和町分室は売却せず地域住民の子育て世代及び高齢者の憩いの場所として公園に整備することを希望します。	
22	73 93		昭和町分室は、市民のための施設として活用すべきです。「売却」は絶対反対です。	
23	73 93		リフォームして経費を使ってやっと市民に親しまれて来たところなのに「売却」とはとんでもない事です。	
24	73 93		昭和町分室も売却せずに、図書館分館や市民が部屋を借りられる施設として利用できるようにして欲しいです。	
25	73 93		昭和町分室の跡地は市民が利用できるような施設を作るべきだ。図書館の分室など。	
26	73 93		昭和町分室は売却になっているけども、売却しないでもっと市民の事を考えてほしい。	
27	73 93		売却することには反対する。有効活用を考えるべき。	

№	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
28	73 93	第4章 昭和町分 室につい て	「売却」という方針ですが、待機児童などのことを考え、認可保育園の増設や児童館の新設などの対応をしてほしい。	本計画(素案)の策定過程における意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題のひとつとして、「売却」といたしましたが、売却が決定しているかのような誤解を与えかねないことから、「基本方針」及び「短期目標」に記載しました趣旨も踏まえ、公共施設等総合管理計画策定検討委員会等において、記載内容の修正を検討いたします。 昭和町分室の今後のあり方については、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。売却を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化・複合化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 なお、個別具体のご意見につきましては、個別施設計画等策定の際に参考とさせていただきます。
29	73 93		将来のある子どもたちと子育て世代が利用する認可保育園の設置がまずは望まれます。それと合わせて超高齢化する市民の健康寿命を豊かに伸ばす活動拠点や特養老人ホームの増設も強く望まれます。売却で得られる利益よりも、活用と活動促進による未来への着実なパトンこそ繋げられるべきです。	
30	73 93		駅に近いこの地域では子どもが安心・安全に遊べる所が少なくなってしまう。昭和町分室は、学年を超えて卓球をしたり、おしゃべりしたり、土・日などもお弁当を持って集まることのできる場所です。きれいで最新の施設を作してほしいとは言いません。今の広さで十分なので、売却を安易に決めないで欲しいです。	
31	73 93		昭和町分室については、売却を踏み止まる事を。良い所であり、広さもあります。市民の活用案を募り、よく検討してほしいと思います。年齢に分けて、募ってみてはいかがでしょうか。教室等の場所は線路の南側には無いので、適した場所です。	
32	73 93		昭和町分室は立地、利便性が良いことからまだまだ有用できる価値があります。専門的な技術の研修所等、若者の利用できる施設等の転用も可と思います。	
33	73 93		幼児、低学年に対する施策も大切であり、重要であると思うが、一段上の年齢層に対する施策が今一番重要であり、運営方法、イベント内容等を再考すべきである。	
34	73 93		昭和町分室は市の方針が図書館から変更し、ようやく青少年交流センターと青年が使える音楽室ができ、トイレ改修も終わった。今後はさらに良い施設の建設用地として期待が持てる場だと思えます。市の中には広い土地を売却せずに貸与、その利益で会社運営しているところもある。市民の為有効な使用方法を考える必要が求められます。	
35	75 93	第4章 市民図書 館分館・分 室につい て	市民図書館昭和分館も廃止されると困ります。青梅線の線路の南側にも図書館分館は必要です。	本計画(素案)の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「(仮称)教育福祉総合センター整備に伴い、廃止」としております。 市民図書館昭和分館及びつつじが丘分室の今後のあり方については、各施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。施設によっては、廃止を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化や運営面における利便性の向上なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 市民図書館昭和分館及びつつじが丘分室に対する要望等は貴重なご意見として参考とさせていただきます。
36	75 93		市民図書館昭和分館、廃止反対、地域に残すべき。	
37	75 93		新幹線図書館はマニアの人たちに人気な所です。正確に塗装をして宣伝すれば、人が集まります。	
38	75 93		図書館を集約するのであれば、蔵書の充実や施設の開館時間の延長などの検討をいただきたい。	
39	75 93		旧つつじが丘南小学校跡地に新図書館を設置する一方、つつじが丘分室、昭和分館は廃止の方向と聞いている。市役所のような既存施設に分室規模の図書館を設置することは出来ないか。利便性の向上により、図書館利用率が上がることも期待出来るのでは無いかと考える。	

Nº	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
40	76 93	第4章 勤労商工 市民セン ターにつ いて	93 ページでは、「一部機能を市民交流センターに複合化することによる廃止」と記載されているが、軽スポーツ・ダンス・囲碁将棋等ができ、多目的施設として利用度が高い。平成 27 年度に高額をかけて耐震化したばかりであり、生活圏に馴染んだ、地域にとって必要かつ重要な施設である。76 ページの「短期目標」を再考し「廃止を前提にせず、今後のあり方、長寿化計画を策定、検討します。」の方向を明確にすべきである。	勤労商工市民センターは、広域的な施設として東京都が設置運営しておりましたが、平成 13 年 4 月に東京都から移管を受け、現在は、市が運営しています。建設から 39 年が経過をしており、施設の劣化状況等を把握する中で、今後の施設のあり方を検討する必要があるものと認識しています。
41	76 93		公共施設の老朽化と市税収入の減少、何らかの対策が必要なのは、理解できますが、日頃公共施設を利用して活動している私たちは、現在でも施設の足りなさを感じています。特に体育室などの広い施設は抽選で確保するのに苦労しています。93 ページの勤労商工市民センターは廃止して市民交流センターに複合化すると体育室はどうなりますか？反対です。	本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題の一つとして「一部機能を市民交流センターに複合化することによる廃止」としてあります。
42	76 93		現在ダンスチームに所属していて現状でも広いレッスン場所の確保は大変です。勤労商工市民センターは、床が木のフローリングで鏡もあり、ダンスにもとても良い会場ですのですずっと利用したいです。体育館のような広い会場はもっと増やして頂きたいと思います。	勤労商工市民センターに限らず、各施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、施設の今後のあり方については、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。
43	76 93		勤労商工市民センターの体育室は絶対に無くさないで下さい。昭島市内では体育館が少なく、無いに等しい状態です。各チームは場所の確保にとっても苦労しています。	施設によっては、廃止を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。
44	76 93		勤労商工市民センターの存続を希望致します。市内に広い部屋、体育館等が少なく、現在でも困っている状況です。	また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
45	76 93		昭島市ダンススポーツ連盟は昭和 55 年に設立し、平成 2 年に体育協会に加盟し、現在まで活動をしてきました。 現在の活動の中で、特に市民の皆さんに楽しんでもらっているのが年 2 回開催している「ダンスパーティ」です。開催場所は 2 回とも「勤労商工市民センター」です。参加者が毎回 100 名前後になり、また、音響装置が必要になるため、他の会館を使用することは広さ等の点で難しい。ダンスパーティを開催できる最適な場所は「勤労商工市民センター」をおいて他にない。市民の皆さんにも大いに楽しんでもらい「健康と生きがいと潤いのある生活作り」に貢献できたのではないかと考えております。今後とも、市民の皆さんの健康と生きがいの為にダンスパーティを「勤労商工市民センター」で開催できるよう、この施設を維持して下さい。	検討期間については、市民交流センター建替えにおける施設の複合化・多機能化と合わせて検討を進めていくことから、平成 33 年度までの短期目標期間内での課題といたします。
46	76 93		勤労商工市民センター（職業安定所）にて仕事を探している方がいます。今の時代、職をなくす方が多くなっています。	なお、勤労商工市民センターに対する要望等は貴重なご意見として参考とさせていただきます。
47	76 93		勤労商工市民センターも廃止しないで、市民の交流の場を作ってほしい。	
48	76 93		施設建設から 39 年経過し、稼働率も 37.4%と決して高利用状況とは言えませんが、とりあえずエレベーターは設置してあります。軽運動のできる勤労商工市民センターは、活用できるのではないのでしょうか。市民交流センターの建替を検討されていますが、財源確保が課題と書かれています。勤労商工市民センターについては、「短期」で「廃止」が検討課題とされていますが、期間について再考を要望します。	

Nº	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
49	76 93	第4章 勤労商工 市民セン ターにつ いて	囲碁クラブ愛好者として、その存続を強く要望する ものであります。この趣味を通じて、高齢者の頭の体 操、指先の活用とコミュニケーションの維持と、生活 の各種情報の収集等、人生第二の生活を維持して参り ました。囲碁、将棋、卓球、健康体操及び昭島落語等、 勤労商工市民センターの利用者は、増加傾向にある現 実を無視することはできないと考えられます。高齢者 の憩いの場所として、同センターの継続を強く希望す る理由であります。	勤労商工市民センターは、広域的な施設として東京 都が設置運営しておりましたが、平成13年4月に東 京都から移管を受け、現在は、市が運営しています。 建設から39年が経過をしており、施設の劣化状況等 を把握する中で、今後の施設のあり方を検討する必要 があるものと認識しています。
50	76 93		勤労商工市民センターの機能を、新しい市民交流セ ンターに移して廃止するとの事ですが、今の場所の周 りで利用していた人たちが行くのは行きづらいです。	本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏ま え、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたって の検討すべき課題の一つとして「一部機能を市民交流 センターに複合化することによる廃止」としておりま す。
51	76 93		昭島市内に床が木製で足を痛める事が少ない施設で ある場所を選ぶとダンスパーティが出来る所は昭島市 内に1箇所だけ、それが勤労商工市民センターです。 学校の体育館がありますが、暖冷房、着替える場所、 トイレも少なく1箇所だけの勤労商工市民センターが 使えなければ体育協会の体育大会も出来ません。会場 の改修工事と増設をお願いします。	勤労商工市民センターに限らず、各施設の現状や課 題に関する基本認識を踏まえ、施設の今後のあり方に ついては、サービス水準の維持・向上を前提に、市の 公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉え る中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検 討してまいります。
52	76 93		勤労商工市民センターについては、利用者の利便性 を損なう事の無いよう、施設の利用者にインタビュー で意見を求めているから対策を検討する等の、丁寧なケア が必要です。	施設によっては、廃止を検討しなければならないこ とも想定していますが、施設の集約化なども視野に代 替措置についても、検討してまいりたいと考えており ます。
53	76 93		勤労商工市民センターは、廃止せず存続を希望しま す。中学校のクラブ活動に利用したり、地域の人々が スポーツや市民活動の場として利用したり、人々に親 しまれているように思います。地域の人々のつながり が薄れている今、こうしたコミュニケーションの場は 大切で行政の都合だけで廃止されるようなことのない よう願っています。	また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委 員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、 幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご 意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
54	76 93		勤労商工市民センターは、市民の憩いの場所です。 家族で卓球したり、仲間でダンス、また将棋他、いろ いろ利用度が高い。「廃止」は絶対に反対です。	なお、勤労商工市民センターに対する要望等は貴重 なご意見として参考とさせていただきます。
55	76 93		勤労商工市民センターは、いろいろと利用している 方が多く、コピー機なども置いてあるため、各団体も 利用し、すごく安くてありがたいという言葉を目にし ます。その施設がなくなったら、変わりに何ができて、 どういう事に使って、今まで利用していた人たちに今 後はどこを利用して、どんなメリットがあるのかを説 明すべきだと思います。	
56	76 93		勤労商工市民センターは、子ども会でもよく利用し ています。イベントのポスターを印刷機で印刷させて もらったり、部屋を借りて子どもたちと一緒に工作を したり。廃止される非常に困りますので廃止には反対 です。	
57	76 93		勤労商工市民センターについては、学生等がスポー ツに通ったりする良い所です。学校の中でできない行 事などをセンターで行う事も出来ます。細かい少人数 の教室でも良いので、個人の教室を開きたい人はいる と思います。	
58	76 93		複合化することにより廃止ということですが、多機 能施設として利用度が高いと思います。市民交流セン ターは遠くて利用しづらい。	
59	76 93		勤労商工市民センターを利用しています。市の中心 の施設ですので、存続を願っています。市民の宝をな くさないでください。	

№	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
60	76 93	第4章 勤労商工 市民セン ターにつ いて	市民交流センターや勤労商工市民センターなどは市内に点在することに意義がある事を十分理解いただき、方針自体を変更いただきたい。	勤労商工市民センターは、広域的な施設として東京都が設置運営しておりましたが、平成13年4月に東京都から移管を受け、現在は、市が運営しています。建設から39年が経過をしており、施設の劣化状況等を把握する中で、今後の施設のあり方を検討する必要があるものと認識しています。 本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題の一つとして「一部機能を市民交流センターに複合化することによる廃止」としております。 勤労商工市民センターに限らず、各施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、施設の今後のあり方については、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。 施設によっては、廃止を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 なお、勤労商工市民センターに対する要望等は貴重なご意見として参考とさせていただきます。
61	76 93		自由に使用する卓球場は、多くの利用がある。親子連れ、小・中学生のグループ使用、学校のクラブ活動での使用、大人の卓球グループ等にぎやかだ。また、毎週教育委員会主催で、大人のリズム体操が日に二回開催され、参加者が多く市民の健康に役立っている。立地は中学校も近く、施設の利用度が50%が問題というならば、利用されるよう改善、解放すればよいのでは。一階の碁、将棋は常に満員である。これらの使用状況を見てほしい。以上の状況を場所の違う市民交流センターが複合施設となっても現在の果たしている施設の役割を果たすことはできないと思う。廃止は反対です。	
62	76 93		市民交流センターと勤労商工市民センターの統廃合について、子どもたち、高齢者の集いの場所を一箇所にまとめる事には反対します。交流センターのせまい中にスポーツ施設まで作れるのか。また、市のはずれの方に一方的に作るのではなく、市の中心部に作るのが良いと思う。	
63	76 93		勤労商工市民センターの廃止をせずに存続を希望します。センターの前を通ると老若の活発な出入りがあり、地域の人々が楽しんで使っている様子が伺われます。一階を公立の保育園にして欲しい。昭島の発展の為にたくさんの子どもの姿が見られる市だと素晴らしいと思います。その為に売却は反対します。	
64	76 93	第4章 勤労商工 市民セン ターにつ いて	震災等災害発生時の避難場所として、勤労商工市民センターの存在は、地域住民に安心と信頼を高めている。同センターの存続を、強く要望するものであります。その理由として、昨今、首都直下型大地震の発生が話題となっており、避難場所の存在が、地域住民の重要関心事となっている現実を直視する時、同センターの存在は、付近の地域住民にとっては、非常に重要かつ大切な建造物となっており、災害時の避難場所としての同センターの存続を強く、要望するもので、あります。	本計画（素案）の策定過程における意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題としております。各施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、施設の今後のあり方については、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。なお、災害発生時の避難場所については、被害想定や人口動向も踏まえ、昭島市地域防災計画の見直しも検討する必要があると考えています。
65	76 93	第4章 勤労商工 市民セン ターにつ いて	現在も市民が多数利用しており、今後も使用する方向で耐震工事も終えたばかりなのに短期での廃止とは多額の工事費を無駄にしまうことになる。	勤労商工市民センターの耐震補強工事は昭島市耐震改修促進計画に基づき、施設の安全性を確保するため実施いたしました。勤労商工市民センターについては、建築後39年が経過しており、空調設備等も老朽化が進んでいます。今後は、施設の集約化に併せて廃止を検討しなければならないことも想定しています。施設のあり方や集約化などの検討は短期目標期間内に行いますが、その後一定の年数の使用も見込んでいます。
66	76 93		当センターは、最近耐震工事が済んだばかりで市民の多機能施設として我々にとって大変重要な拠点です。	
67	76 93		昨年、耐震補強工事が完了しているので、大いに利用を促すべきです。	
68	76 93		耐震化も去年終わったばかりなのに、寝耳に水とはこの事で、びっくりでした。センターは近くでもあり、良き指導者に恵まれ、35年以上継続でき、健康な体になりました。廃止はとりやめて下さい。	
69	76 93		勤労商工市民センターは耐震工事も終了したばかりです。体育施設もあり、小・中学生の交流の場となっているので、存続を検討して下さい。	

Nº	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
70	81 93	第4章 市民プー ルについ て	市民プールなど子どもがおこづかいで行けて、遊べる公共施設を大人の勝手に売却し、なくなってしまうというのは、今後の市政へも不信感を抱きかねないと思います。これからの市政を担っていく子どもたちにとって、安心して遊べる場所は、確保しておくべきだと思います。	本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「廃止後、解体」としております。 市民プールについては、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、安全性の確保を前提に、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。廃止を検討しなければならないことも想定していますが、近隣のプール施設の利用促進などの代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。 なお、市民プールに対する要望等につきましては貴重なご意見として参考とさせていただきます。
71	81 93		市民が昭島の素晴らしい水で、健康のために楽しめる施設なので、廃止に反対です。どうしたら続けられるのか、利用料金を値上げしたら良いのかなど、続けるための案も提示して欲しいと思う。	
72	81 93		市民プールも子どもたちの事を考えて、継続してほしい。子どもたちの思い出の場所であり、きれいにして、駐車場も作って、継続してほしい。	
73	81 93		同価格レベルのそれに対する代替はあるのでしょうか。なかったら不賛成です。	
74	81 93		市民が家族での利用、子どもが泳ぎを覚える場として必要です。みんなが有料のスイミングスクールに入れるわけではないと思います。	
75	81 93		市民プールは無くさないで欲しい。子どもたちが泳げるということは大事なことです。泳げる場所は本当に限られます。子どもが安心して、安い料金で泳げる場所は絶対必要です。	
76	81 93		市民プールの廃止については、老朽化であれば修繕もしくは移設を是非検討いただきたい。そうでないのであれば、絶対に廃止しないで欲しい。	
77	81 93	第4章 拝島公園 プールに ついて	売却することには反対する。有効活用を考えるべき。	本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「解体後、敷地の有効活用もしくは売却」としてしております。 旧拝島公園プールのあり方については、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、個別施設計画等策定時において、多角的に検討してまいります。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
78	81 93	第4章 富士見高 原青少年 等山の家 について	売却することには反対する。有効活用を考えるべき。	本計画（素案）の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「廃止後、売却」としてしております。 富士見高原青少年等山の家については、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、個別施設計画等策定時において、検討してまいります。廃止を検討しなければならないことも想定していますが、現在利用している団体に向けた代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。

№	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
79	82 93	第4章 清掃センターについて	ごみ処理広域化の推進について、ごみの焼却場の建替えは現在の場所では周辺市の了承を得られないことが明確なので、他の施設で処理をしてもらう必要があることを市民に知らせる必要がある。ごみの減量化などをもっと真剣に市民に訴えて欲しい。	清掃センターは、平成31年度までの安定稼働を確保しています。その後については、広域化による可燃ごみの共同処理体制に向け、西多摩衛生組合への加入に向けた協議を進めて行きます。具体的な協議を進めて行くに当たって、市民の皆様の御協力をいただきながら、各種施策を展開し、更なるごみの減量とリサイクルのなお一層の推進を図ってまいります。
80	83 93	第4章 シルバー住宅について	シルバー住宅は市の貴重な施設、高齢化社会にむけ、廃止すべきではない。	本計画(素案)の策定過程におけます意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題として「長寿命化もしくは廃止」としております。 シルバー住宅の今後のあり方については、施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、都営シルバーピア住宅や民間における高齢者住宅の整備状況など考慮し、現行の長寿命化計画の計画期間である平成35年度までに検討してまいります。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
81	93 他	第4章 昭和町分室について 勤労商工市民センターについて	最近ではサークルの数も多く、会場がとれなく困っています。現状でも会場が不足しているのに、昭和町分室、勤労商工市民センターを無くしてしまうのは無謀です。 介護予防教室は65歳以上の人たちです。教室がなくなれば、高齢者の居場所がなくなり、介護保険を利用する人が多くなります。実情を良く把握して売却、廃止は中止していただきたいとお願いいたします。	本計画(素案)の策定過程における意見等を踏まえ、施設ごとの個別施設計画等を策定するにあたっての検討すべき課題としております。 各施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、施設の今後のあり方については、サービス水準の維持・向上を前提に、市の公共施設配置の全体像やニーズの変化を的確に捉える中で、個別施設計画等策定時ににおいて、多角的に検討してまいります。施設によっては、廃止を検討しなければならないことも想定していますが、施設の集約化なども視野に代替措置についても、検討してまいりたいと考えております。 また、その際には、有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺うとともに、地域の皆様や利用者のご意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。
82	93 他		市の公共施設は、私たち市民共有の大切な財産です。昭和町分室及び勤労商工市民センターなど、日頃より市民が活用している施設は、地域コミュニティを生き・育て、持続させる要です。現在の施設が、運用面・経済面など必ずしも問題ないとは言いませんが、多くの市民が利用し必要としています。廃止・売却は地域コミュニティの消失、地域生活文化の破壊になりかねません。これからの時代はスクラップ・アンド・ビルドなる発想ではなく、在る施設を見直しながら、いかに再生し、持続出来るか、その可能性を探るべきです。市行政は、もっと広く市民に告知し、多くの市民、利用者の声を聞いて汲み上げて下さい。	
83	93 他		昭和町分室や勤労商工市民センターが廃止されることを知り、とても驚いた。市報などで住民への周知は図れておらず、きちんと納得いく説明を行ってほしい。子どもや地域の人が多数利用している施設をなくさないでほしい。	
84	93 他		昭和町分室の売却と勤労商工市民センターの廃止について、どちらの施設も学区にあり、小学校の児童・中学の生徒の貴重な居場所を無くさないで頂きたいです。中学周辺には広い公園も乏しくのびのび活動するスペースがありません。また、どちらの施設も雨天での利用も可能であり、貴重な居場所になっています。さらに昭和町分室周辺は子どもたちがのびのび遊べる広い公園ありません。どちらの施設も、気軽に利用できることを積極的にアピールし、子どもたちの健全育成により役に立てるような施設にしていきたいです。	

Nº	該当 ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
85	—	その他	市民生活に大きく関わる公共施設の今後の計画について「ワークショップ」の持ち方や「市民説明会」開催は、PR不足でした。今後計画が実施される段階で、市民により丁寧な説明を行い、その意見を参考とするよう要望します。	計画策定にあたりましては、市民参画を基本とし、公募市民委員を含む第三者検討委員会の設置、市民ワークショップや市民説明会の開催、パブリックコメントの実施など、広く市民の皆様のご意見を伺う機会を設け、その都度、市広報誌や公式ホームページなどを通じて、周知に努めてまいりました。 なお、本計画を踏まえ策定する個別施設計画等における長寿命化・建替計画や施設のあり方についての検討の際にも、丁寧な説明に努め、また、新たに有識者、関係団体、公募市民委員などから構成する外部検討委員会を設置するなど、幅広い意見を伺い、市民参画体制の構築を図るとともに、地域住民の皆様のご意見を伺う機会を設ける中で、取組を進めてまいります。
86	—		公共施設には、その地域特有の環境や事情があり、ひとりでも利用者が居ると強く反対される事になります。弱者を切り捨てる事が無いよう、個別に検討する上では、十分に配慮し、売却や廃止の最終決定の前に対策を住民に示すようお願いいたします。	
87	—		自治会で要請し、説明会を持って頂いたが、自治会未加入者が多い中、地域住民への説明は更に丁寧にすることが必要です。	
88	—		昭島市公共施設等総合管理計画を知っている市民はどのくらいいるのでしょうか？多くの市民の声を聞かずに計画を進める市政には不信感を抱きます。	
89	—		このように市にとって大切な施設に関する重要な計画を進めるには、もっと時間をかけて慎重にするべきだと思います。まずは市民にこのような計画があることを広く知らせるべきで、もっと多数の意見を聞く気がないように思われます。子どもたちが健全に成長するために不可欠な施設を次々なくすことで、昭島市全体の将来が良くなるとは思えません。	
90	—		今回、自治会、子ども会等を通じて知った計画ですが、自分の不勉強も悪いと思いますが、市はもっと市民への説明を広く、深くする努力をして頂けたら、市民は協力すると思います。	
91	—		この意見を求める昭島市の市民に対する対応についての意見です。「検討すべき内容が市の広範囲にあり、また様々な年代の市民が実生活で関係し利用している」施設を、廃止又は売却することに対する説明会を、市民が年始行事に忙しい1月1日の昭島市広報の一部に掲載した。そしてこの内容を知らせて市民の意見を求める「昭島市公共施設等総合管理計画（素案）」を市が配布実施場所に置いたのは説明会当日の1月13日。市民の目線で見ますと、「市民が取り合う暇もない中でことを進めている」「市としてはやるべき事はやっている」という姿勢であり、「一般社会で行われている様々な意見を求める姿勢」とはかなり異なっていると思いました。市の今後の対応の改善を求めます。	
92	—	その他	今はオタク系コンテンツ・イベントで名を上げていくと市にお金を落としてくれます。ハウスタジオ等メディアに関してもです。その為にはそんな事に通の人を募り考えてみてはいかがでしょうか。市民の物であり、市民の色々な人に案を募り、投げかけていただきたい。	貴重なお意見として参考とさせていただきます。

昭島市公共施設等総合管理計画

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行：昭島市

編 集：企画部企画政策課

所 在 地：〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1

電 話：042-544-5111（代表）